



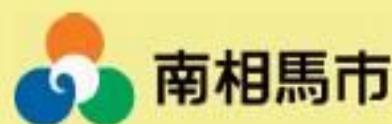
第4期 南相馬市地域福祉計画

第4次 南相馬市地域福祉活動計画

(再犯防止推進計画・成年後見制度利用促進基本計画)



令和6年3月



南相馬市
95 南相馬市社会福祉協議会



はじめに

本市では、東日本大震災等の影響による急速な少子高齢化が進むだけでなく単身高齢者、高齢者のみの世帯が増加するなど生活環境が大きく変化したことで、地域社会におけるつながりやお互いに助け合い、支えあうといった地域力が低下しています。



この生活課題に対応するため、今般「第4期南相馬市地域福祉計画」を、市社会福祉協議会の「第4期南相馬市地域福祉活動計画」と一体的に策定し、市民、地域、社協、行政がそれぞれの役割を担い、相互に連携し、補完・補強し合いながら各種施策に取り組むことといたしました。

また、本計画には、罪を犯した人の地域生活と社会復帰を支えることを目的とした「市再犯防止推進計画」、財産の管理などに支障がある人たちを支える成年後見制度の利用促進を目的とした「市成年後見制度利用促進基本計画」を盛り込んでいます。

今後とも、市民の皆さんや市社会福祉協議会をはじめとした事業者の皆さまとの協働により、「誰もが安心して健康で暮らせるまち」を目指し、地域共生社会の実現と地域福祉の推進に努めてまいりますので、より一層のご理解とご協力、ご支援をお願い申し上げます。

令和6年3月

南相馬市長 門馬 和夫

近年、少子高齢化や核家族化、地域住民相互のつながりの希薄化が進んでいく中で、社会的孤立、生活困窮、ひきこもりなど地域住民が抱える課題も複雑化・複合化するなど、地域社会を取り巻く環境は大きく変化しています。これらの課題においては、家族力の低下、地域の人間関係の希薄化につれ地域力の低下が進み、支援が必要な人が周りから気づかれ難いことや、本人、家族から助けを求めることができない現状もあります。



また、近年多発している水害、地震等の自然災害に備えた「平常時からの助け合い、地域づくり」が求められる今日でもあります。このような状況の中、誰もが住み慣れた地域で安心して豊かに暮らしていくためには、行政・地域住民・福祉関係事業者・ボランティアなどによる地域福祉活動を推進することが、これまで以上に重要になっています。

南相馬市社会福祉協議会では、これまでに地域での生活や福祉課題の解決に向け、「第1次～第3次南相馬市地域福祉活動計画」を策定し、地域福祉の推進に努めてまいりました。今回は、第4次の地域福祉活動計画となります。地域福祉を推進していく上での理念や目標を共有するため、南相馬市の「地域福祉計画」と一体化した形で策定いたしました。本計画の実施にあたっては、地域の皆さんとの連携、協働が今まで以上に必要不可欠であると考えております。より一層のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。なお、本協議会においても、地域福祉の一層の充実を図るために、職員が一丸となって市民の皆さんとともに取り組みを進めてまいります。

令和6年3月

南相馬市社会福祉協議会 会長 佐藤 正彦

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置づけと期間	2
3 地域福祉活動計画（南相馬市社会福祉協議会）	6
4 SDGsの理念	8

第2章 地域福祉を取り巻く状況

1 人口や世帯の状況など	9
(1) 人口の推移	9
(2) 人口ピラミッド	10
(3) 人口推計	11
(4) 自然動態・社会動態	12
(5) 出生率・合計特殊出生率	13
(6) 世帯の状況	14
(7) 就業及び産業の状況	16
(8) 高齢者人口の推移	18
(9) 障がい者手帳所持者数の推移	19
(10) 要支援・要介護認定者数の推移	20
(11) 生活保護の状況	21
(12) 自殺者数の推移	22
2 地域を支える各種団体の状況	23
(1) 行政区・隣組	23
(2) 社会福祉協議会	23
(3) 民生委員・児童委員	23
(4) NPO事業者等	24
3 第3期計画の目標と実績	24
(1) 市民の相互協力による福祉のまちづくりの推進	24
(2) 地域福祉を支える基盤の確立	25
(3) 安心して暮らすための生活支援	25
4 アンケート調査結果	26
(1) 調査結果（一部抜粋）	26
(2) 地域福祉懇談会	42
(3) アンケートや懇談会などから見える課題	55

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念	57
2 基本施策	58
3 計画の体系	60
4 「自助」・「互助」・「共助」・「公助」の考え方	61
5 地域福祉圏域の考え方	62

第4章 地域福祉の推進に向けた取組

基本施策1 地域のつながりづくり	63
取組方針（1）地域の支え合い・ふれあい活動の推進	63
取組方針（2）社会参加と生きがいづくりの推進	66
取組方針（3）地域の見守り活動の推進	69
取組方針（4）地域活動やボランティア活動、NPO活動の活性化	72
基本施策2 安全・安心に暮らせる地域づくり	75
取組方針（1）心身の健康づくりの推進	75
取組方針（2）人にやさしいまちづくりの推進	78
取組方針（3）生活支援の充実	81
取組方針（4）防災・防犯対策の推進	84
取組方針（5）子育て支援の充実	87
基本施策3 地域で福祉を支える基盤づくり	90
取組方針（1）総合的な相談支援体制の充実	90
取組方針（2）福祉サービスの充実	93
取組方針（3）地域福祉のネットワーク強化	96
取組方針（4）人権尊重の社会づくりの実施	99
取組方針（5）地域包括ケアシステムの充実	102

第5章 南相馬市再犯防止推進計画

1 計画の策定にあたって	105
(1) 計画策定の背景・目的	105
2 計画の位置づけと計画期間	106
(1) 計画の根拠法令と位置づけ	106
(2) 計画の期間	106
3 計画の基本事項	107
(1) 再犯防止推進計画の5つの基本方針	107
(2) 国の再犯防止推進計画の7つの重点課題	107
4 犯罪や再犯についての現状と課題	108
(1) 再犯者の状況	108
(2) 再犯防止についての意識（アンケート結果）	110
(3) 再犯防止についての主な課題	111
5 計画の基本的な考え方	111
(1) 計画の基本目標	111
(2) 計画の基本方針	112
6 施策の展開	113

第6章 南相馬市成年後見制度利用促進基本計画

1 計画の策定にあたって	117
(1) 計画策定の背景・目的	117
(2) 成年後見制度とは	117

2 計画の位置づけと計画期間.....	119
(1) 計画の根拠法令と位置づけ	119
(2) 計画の期間	119
3 計画の基本事項.....	120
(1) 成年後見制度利用促進基本計画の基本的な考え方	120
(2) 成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講すべき施策	120
4 成年後見制度についての現状と課題.....	121
(1) 成年後見制度利用支援事業	121
(2) 成年後見制度市長申立	121
(3) 日常生活自立支援事業（あんしんサポート）	121
(4) 成年後見制度についてのアンケート結果	122
【成年後見制度についての主な課題】	123
5 計画の基本的な考え方.....	124
(1) 計画の基本目標	124
(2) 計画の基本方針	124
6 施策の展開.....	125

第7章 計画の推進

1 計画の周知.....	127
2 関係機関などとの連携・協働.....	127
3 計画の進捗管理.....	127

資料編

1 策定体制.....	129
2 南相馬市地域福祉計画策定推進委員会委員名簿.....	129
3 南相馬市地域福祉計画策定推進委員会設置要綱.....	130

第1章

計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

近年、少子高齢化や核家族化、個人の価値観やライフスタイルの多様化、地域における人間関係の希薄化など社会情勢や地域社会の変化に伴って、地域住民一人ひとりの福祉ニーズが多様化し、既存の福祉制度や公的サービスのみでは十分に対応できない状況となっています。

また、一つの世帯において複数の課題が存在している状態(8050問題※や、介護と育児のダブルケアなど)、ひきこもりなどによる地域からの孤立など、地域住民が抱える課題が複雑化・複合化しています。

一方で、福祉分野で活躍する従事者の成り手不足や、地域福祉分野において活躍が期待される地域住民の次世代の育成が困難な状況にあります。

このように、「支える側」の減少と「支えられる側」の増加、さらには課題の多様化・複雑化が進んでいる現状においては、地域住民や関係団体、行政などが地域の課題を『我が事』としてとらえ、協力し、「支える側」「支えられる側」という関係を超えて『丸ごと』つながり、地域をともにつくっていく『地域共生社会』を実現する必要があります。

地域住民の多様なニーズに応じるためにには、保健・医療・福祉やその他の生活関連分野全般にわたるさまざまな分野が横断的に連携し、生活上の困難を抱える方々が地域において自立した生活を送ることができるよう、住民相互の支え合い、助け合いが活発に展開されていくことがより一層重要となります。

本市では、平成31年3月に「第3期南相馬市地域福祉計画・第3次南相馬市地域福祉活動計画」を策定し、『健康で安心して暮らすことができるまち、南相馬』を基本理念とし、住民や行政、民間の地域を支える団体や事業者などが力を合わせ、地域において住民一人ひとりが自立した生活を送ることができるよう地域福祉を推進してきましたが、これまでの成果や新たな課題を踏まえるとともに、令和5年3月に策定された「南相馬市第三次総合計画」(以下、「第三次総合計画」という。)の内容を踏まえ、さらなる地域福祉の充実を図るため、「第4期南相馬市地域福祉計画・第4次南相馬市地域福祉活動計画」(以下、「本計画」という。)を策定するものです。

なお、本計画には、罪を犯した人や非行をした人の地域生活と社会復帰を支え、市民の犯罪被害防止を推進する「再犯防止推進計画」及び病気や障がい等により判断能力が十分でない高齢者や障がいのある方等の権利と利益を守るため、成年後見制度の適切な利用を促進する「成年後見制度利用促進基本計画」をあわせて策定しています。

※8050問題:80代になった親が50代の子どもの世話をしなければいけないという問題のこと

2 計画の位置づけと期間

本市では、地域福祉計画と地域福祉活動計画の2つの計画を一体的に策定することで、互いに連携・補完し合い、地域福祉を地域全体で推進していくことを目指しています。

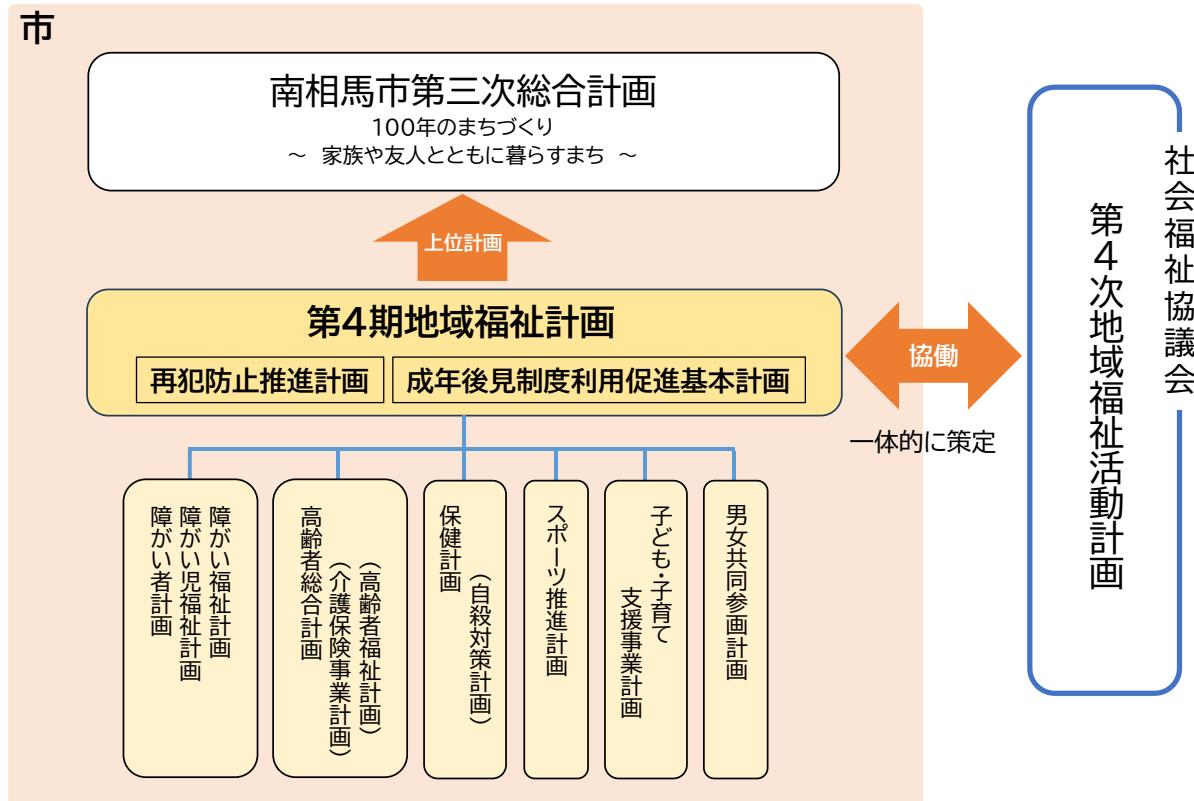
地域福祉計画は、社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画であり、「南相馬市第三次総合計画」を上位計画とし、福祉分野における「高齢者総合計画」、「障がい者計画」などの関連計画と連携しながら、地域福祉を総合的に推進するための「理念・まちづくり」の方向性を示す計画です。

また、地域福祉活動計画は、地域福祉計画の「理念・目標」を共に実現することを目指し、南相馬市社会福祉協議会が具体的に取り組む内容を示すものです。

さらに、本計画は、地域福祉との一体的な展開が求められる、「再犯の防止等の推進に関する法律」(平成28年法律第104号)第8条第1項の規定に基づく「再犯防止推進計画」及び「成年後見制度の利用の促進に関する法律」(平成28年法律第29号)第14条第1項の規定に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」を包含するものです。

■計画の位置づけ

市



■計画の期間

本計画の期間は、令和6年度から令和11年度までの6年間とします。

ただし、社会情勢や市民のニーズの変化などに対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。

関連諸計画	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度					
総合計画																			
		南相馬市復興総合計画 (8年間)					第三次総合計画 (8年間)												
地域福祉計画・ 地域福祉活動計画	第2期	第3期計画（4年間）					期間延長	第4期 南相馬市地域福祉計画 第4次 南相馬市地域福祉活動計画 (6年間)					第5期 第5次						
高齢者福祉計画・ 介護保険事業計画		第7期計画		第8期計画		第9期計画		第10期計画						第11期					
障がい者計画		第5期計画		第6期計画		第7期計画		第8期計画						第9期					
障がい福祉計画 障がい児福祉計画		第5期計画 第1期計画		第6期計画 第2期計画		第7期計画 第3期計画		第8期計画 第3期計画						第9期 第4期					
保健計画		保健計画2018				保健計画2023				保健計画2027									
自殺対策計画						第1期計画				第2期計画									
スポーツ推進計画		第2期計画		第3期計画			第4期計画		第5期計画										
子ども・子育て支援事業計画		第1期計画		第2期計画			第3期計画		第4期										
男女共同参画計画		第二次計画		第三次計画			第四次計画		第五次計画										



■地域福祉とは

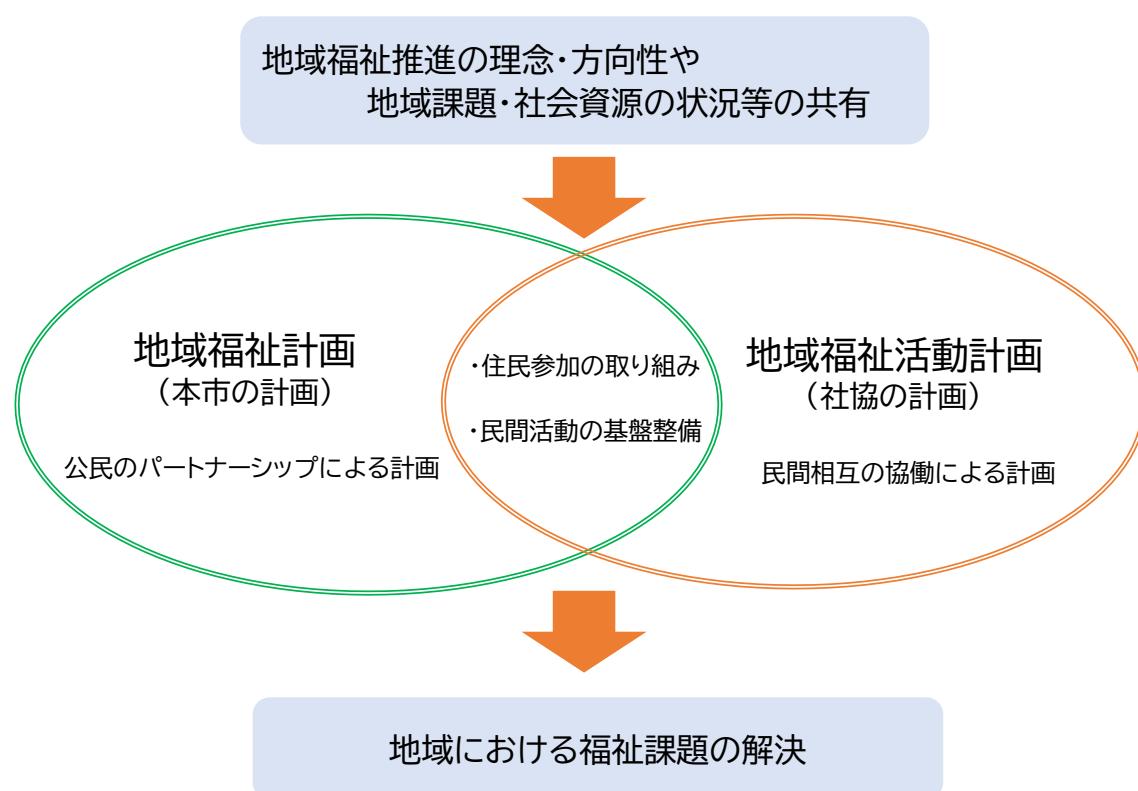
私たちの住むまちには、小さな子どもからお年寄りまで、また、障がいのある方や外国人など、様々な方が住んでいます。地域とのつながりが弱くなり、個人の価値観やライフスタイルが多様化する中で、子育て家庭の孤立や、高齢者の孤独死などの生活課題が顕在化するようになっています。

「地域福祉」とは、全ての住民が安心して生活が送れるよう、地域の人と人とのつながりを大切にし、共に支え合い、互いに助け合う地域づくりに向け、住民、事業者、各種団体、社会福祉協議会、行政がそれぞれの役割を果たしながら、地域全体で力を合わせて、様々な生活課題の解決に取り組むことを言います。

■ 地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的策定

地域福祉計画と地域福祉活動計画は、地域の生活課題や社会資源の状況などを共通認識し、ともに「地域福祉の推進」という目標を掲げ、それぞれの立場において、それぞれの役割を担い、相互に連携し、補完・補強し合いながら地域福祉を進展させていく、言わば、車の両輪となるものです。

本市においては、「理念・基盤・仕組み」づくりである「地域福祉計画」と、それらを実現するための地域住民の活動・行動のあり方を定める「地域福祉活動計画」を一体的に策定しました。それぞれの内容の共有や、支援する施策を相互に盛り込むなどの密接な連携を図ります。



■根拠法令

【社会福祉法】抜粋

(地域福祉の推進)

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

(1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

(2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

(3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

(4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

(5) 前条第1項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第109条 市町村社会福祉協議会は、1又は同一都道府県内の2以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

(1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施

(2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助

(3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成

(4) 前3号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

3 地域福祉活動計画（南相馬市社会福祉協議会）

1 計画策定の背景と趣旨

「地域福祉活動計画」は、行政が策定する「地域福祉計画」と連携・協働し、地域住民及び福祉・保健等の関係団体が、地域福祉推進に主体的に関わるための具体的な活動を盛り込んだ実践的な活動・行動計画です。つまり、地域住民一人ひとりやボランティア、当事者などが主体的に参加し、地域社会を基盤として地域福祉をどのように推進していくかをまとめたものです。

社会福祉協議会では、地域福祉推進の中核機関としての役割を果たすべく、この計画に基づき、地域住民や関係機関と連携・協働し、各事業の推進に取り組んでいきます。

2 計画の位置づけ

（1）「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」

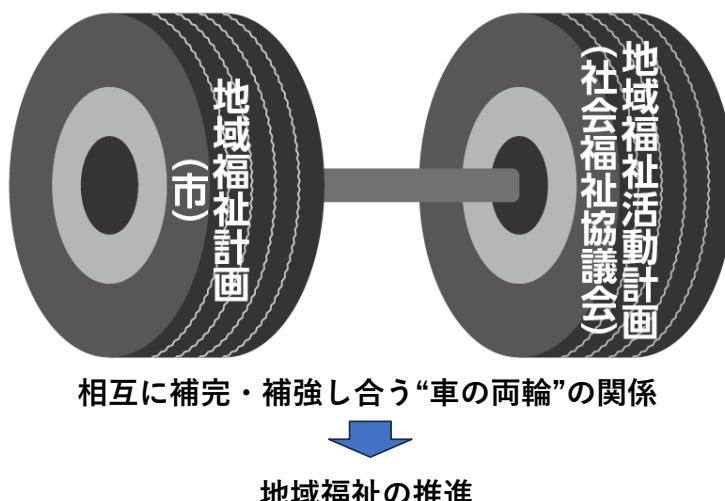
「地域福祉計画」は、社会福祉法に基づき行政が策定する地域福祉の“総合的な計画”です。

一方、「地域福祉活動計画」は、社会福祉協議会が策定し地域住民と共に進める“実行的な計画”です。

●地域福祉関連計画等との関係

2ページ「計画の位置づけ」参照

南相馬市が策定する「地域福祉計画」と南相馬市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」は、相互に補完・補強し合う“車の両輪”的な関係にあります。



(2) 南相馬市との連携による「地域福祉活動計画」の策定

「地域福祉活動計画」は地域における様々な生活課題を解決するために地域住民と共にどのような取組が必要かといった内容を盛り込んだ実行計画です。今回の計画策定にあたっては、市が策定する「地域福祉計画」策定への参画や、地域福祉懇談会の共同開催、さらには基本施策等を同一のものとし両計画を連動して進めることができる計画としました。

(3) 活動計画の策定体制と手順

「地域福祉計画」との協働策定により、その“基本施策”や“取組方針”ごとに、社会福祉協議会が取り組むべき事項を協議しました。

○地域福祉懇談会・・・7月

地域の課題は何か？その解決法を地域住民と共に探る懇談会を開催しました。

(市と共同開催)

○南相馬市地域福祉計画策定推進委員会への参画

本会職員が策定推進委員会に参画することで、市へ必要な施策の提案等を行いながら両計画の“橋渡し役”を務め、連携体制を築きました。

○計画策定作業部会・・・8月から2月まで、5回開催

社会福祉協議会の職員による作業部会を設置し、様々な市民の声や事例などを基に、各担当部署の視点から地域福祉の推進に必要な取組について話し合い、計画に盛り込む内容を協議しました。

○理事会・評議員会への報告・・・理事会 12月・3月 評議員会 3月

地域住民や福祉関係者で組織される理事会・評議員会へ経過報告及び発行前の最終報告をしました。

3 活動計画の期間

本計画の期間は、「第4期南相馬市地域福祉計画」と同様に令和6年度から令和11年度までの6年間とします。

ただし、社会情勢の変化等を踏まえ、計画期間内であっても必要に応じて見直すものとします。

4 SDGsの理念

平成27年9月の国連サミットにおいて、国際的に豊かで活力ある未来を創る「持続可能な開発目標(SDGs:Sustainable Development Goals)」が示され、「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現に向けて取組が進められています。

SDGsの「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現は、社会保障・社会福祉がこれまで進めてきた歩みや「地域共生社会」づくりにつながるものであり、本計画においても、SDGsの17の目標における取組を意識し、SDGsの達成に貢献していくことが求められます。



■本計画に関するSDGsの目標



第2章

地域福祉を取り巻く状況

1 人口や世帯の状況など

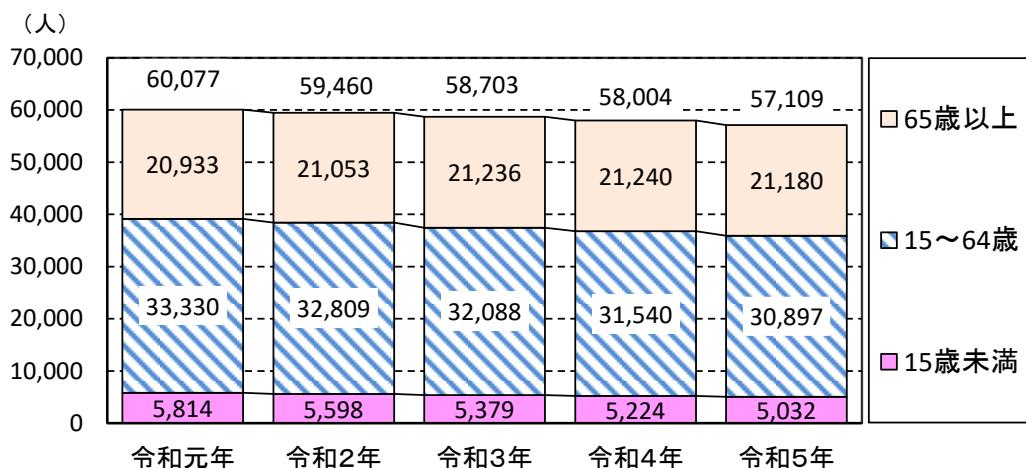
(1) 人口の推移

人口は、減少傾向で推移し、令和元年から令和5年にかけて2,968人減少し、令和5年現在の人口は、57,109人となっています。

年齢3区分別人口では、15歳未満の年少人口、15～64歳の生産年齢人口は減少傾向、65歳以上の高齢者人口は令和4年までは増加傾向でしたが、令和5年では減少に転じています。

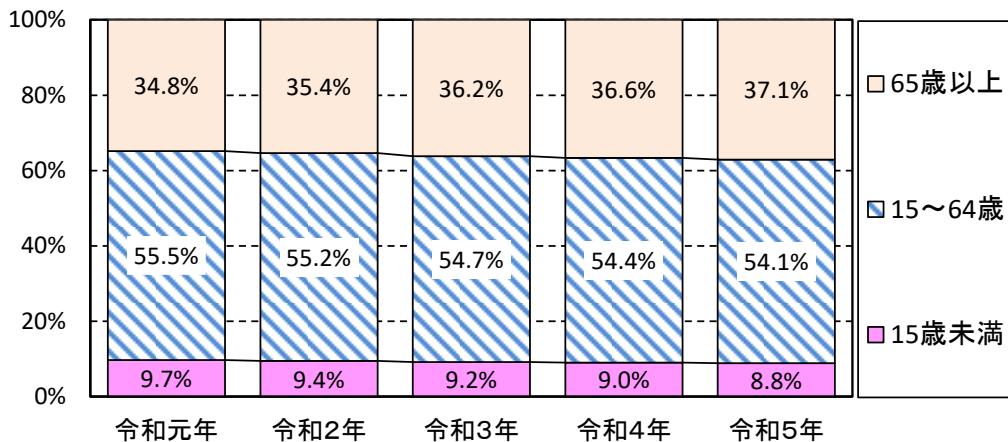
また、年齢3区分別人口割合は、令和5年現在では、15歳未満割合8.8%、15～64歳割合54.1%、65歳以上割合37.1%となっています。

■年齢3区分別人口



資料:住民基本台帳 各年3月31日現在

■年齢3区分別人口割合



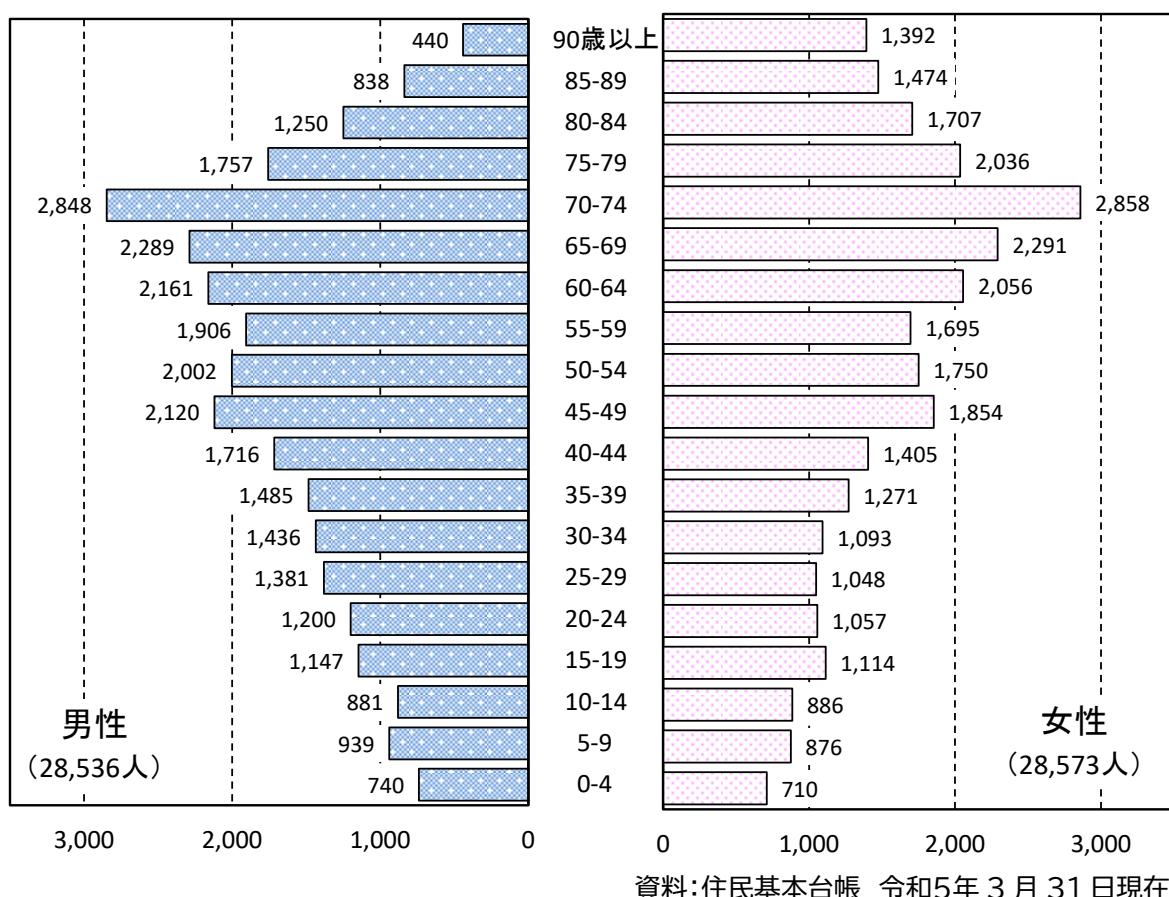
資料:住民基本台帳 各年3月31日現在

(2) 人口ピラミッド

令和5年3月31日現在の人口ピラミッドをみると、男女ともに「70-74歳」が最も多く、次いで、「65-69歳」と続いています。

ピラミッドの下部の年少人口(14歳以下)をみると、人数の割合は少なくなっていますが、将来的な人口減少が予測される人口構成となっています。

■ 人口ピラミッド



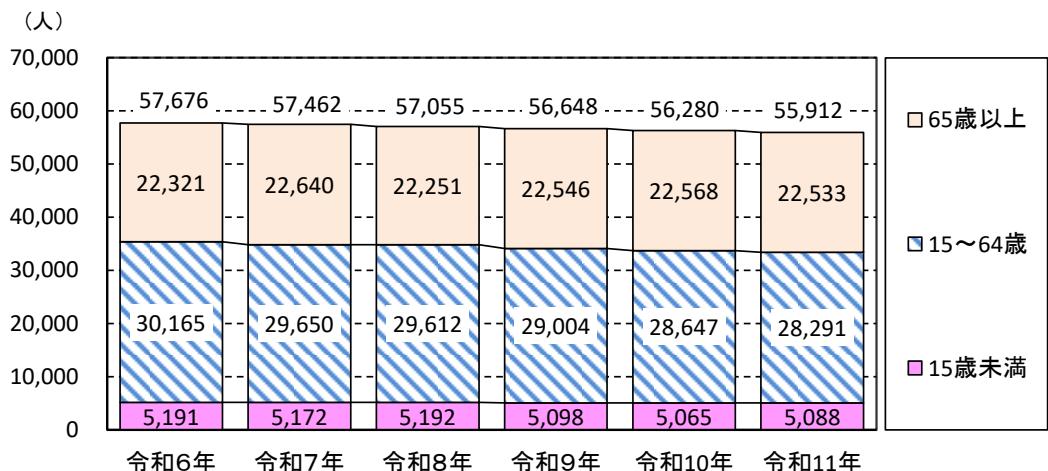
(3) 人口推計

総人口は、減少が続き計画期間最終年の令和11年では55,912人になることが予測されます。

また、令和6年から令和11年の年齢3区分別人口は、15歳未満の年少人口、15～64歳の生産年齢人口は減少傾向、65歳以上の高齢者人口は増加すると見込まれます。

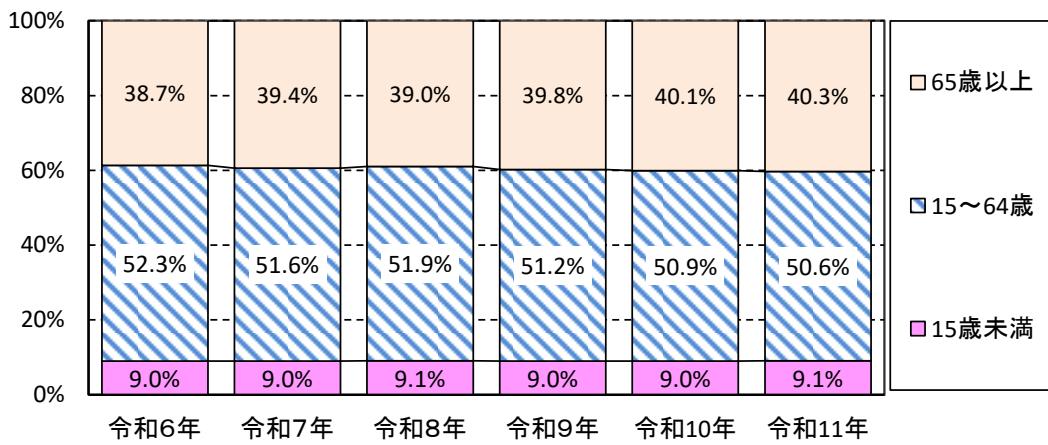
将来的な人口減少を防止するためにも、生産年齢人口と将来の生産年齢人口を支える年少人口の割合を増加させるため、学習、就労環境や、医療や福祉を含めた社会インフラの整備、子育て世代が安心して出産・育児ができる支援体制の整備が求められます。また、高齢者人口比率は40%以上になることから、高齢者の社会参加促進や地域内で支え、助け合う地域の福祉意識を高めていくことも重要です。

■年齢3区分別人口推計



資料:第三次総合計画

■年齢3区分別人口比率の推移



(4) 自然動態・社会動態

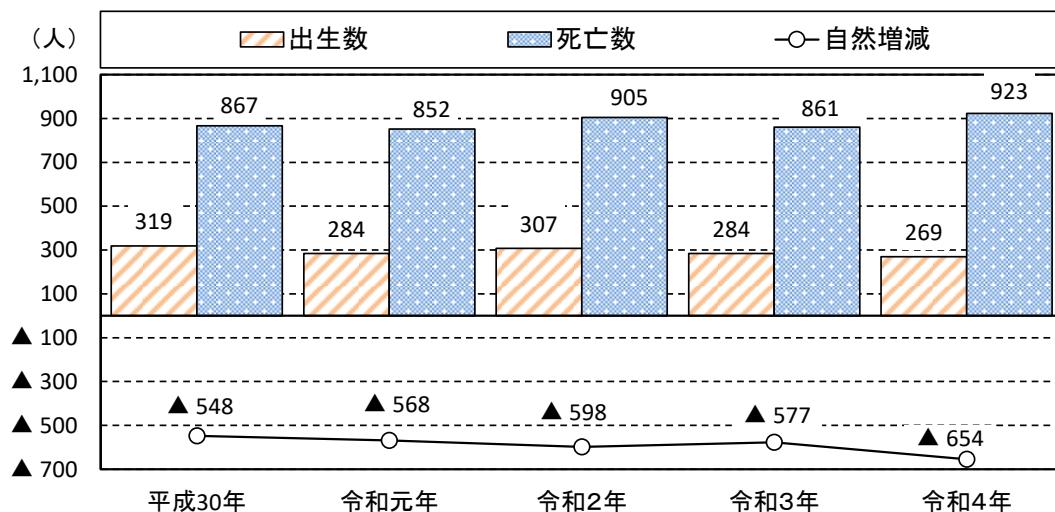
自然動態について、出生数と死亡数の推移をみると、常に死亡数が出生数を上回り、令和4年では、マイナス 654 人となっています。

社会動態について、転入数と転出数の推移をみると、令和3年に転入数が転出数を上回りましたが、令和4年では再び、転出数が転入数を上回っています。

令和4年の社会増減は、マイナス 286 人となっています。

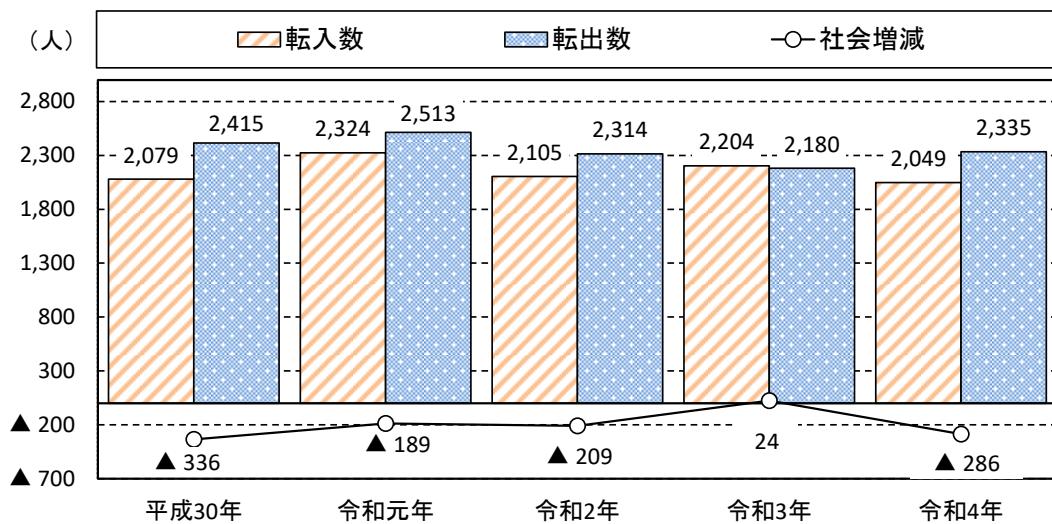
転入者とこれまで住んでいる住民との関係の構築も重要な課題であり、隣組への加入や地域活動への参加を促進し、地域のつながりづくりを推進することが求められます。

■自然動態



資料：福島県現住人口調査年報

■社会動態



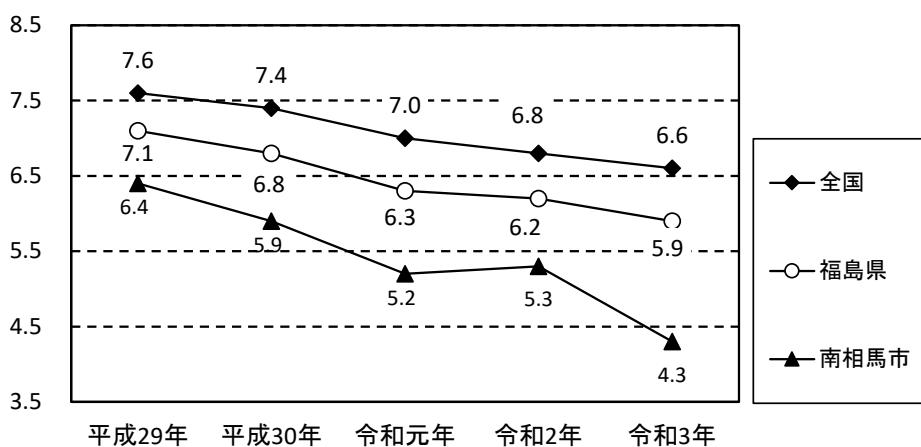
資料：福島県現住人口調査年報

(5)出生率・合計特殊出生率

南相馬市の出生率は、年々低下傾向で推移しており、特に令和2年から令和3年で大きく低下しています。今後は、男女問わず育児休業の取得を促進し、出産や育児に関する情報提供の充実や子育て世帯同士の交流など、地域全体で子ども・子育て世帯を見守る環境の整備を図り、安心して子どもを産み・育てられる地域づくりが求められます。

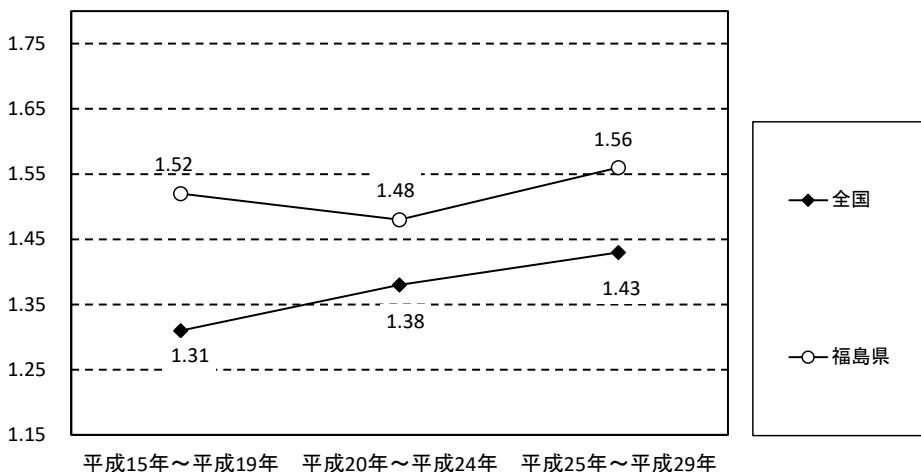
また、全国と福島県の合計特殊出生率をみると、県、国ともに合計特殊出生率は上昇傾向にあります。

■出生率



資料:福島県保健統計の概況

■合計特殊出生率



資料:福島県統計年鑑

※出生率:人口1,000人あたりの1年間の出生児数の割合

※合計特殊出生率:15歳～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が一生の間に何人の子どもを産むかを推計したもの

(6)世帯の状況

一般世帯数は増加傾向で推移し、令和2年では25,087世帯となっています。

また、その内訳では、核家族世帯、非親族世帯、単独世帯が増加しています。1世帯当たりの人員は減少傾向で推移し、令和2年では2.3人となっています。

ひとり親世帯の状況は、令和2年で、母子世帯は440世帯、父子世帯は96世帯となっています。

高齢者のいる世帯の状況は、増加傾向で推移しています。

令和2年では、高齢単身世帯は3,169世帯、高齢夫婦世帯(夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの世帯)は5,906世帯、その他の高齢者世帯は10,845世帯となっています。

■世帯の状況

(単位:世帯、人)

	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
一般世帯数	22,921	23,523	21,451	25,087
核家族世帯数 (対一般世帯数比)	11,262 49.1%	11,642 49.5%	10,500 48.9%	11,243 44.8%
その他の親族のみの世帯数 (対一般世帯数比)	6,898 30.1%	6,353 27.0%	3,997 18.6%	3,800 15.1%
非親族世帯数 (対一般世帯数比)	76 0.3%	159 0.7%	146 0.7%	182 0.7%
単独世帯数 (対一般世帯数比)	4,685 20.4%	5,361 22.8%	6,676 31.1%	9,862 39.3%
一般世帯人員	71,512	69,406	52,527	56,985
一世帯当たりの人員	3.1	3.0	2.4	2.3

資料:国勢調査

※一般世帯:住居と生計を共にしている人の集まりや単身者で持ち家や借家等の住宅に住む世帯、下宿や会社の寮に住む単身者や住宅以外に住む世帯

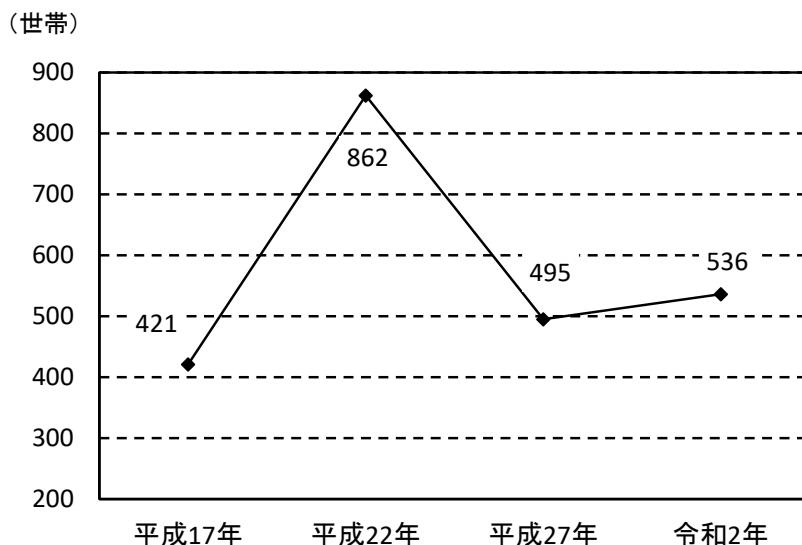
※核家族世帯:夫婦のみの世帯、夫婦と子どもから成る世帯、男親と子どもから成る世帯、女親と子どもから成る世帯

※その他の親族のみの世帯:核家族世帯以外の二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のみから成る世帯

※非親族世帯:二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にない人がいる世帯

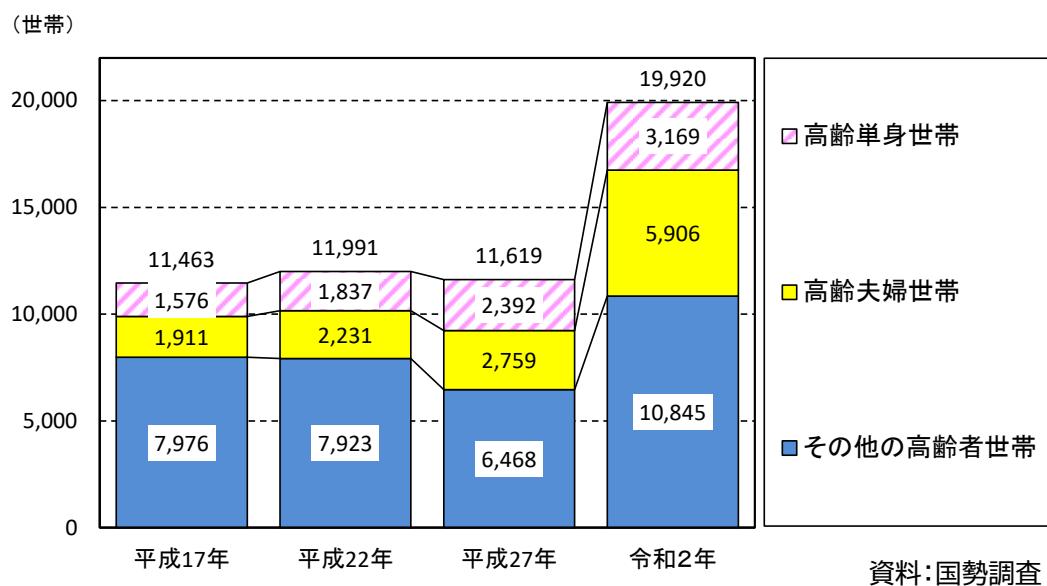
※単独世帯:世帯人員が一人の世帯

■ひとり親世帯の状況



資料:国勢調査

■高齢者のいる世帯の状況



資料:国勢調査

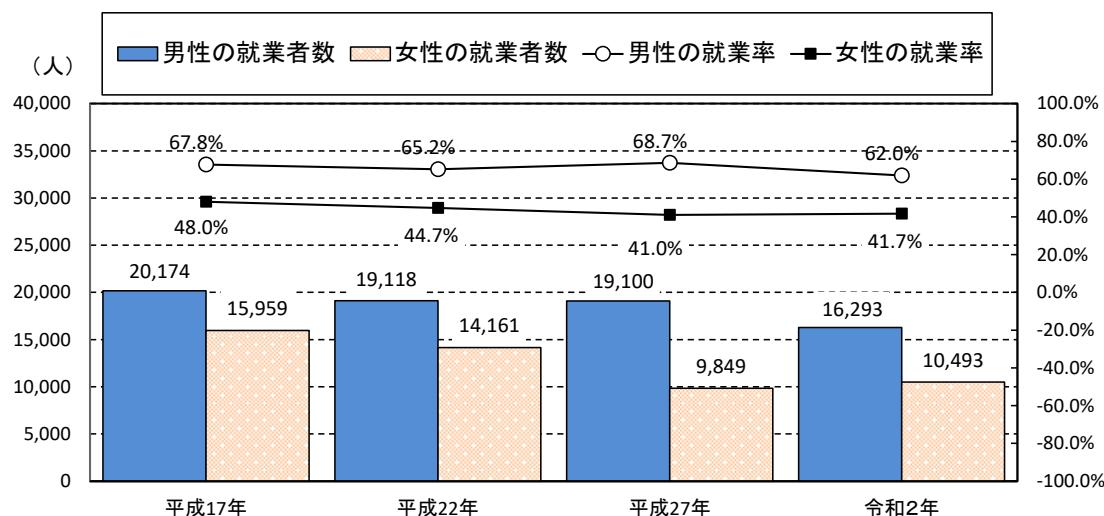
(7)就業及び産業の状況

男女別就業状況は、男性の就業者数が増加傾向、女性の就業者数が減少傾向で推移していましたが、平成27年から令和2年にかけて男性の就業者数が減少、女性の就業者数が増加しています。

就業率は、令和2年には男性は62.0%、女性は41.7%となっています。

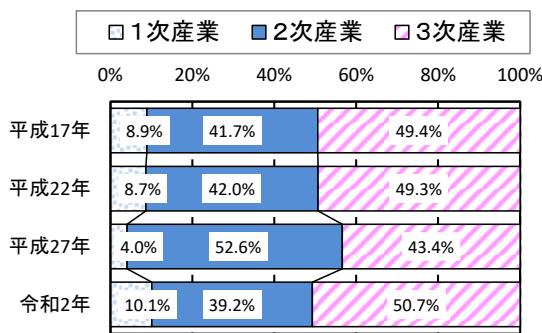
就業者の産業分類は、男性は第2次産業、第3次産業の割合が約40%～50%台を推移しており、女性は流通やサービスといった第3次産業の増加が見られ、平成22年には70.6%と7割以上が第3次産業となっています。

■男女別就業状況

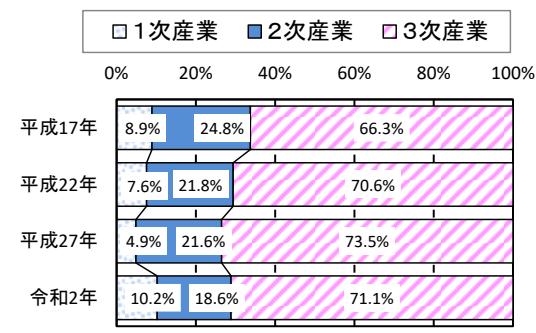


資料:国勢調査

■男女別産業分類(男性)



■男女別産業分類(女性)

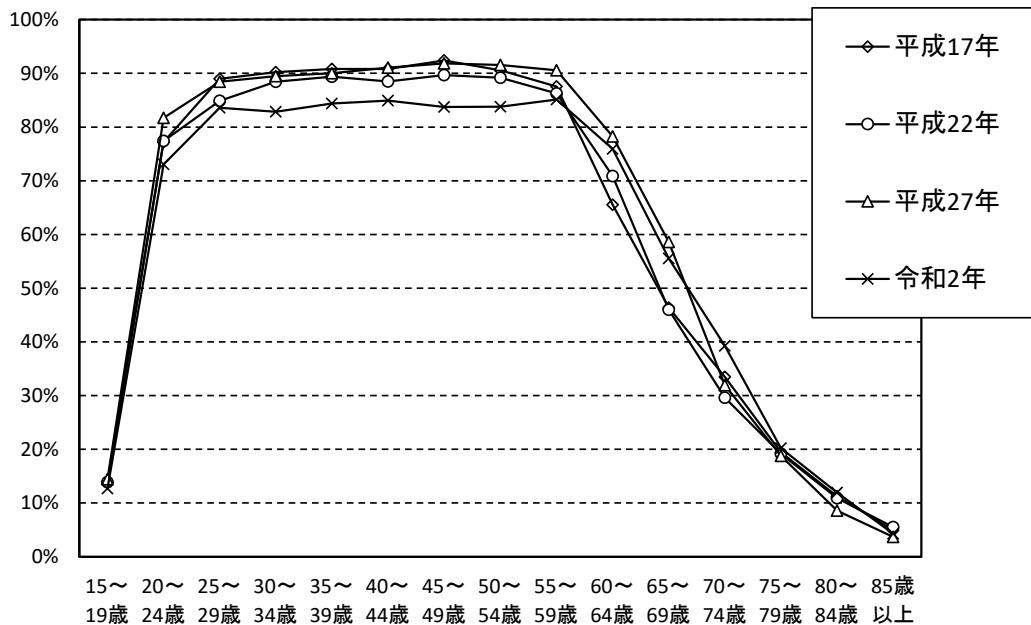


資料:国勢調査

資料:国勢調査

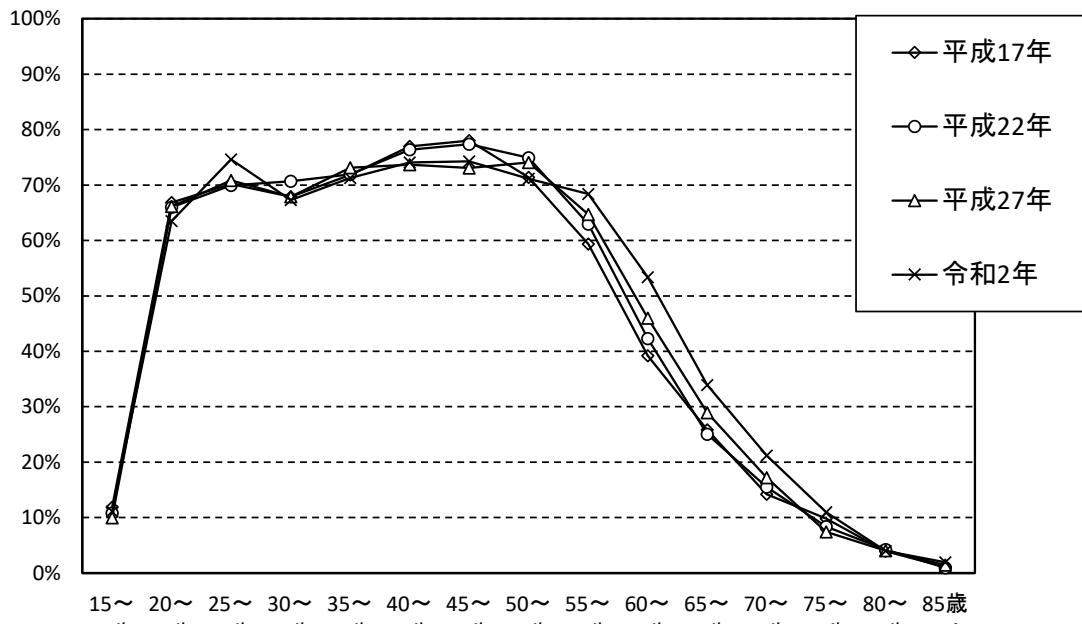
男女年齢別就業率について、令和2年の女性の年齢別就業率は25～29歳の就業率が上昇しています。今後は、結婚・出産後も、継続して就業できる環境づくりと、子育て支援の充実を図り、子育て世帯が安心して就労できる環境整備が求められます。

■男女年齢別就業率(男性)



資料:国勢調査

■男女年齢別就業率(女性)

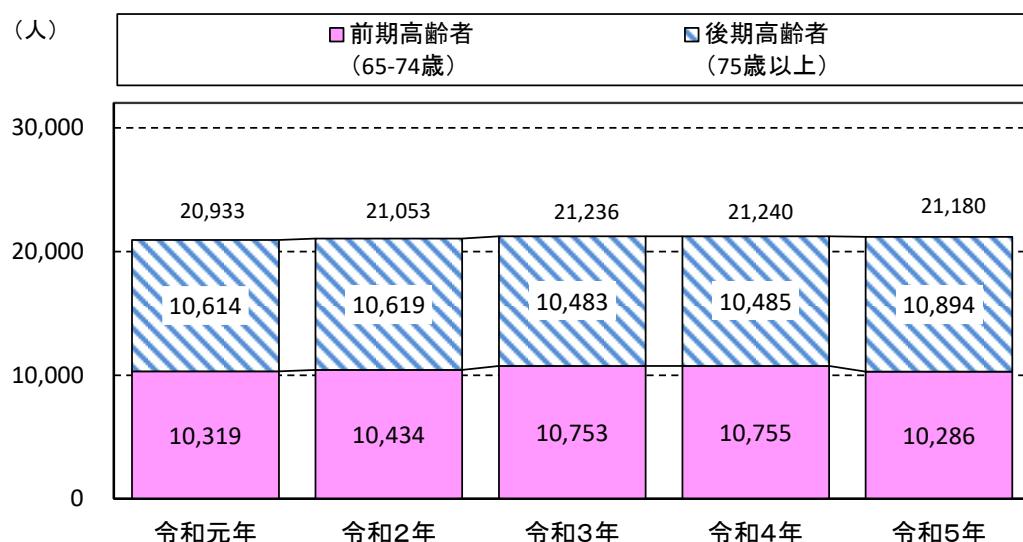


資料:国勢調査

(8)高齢者人口の推移

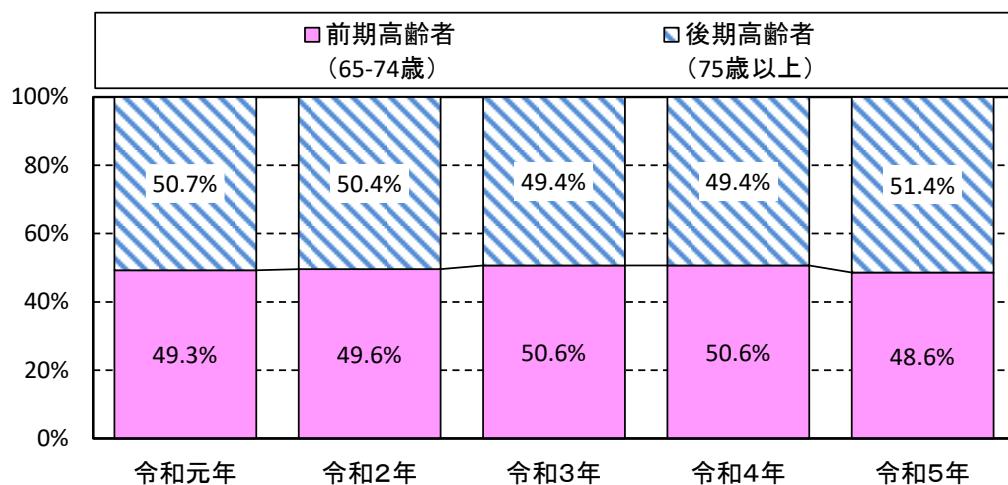
高齢者数を65歳から74歳の前期高齢者、75歳以上の後期高齢者の区分でみると令和3、4年と横ばい傾向でしたが、令和5年では前期高齢者が減少し 10,286 人、後期高齢者が増加し 10,894 人となり、後期高齢者数が多くなっています。人口割合では、前期高齢者が48.6%、後期高齢者が 51.4%となっています。

■前期高齢者・後期高齢者数の推移



資料:住民基本台帳 各年3月31日現在

■前期高齢者・後期高齢者数割合



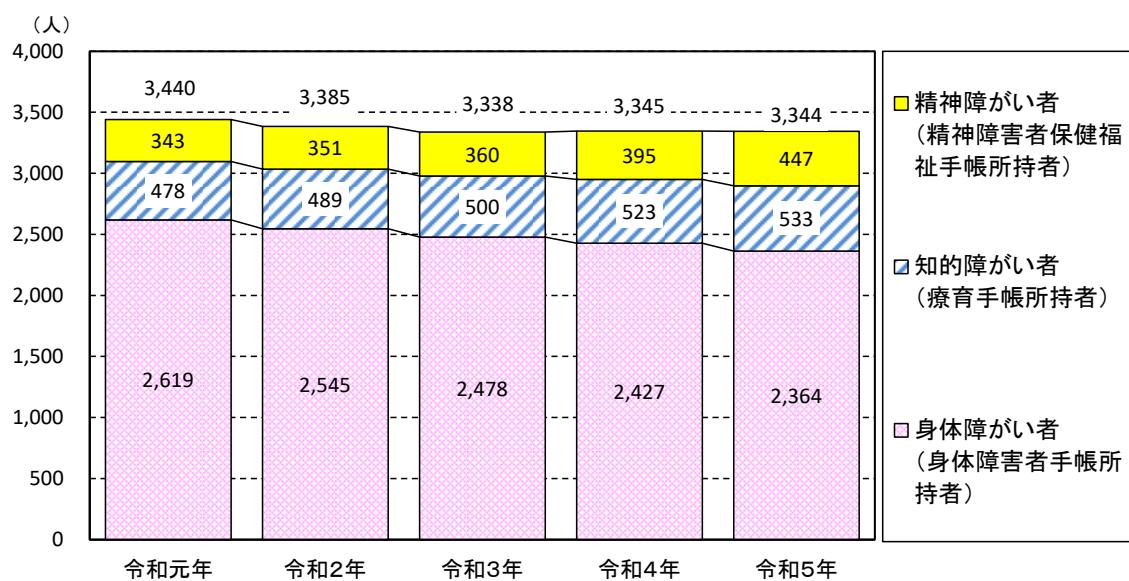
(9) 障がい者手帳所持者数の推移

障がい者手帳所持者数は減少傾向で推移し、令和元年の 3,440 人から、令和5年では 3,344 人となり、96 人減少しています。

障がい別では、身体障害者手帳所持者数は減少傾向、療育手帳所持者数、精神障害者保健福祉手帳所持者数がともに増加傾向で推移しています。

障がいの有無に関わらず、社会生活を安心して送るためにも、障がいへの理解、障がい者の就労支援、福祉サービスや成年後見制度の周知と充実を図っていくことも求められます。

■ 障がい者手帳所持者数の推移



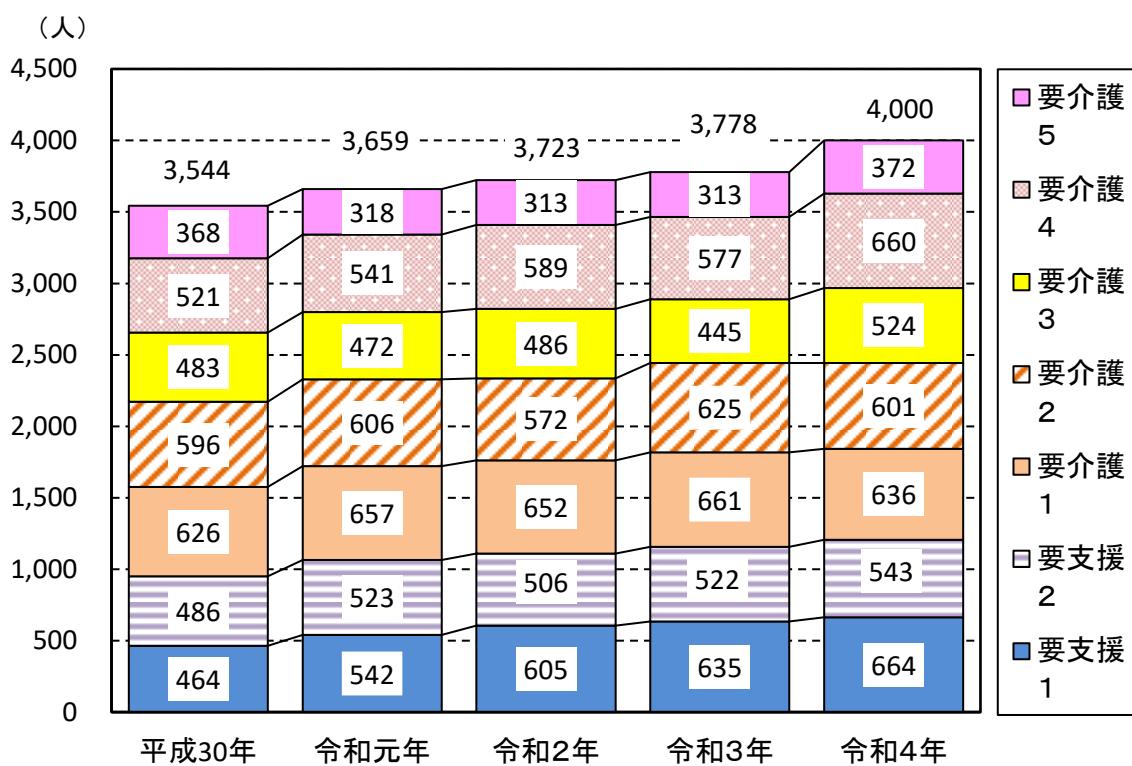
資料:社会福祉課 各年 3月 31 日現在

(10)要支援・要介護認定者数の推移

要介護等認定者数は、増加傾向で推移しており、平成30年から令和4年にかけて456人増加しています。

今後も、要介護認定者の増加が見込まれることから、必要なサービスや情報が必要な人に確実に届く体制づくりのため、相談体制の整備、保健・医療・福祉の各分野の団体が連携し、利用しやすいサービスのさらなる充実が求められます。

■要介護認定者数の推移



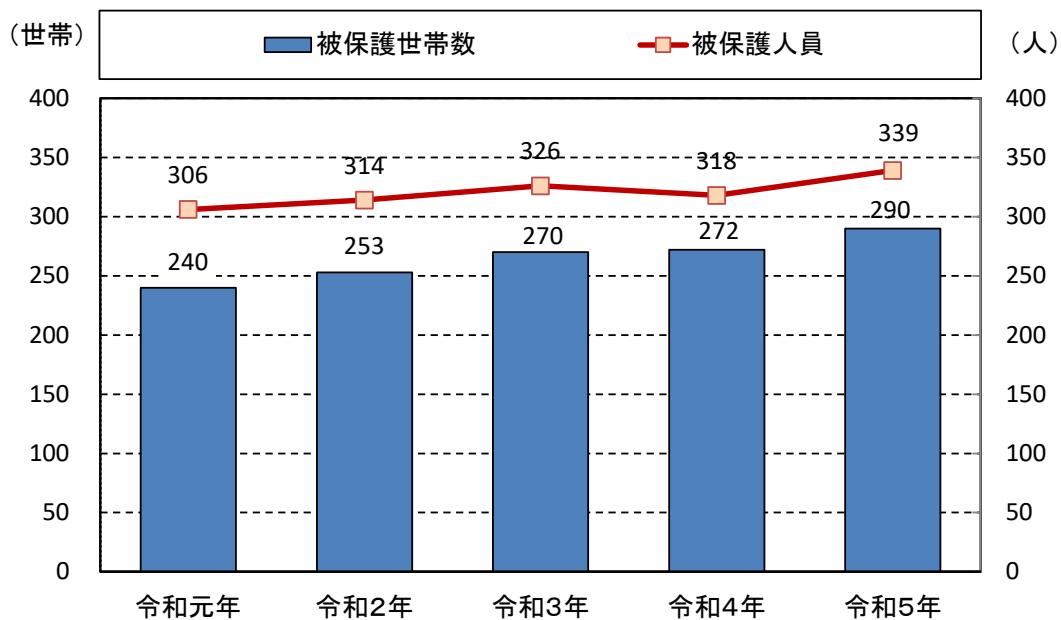
資料:介護保険事業状況報告 各年9月30日現在

(11)生活保護の状況

生活保護の状況は、被保護世帯数、被保護人員ともに増加傾向で推移し、令和5年では290世帯、339人となっています。

生活困窮者の相談窓口の周知を図るとともに、支援体制の充実、多様な分野の団体と連携し、生活保護の受給に至る前に、生活の自立に向けた支援体制が求められます。

■生活保護の状況



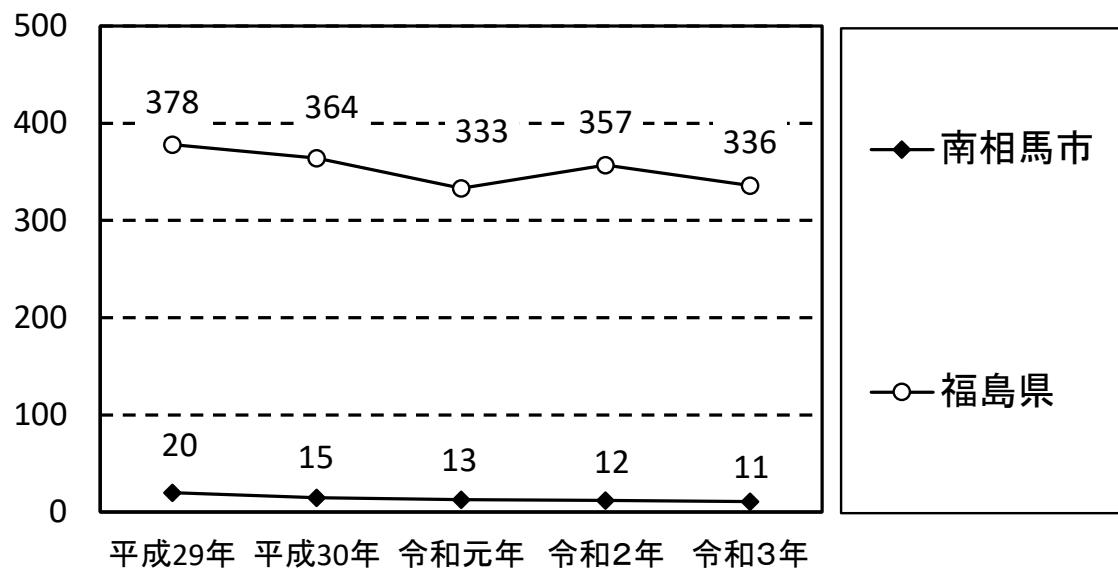
資料：社会福祉課

(12)自殺者数の推移

自殺者数は、減少傾向で推移しており、平成29年の20人から、令和3年では11人となり、9人減少しています。

身体の健康とともに、こころの健康維持も元気に自立した生活を送るうえで重要であり、うつやこころの健康に関する情報提供の充実や関係機関との連携によるメンタルヘルス事業の推進が求められます。

■自殺者数の推移



資料:福島県保健統計の概況

2 地域を支える各種団体の状況

(1)行政区・隣組

行政区・隣組は、地域住民のふれあいの場をつくり、お互いに助け合って協力をしていくことで、快適で住みよいまちを作り上げていくために、一定の地域内に住む人々の最も身近な自治組織です。

現在、本市には181行政区がありますが、東日本大震災の影響により居住状況に変化が生じ、新たに居住するようになった方が多い行政区では、隣組への加入者が少ない傾向にあります。

また、旧避難指示区域内においては、避難生活の長期化により居住者数が減少しており、震災以前と同様のコミュニティの維持が、難しくなっている行政区もあります。

(2)社会福祉協議会

社会福祉協議会は、住民や行政・専門家の参加のもと、共に協働して、地域のまちづくりに関する福祉事業の連絡・調整・調査・企画・事業を行う社会福祉法に基づく公共的な性格を持った非営利の民間団体です。

社会福祉協議会では、地域の人々が抱えている様々な福祉課題を地域全体の問題としてとらえ、皆で支え合い、学び合いながら、誰もがいるのままに、その人らしく住み慣れた地域で暮らさせることを目指して、地域、行政、関係機関・団体と連携しながら、地域福祉活動、ボランティア活動、児童・生徒健全育成事業等各種の福祉活動を展開しています。

(3)民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、高齢者や障がい者など支援が必要な方の見守りや安否確認を行い、児童福祉に関する援助・指導、心配事への相談、関係機関への連絡等、地域住民の身近な相談相手として重要な役割を担っています。

主任児童委員は、児童福祉に関する事項を専門に担当し、児童関係機関との連絡・調整、地域を担当する民生委員・児童委員と一体となって、児童福祉の推進に努めています。

令和5年9月末時点での本市では、民生委員・児童委員143人、主任児童委員15人の合計158人が活動していますが、担い手不足により欠員となっている地区もあります。

(4)NPO事業者等

「NPO」とは、社会貢献活動を行う営利を目的としない団体の総称です。このうち「NPO法人」とは、特定非営利活動促進法(NPO法)に基づき法人格を取得した「特定非営利活動法人」の一般的な総称です。

現在、本市では、多くのNPO法人やボランティア団体が介護や障がい福祉の分野のみならず、まちづくりや環境など多分野において活動しています

3 第3期計画の目標と実績

第3期計画では、基本施策ごとに取組目標を定め、地域福祉の推進に取り組みました。

各目標の実績値は以下のとおりとなります。

(1)市民の相互協力による福祉のまちづくりの推進

取組方針	成果指標名	成果指標 目標値 (2022.3)	成果指標 実績値 (2022.3)	成果指標 実績値 (2023.3)
(1)地域での支え合い・ふれあい活動の推進	隣組加入率	86%	79.6%	78.6%
(2)社会参加の促進と生きがいづくり	生涯学習関連事業の延べ参加人数	13,500人	8,093人	11,039人
(3)地域の見守り活動の推進	民生委員・児童委員委嘱率	100%	96.5%	89.0%
(4)災害時における市民相互支援ネットワークの構築	自主防災組織の組織率	100%	96.7%	95.6%

■災害ボランティアセンターオリエンテーション



(2) 地域福祉を支える基盤の確立

取組方針	成果指標名	成果指標 目標値 (2022.3)	成果指標 実績値 (2022.3)	成果指標 実績値 (2023.3)
(1)社会福祉協議会や地域組織、事業者などとの連携	地区福祉委員会設置数	20 地区	10 地区	10 地区
(2)福祉ボランティア活動の充実・NPO活動の推進	市民活動サポートセンター登録団体数	116 団体	113 団体	113 団体
(3)支え合い・助け合う福祉意識を育む	地域移行支援の利用者数	5 人	0人	0人
	福祉施設から一般就労への移行者数	10 人	4人	2人
(4)地域包括ケアシステムの推進	要介護等認定者のうち、サービスを受給している方の割合	82.9%	67.5%	70.9%
(5)子育て環境の充実	待機児童数	0 人 (2022.4)	0 人 (2022.4)	0 人 (2023.4)

(3) 安心して暮らすための生活支援

取組方針	成果指標名	成果指標 目標値 (2022.3)	成果指標 実績値 (2022.3)	成果指標 実績値 (2023.3)
(1)総合的な相談支援体制の充実	基幹相談支援センター設置	1 力所	1 力所	1 力所
(2)福祉サービスの充実	介護職員等養成講座受講者数(初任者・実務者)	80 人	30 人	40 人
(3)人権尊重の社会づくりの推進	市民後見人養成講座受講者数	30 人	5 人	15 人
(4)ひとにやさしいまちづくりの推進	タクシー事業者乗務員数	64 人	54 人	53 人
(5)生活支援の充実	生活困窮者新規相談件数	184 件	628 件	431 件
(6)身体とこころの健康づくり	特定健康診査の受診率	45.0%	42.0%	37.7%

4 アンケート調査結果

本計画の策定にあたり、市民の現状や意向を把握し、計画づくりに反映するために、アンケート調査を実施しました。

(1) 調査結果(一部抜粋)

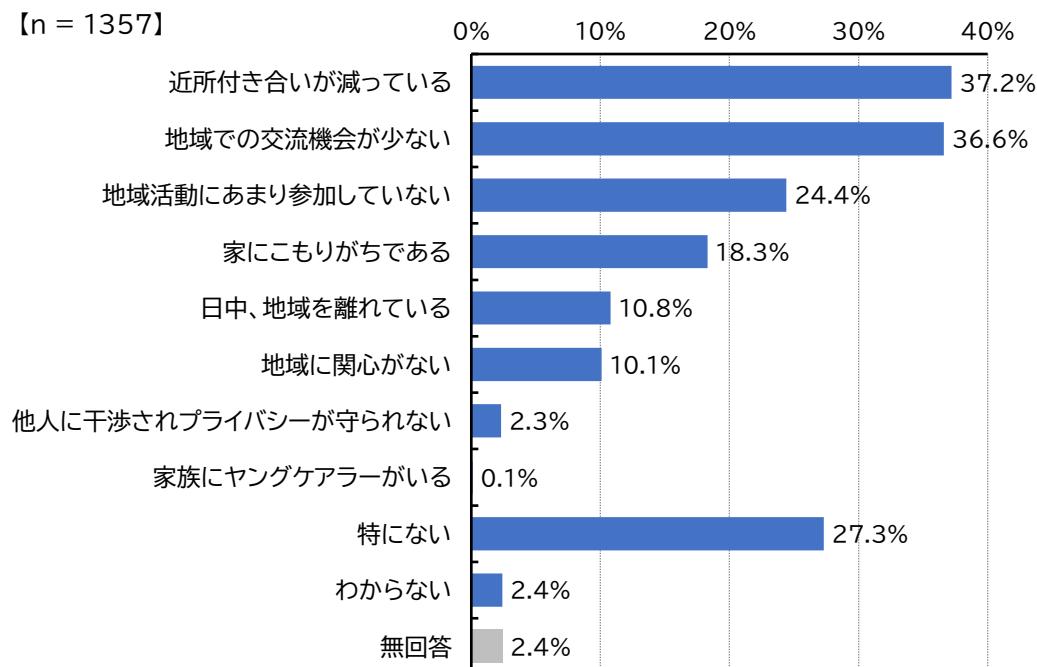
※以下に記載のグラフは小数点第2位を四捨五入しているため、比率の合計が100%にならない場合があります。また複数回答を求めている回答項目については、その項目に対して有効な回答をした者の数を基数として比率算出を行っているため、回答比率の合計は100%を超える場合があります。

◎アンケート調査の実施内容

調査対象	令和5年5月1日現在、市内に住民票を有する18歳以上の市民
抽出方法	年齢男女を考慮し、無作為抽出による抽出
調査方法	郵送による配布、回収
調査期間	令和5年6月～7月
回収結果	配布数:3,000件 有効回収数:1,357件 回収率:45.2%

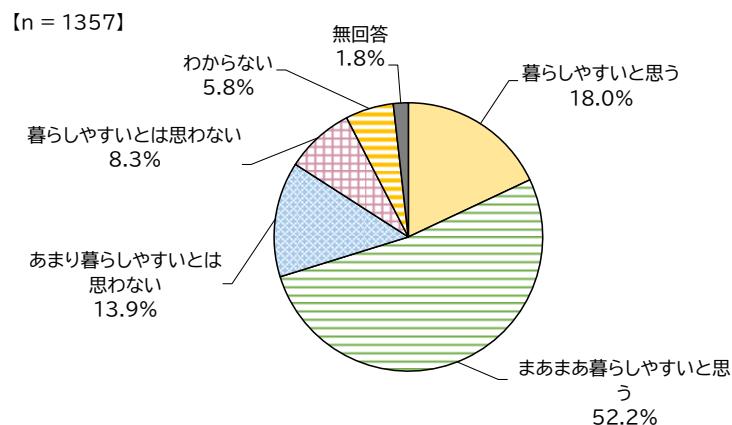
① 現在の暮らしの状況

現在の暮らしの状況は、「近所付き合いが減っている」が37.2%と最も多く、次いで「地域での交流機会が少ない」(36.6%)、「特にない」(27.3%)、「地域活動にあまり参加していない」(24.4%)、「家にこもりがちである」(18.3%)と続いています。

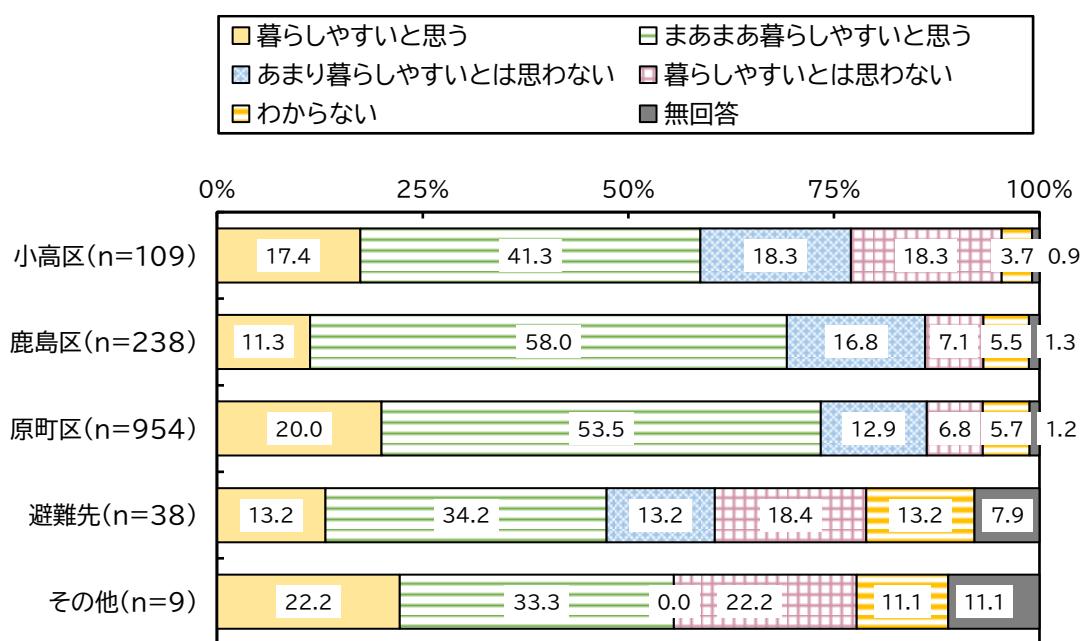


② まちの暮らしやすさ

南相馬市のまちの暮らしやすさは、「まあまあ暮らしやすいと思う」が 52.2%と最も多く、次いで「暮らしやすいと思う」(18.0%)、「あまり暮らしやすいとは思わない」(13.9%)、「暮らしやすいとは思わない」(8.3%)、「わからない」(5.8%)と続いています。

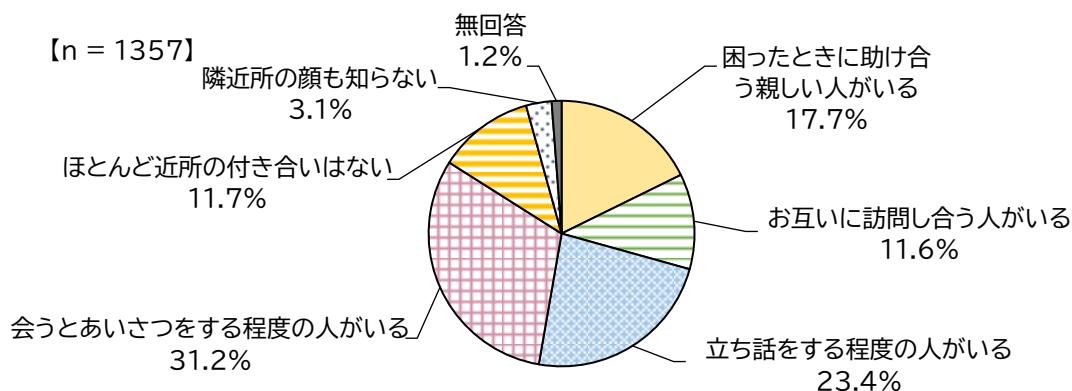


■参考:地区別 まちの暮らしやすさ



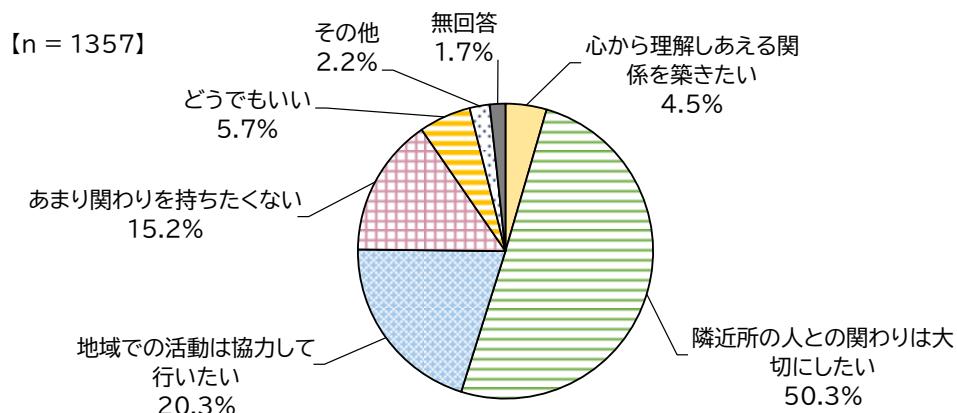
③ 近所付き合い

近所の人との交流や付き合いは、「会うとあいさつをする程度の人がいる」が 31.2%と最も多く、次いで「立ち話をする程度の人がいる」(23.4%)、「困ったときに助け合う親しい人がいる」(17.7%)、「ほとんど近所の付き合いはない」(11.7%)、「お互いに訪問し合う人がいる」(11.6%)と続いている。



④ 近所の人との関わりについて

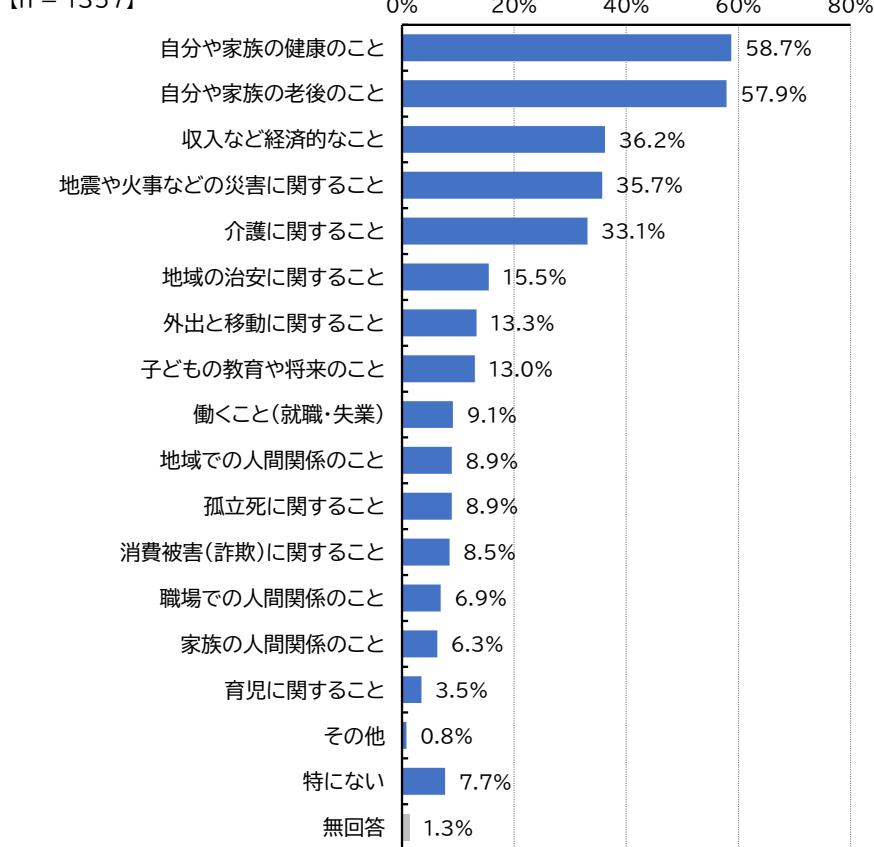
近所の人との関わりをどのようにしたいかでは、「隣近所の人との関わりは大切にしたい」が 50.3%と最も多く、次いで「地域での活動は協力して行いたい」(20.3%)、「あまり関わりを持ちたくない」(15.2%)、「どうでもいい」(5.7%)、「心から理解しあえる関係を築きたい」(4.5%)と続いている。



⑤日常生活で不安に思っていること

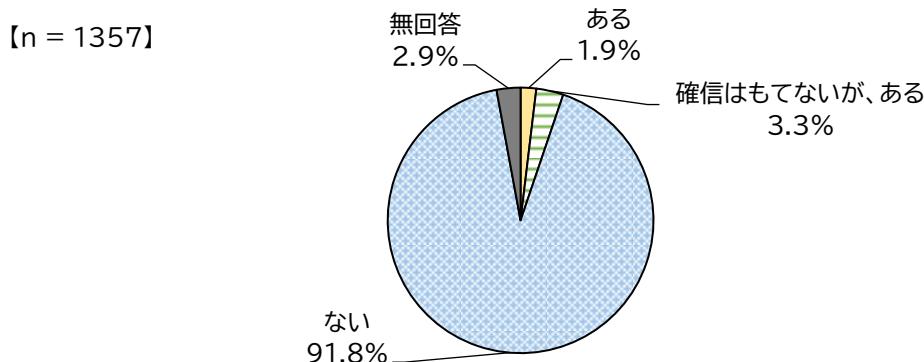
日常生活での不安は、「自分や家族の健康のこと」が 58.7%と最も多く、次いで「自分や家族の老後のこと」(57.9%)、「収入など経済的なこと」(36.2%)、「地震や火事などの災害に関するこ

と」(35.7%)、「介護に関するこ



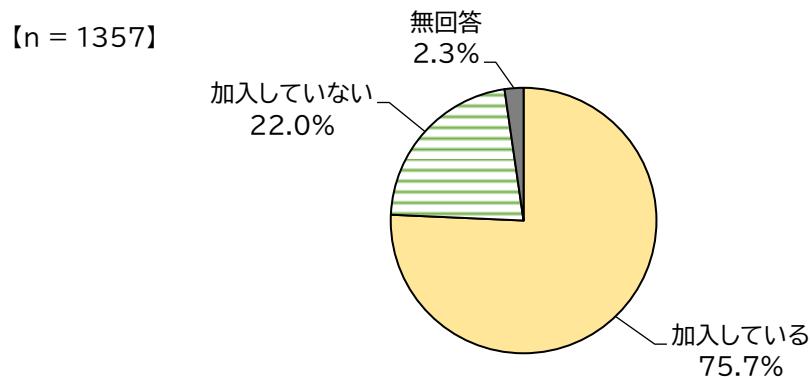
⑥近所の虐待の可能性について

近所で虐待と思われる現場に遭遇したことがあるかでは、「ない」が 91.8%と最も多く、次いで「確信はもてないが、ある」(3.3%)、「ある」(1.9%)、と続いています。

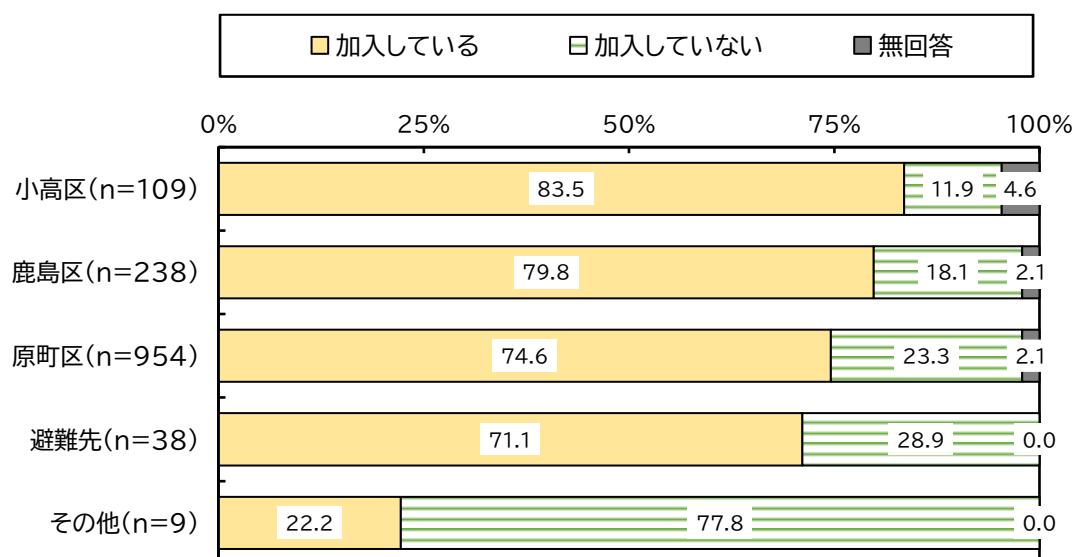


⑦隣組の加入状況について

現在居住している地区の隣組に加入しているかでは、「加入している」が 75.7%と最も多く、次いで「加入していない」が 22.0%と続いています。

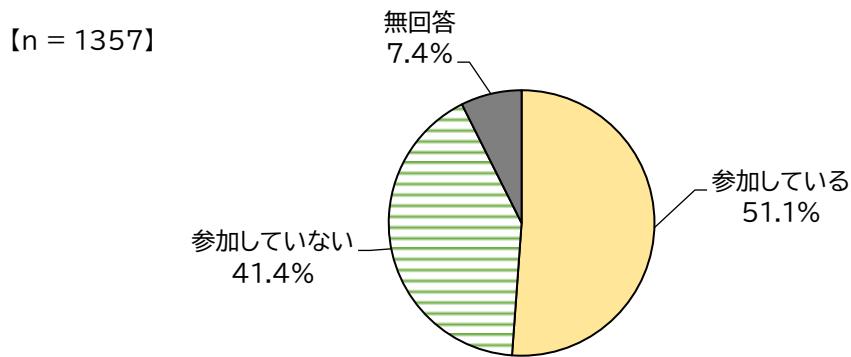


■参考:地区別 隣組の加入状況



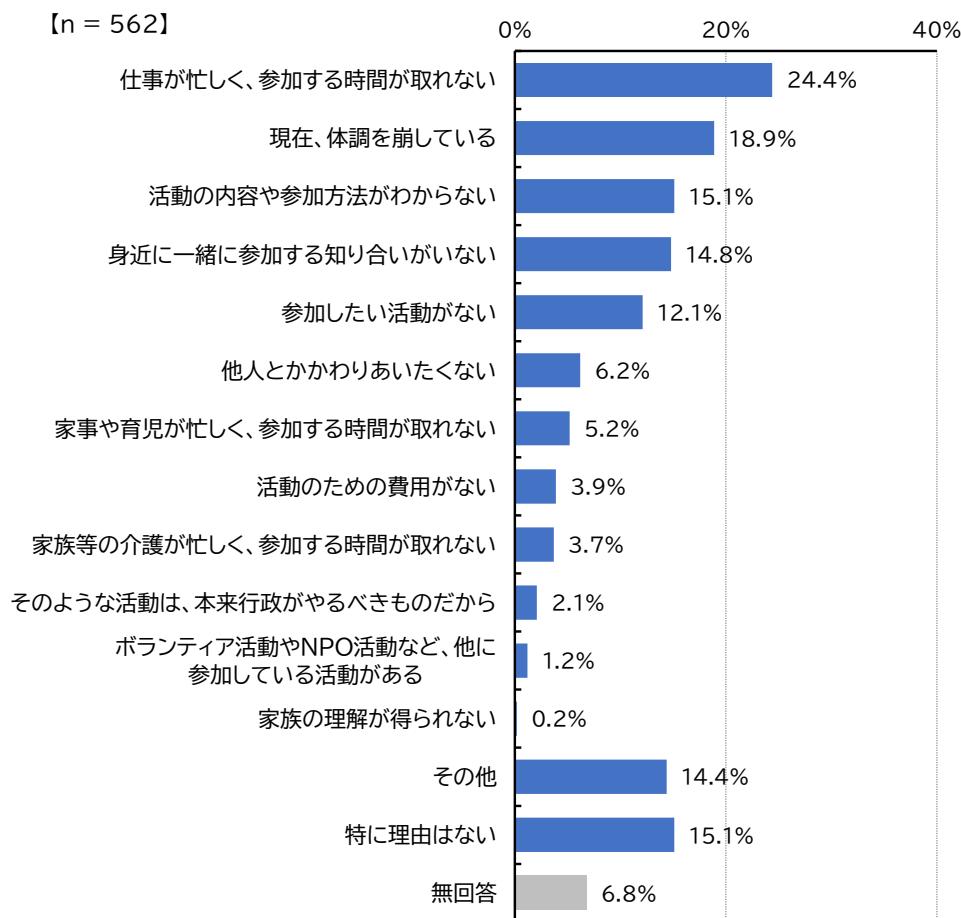
⑧地域活動の参加状況について

地域での活動(行政区や隣組の活動、子ども会など、主にあなたのお住まいの地域を対象とした活動)に参加しているかでは、「参加している」が 51.1%と最も多く、次いで「参加していない」(41.4%)と続いています。



⑨地域活動に参加しない理由について

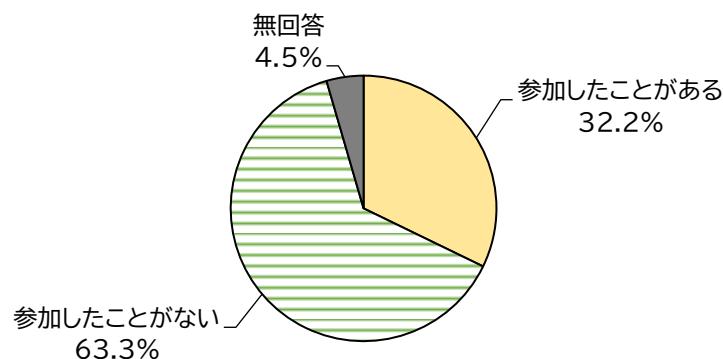
「参加していない」と答えた 562 人にその理由をたずねると、「仕事が忙しく、参加する時間が取れない」が 24.4%と最も多く、次いで「現在、体調を崩している」(18.9%)、「活動の内容や参加方法がわからない」(15.1%)、「特に理由はない」(15.1%)と続いています。



⑩ボランティア活動の参加意欲について

ボランティア活動(自発的な意志に基づいて、人や社会に貢献する活動)に参加したことがあるかでは、「参加したことがない」が 63.3%と最も多い、次いで「参加したことがある」32.2%と続いています。

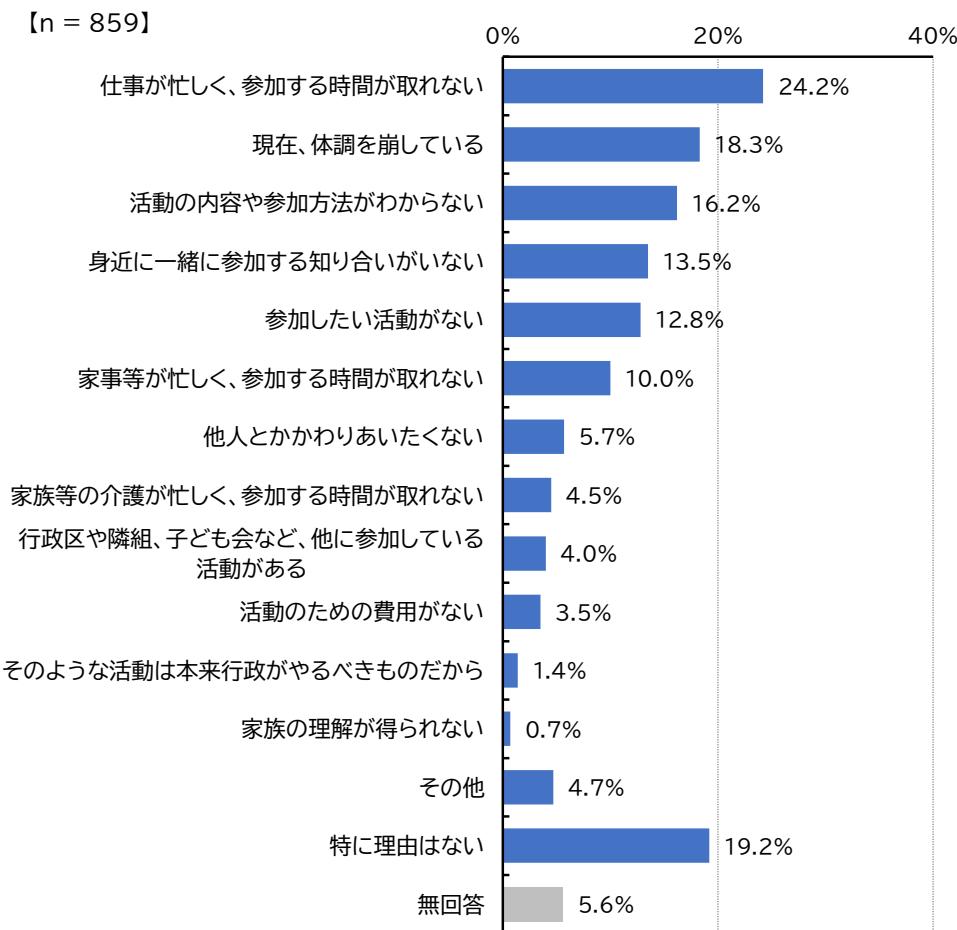
【n = 1357】



⑪ボランティア活動に参加したことがない理由について

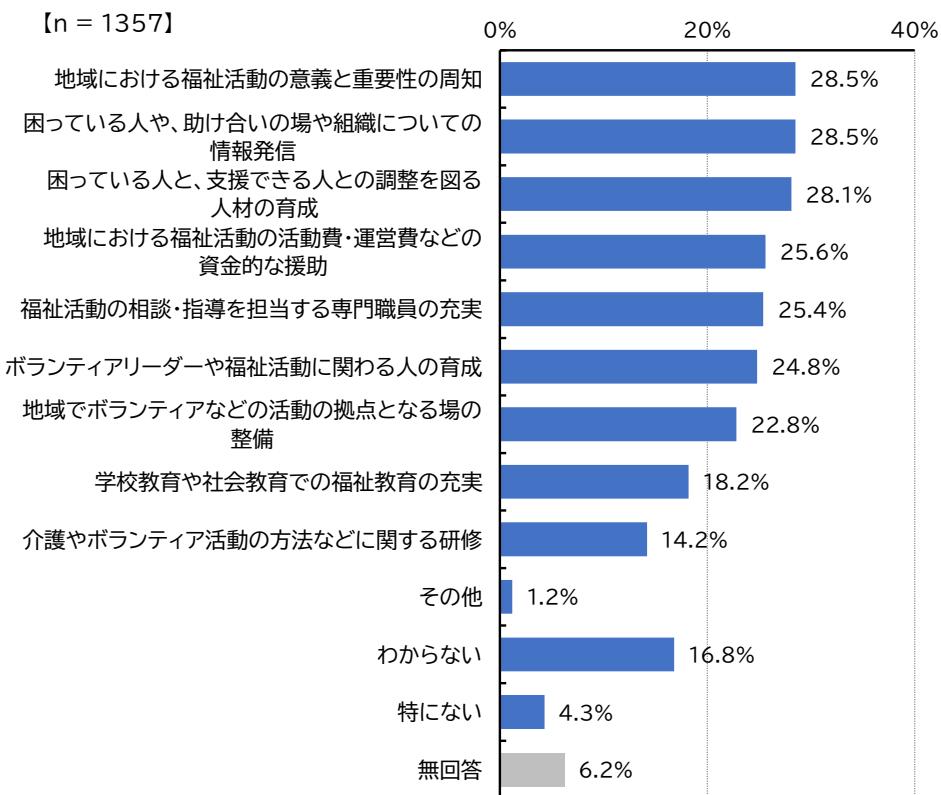
ボランティア活動に「参加したことがない」と答えた 859 人にその理由をたずねると、「仕事が忙しく、参加する時間が取れない」が 24.2%と最も多い、次いで「特に理由はない」(19.2%)、「現在、体調を崩している」(18.3%)、「活動の内容や参加方法がわからない」(16.2%)、「身近に一緒に参加する知り合いがいない」(13.5%)と続いています。

【n = 859】



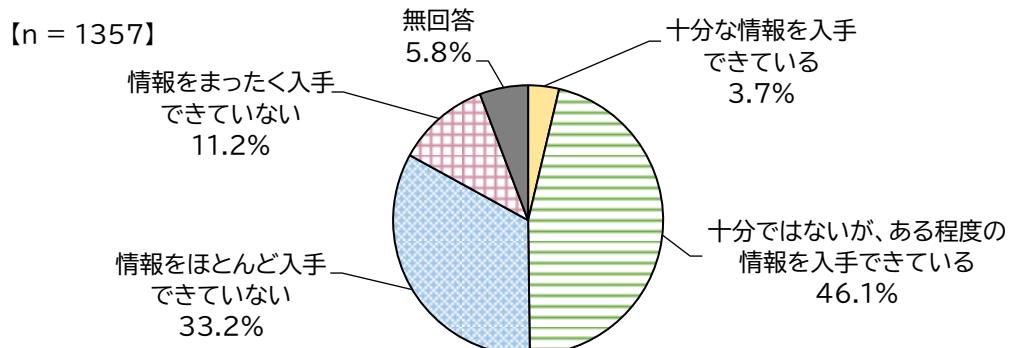
⑫地域における助け合い、支え合い活動を活発にするために重要なこと

地域における助け合い、支え合い活動を活発にするためには、どのようなことが重要だと思うかでは、「地域における福祉活動の意義と重要性の周知」が 28.5%と最も多く、次いで「困っている人や、助け合いの場や組織についての情報発信」(28.5%)、「困っている人と、支援できる人との調整を図る人材の育成」(28.1%)、「地域における福祉活動の活動費・運営費などの資金的な援助」(25.6%)、「福祉活動の相談・指導を担当する専門職員の充実」(25.4%)と続いています。



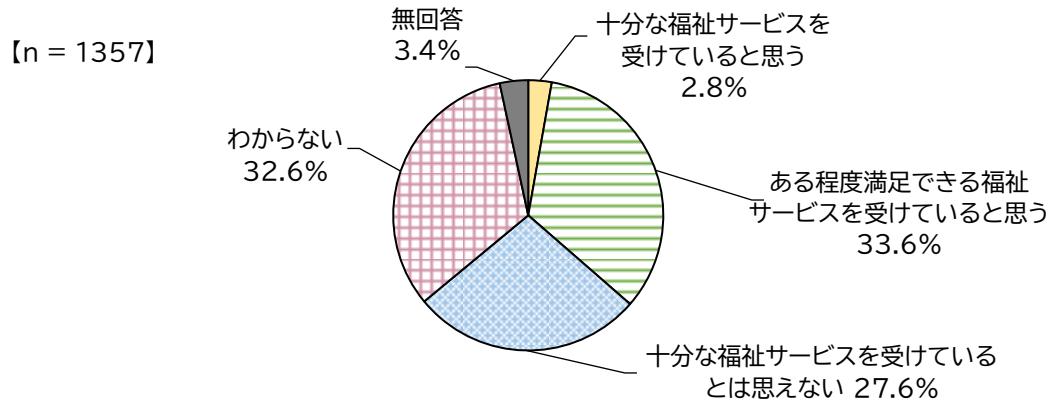
⑬福祉に関する情報を得られているか

福祉に関する情報を十分に得られているかでは、「十分ではないが、ある程度の情報を入手できている」が 46.1%と最も多く、次いで「情報をほとんど入手できていない」(33.2%)、「情報をまったく入手できていない」(11.2%)、「十分な情報を入手できている」(3.7%)と続いている。



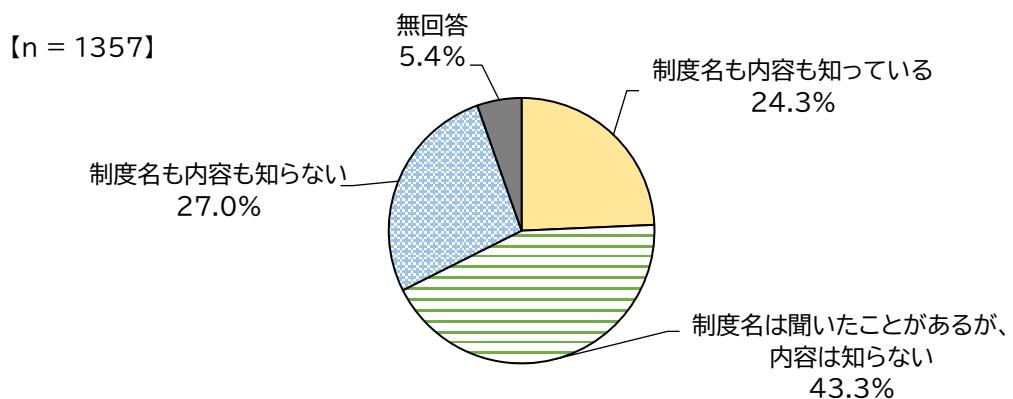
⑭支援が必要な人が十分なサービスを受けられているか

支援を必要としている人が十分な福祉サービスを受けられていると思うかでは、「ある程度満足できる福祉サービスを受けていると思う」が 33.6%と最も多く、次いで「わからない」(32.6%)、「十分な福祉サービスを受けているとは思えない」(27.6%)、「十分な福祉サービスを受けていると思う」(2.8%)と続いています。



⑮成年後見制度の認知度

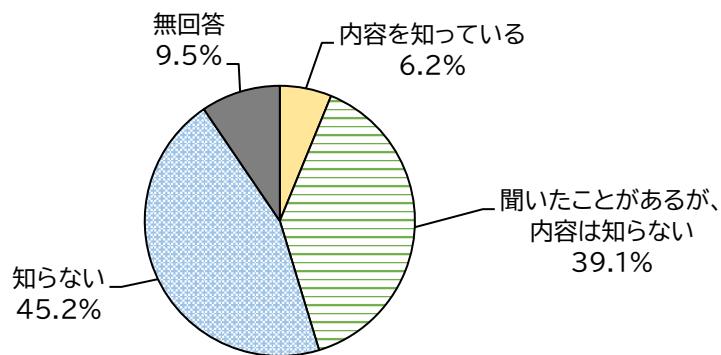
成年後見制度の認知度は、「制度名は聞いたことがあるが、内容は知らない」が 43.3%と最も多く、次いで「制度名も内容も知らない」(27.0%)、「制度名も内容も知っている」24.3%と続いています。



⑯日常生活自立支援事業(あんしんサポート)の認知度

日常生活自立支援事業(あんしんサポート)の認知度は、「知らない」が 45.2%と最も多く、次いで「聞いたことがあるが、内容は知らない」(39.1%)、「内容を知っている」(6.2%)と続いている。

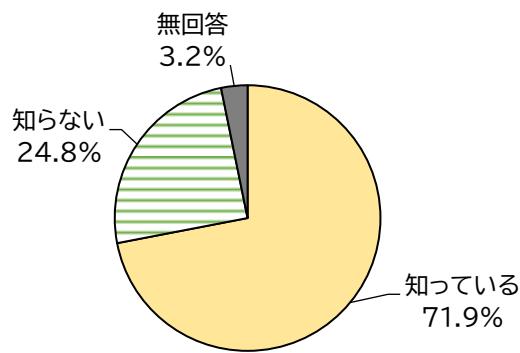
【n = 1357】



⑰避難場所の認知度

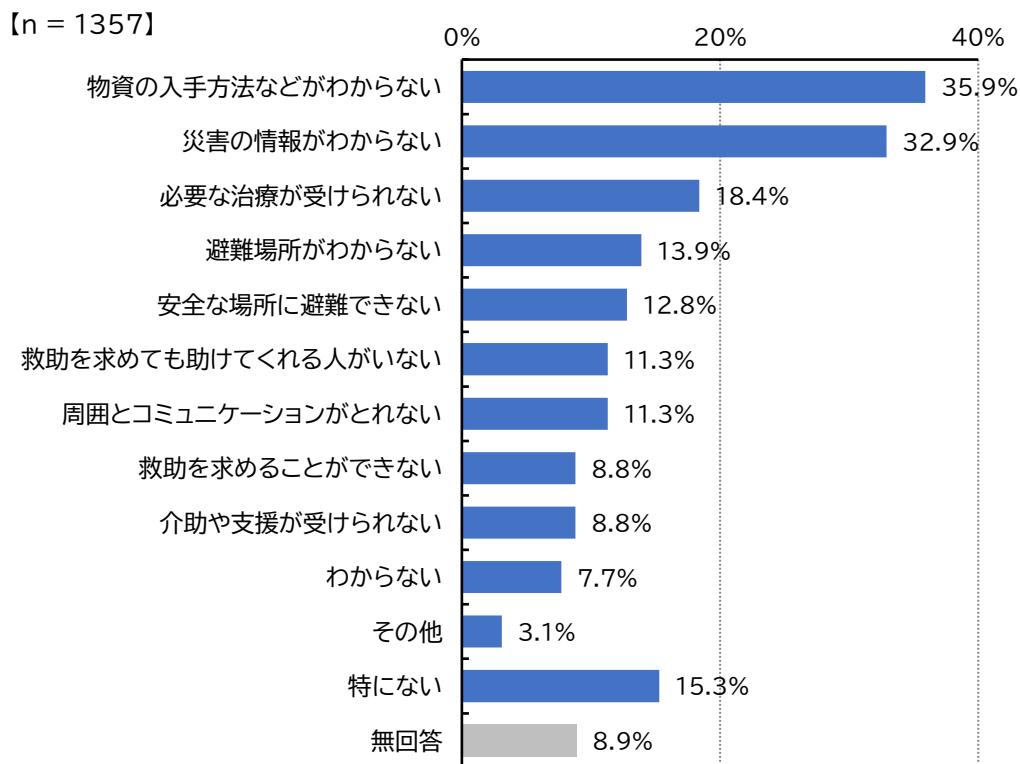
地震などの災害が発生した時の避難場所を知っているかでは、「知っている」が 71.9%と最も多く、次いで「知らない」が 24.8%と続いている。

【n = 1357】



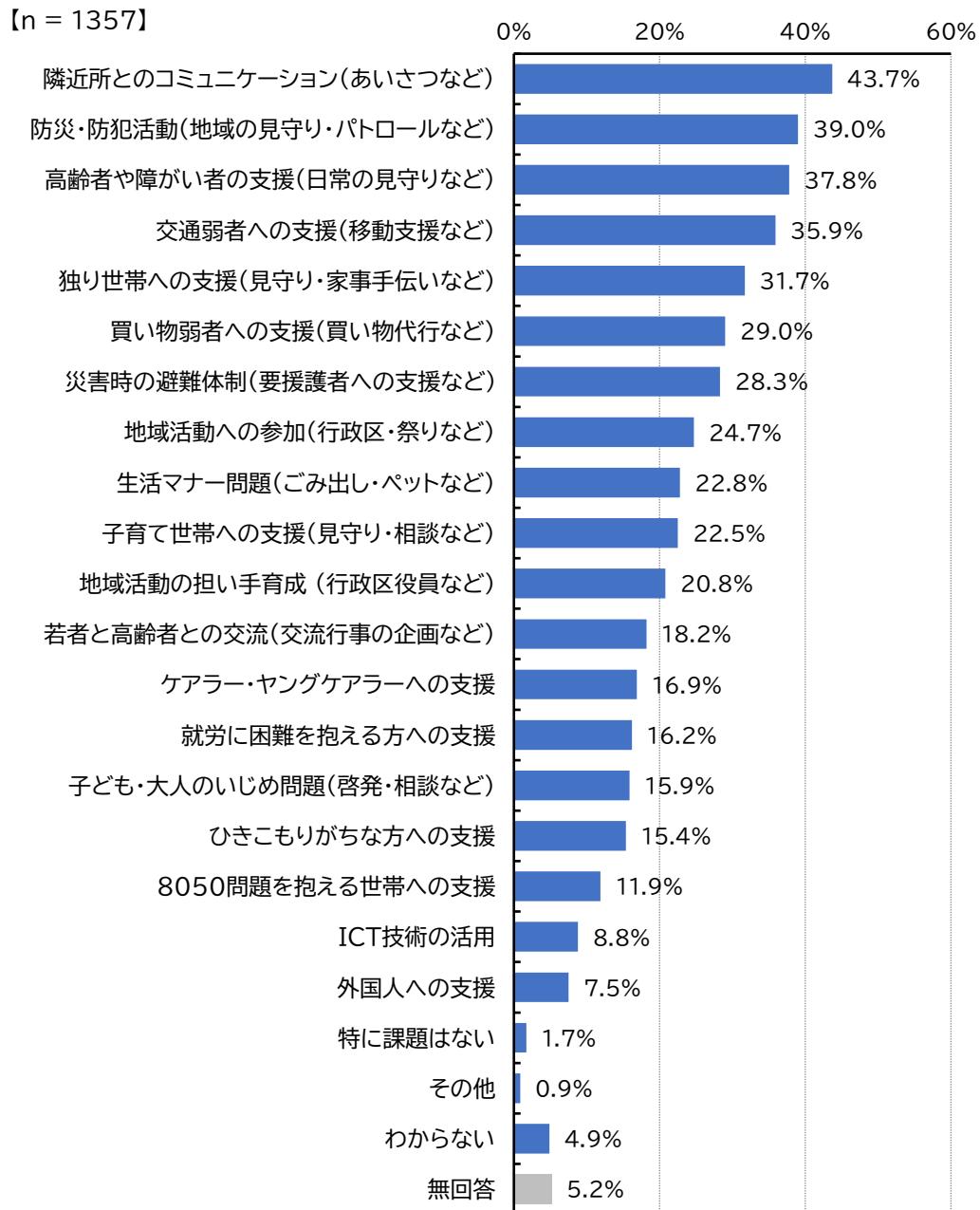
⑯災害発生時の困ることについて

地震などの災害が発生した時に、あなた自身が困ることはどのようなことだと思うかでは、「物資の入手方法などがわからない」が35.9%と最も多く、次いで「災害の情報がわからない」(32.9%)、「必要な治療が受けられない」(18.4%)、「特にない」(15.3%)、「避難場所がわからない」(13.9%)と続いています。



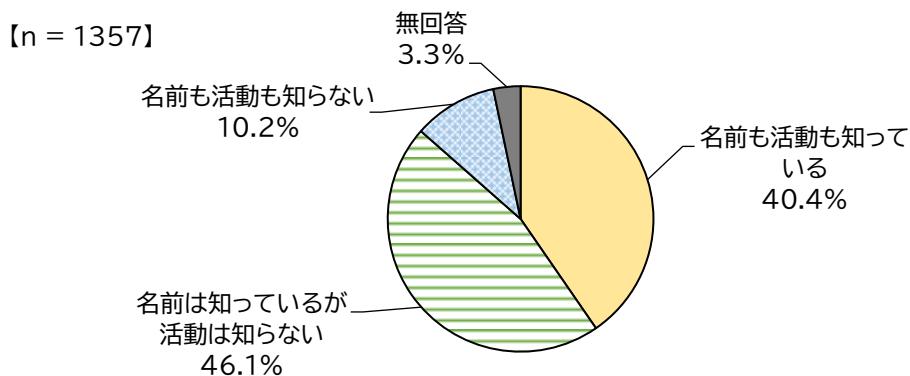
⑯安心して生活するための課題について

地域のだれもが安心して生活するために、取り組むべき課題は、どのようなものがあると思うかでは、「隣近所とのコミュニケーション(あいさつなど)」が43.7%と最も多く、次いで「防災・防犯活動(地域の見守り・パトロールなど)」(39.0%)、「高齢者や障がい者の支援(日常の見守りなど)」(37.8%)、「交通弱者への支援(移動支援など)」(35.9%)、「独り世帯への支援(見守り・家事手伝いなど)」(31.7%)と続いています。



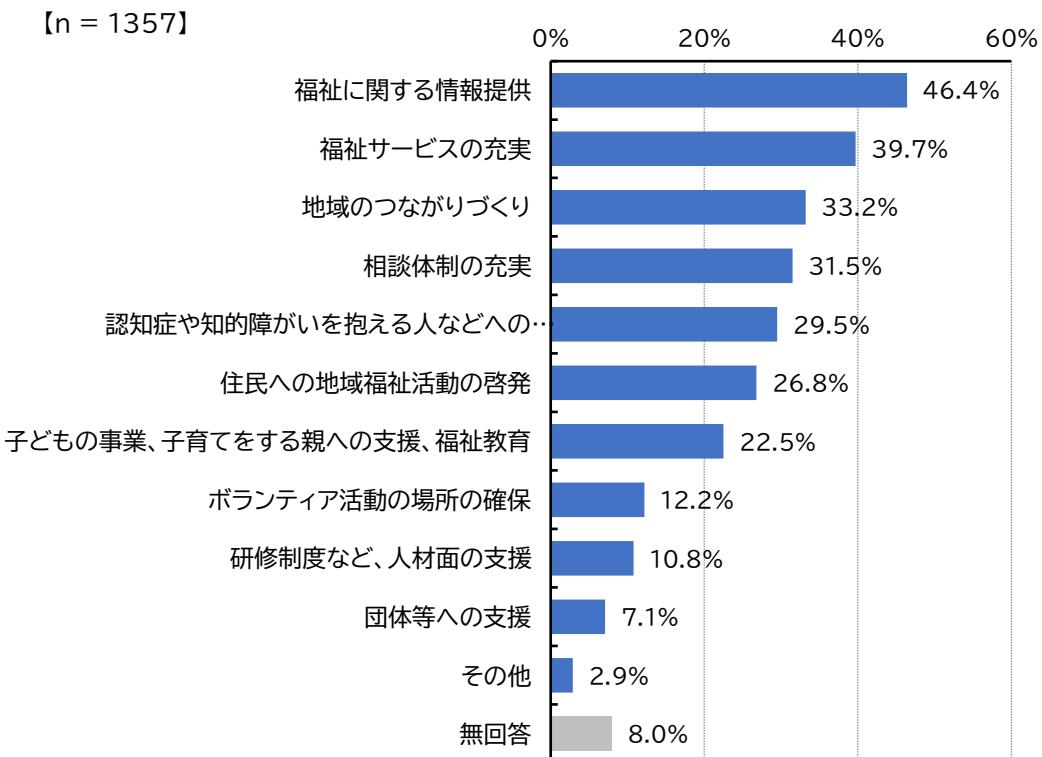
②南相馬市社会福祉協議会の認知度

南相馬市社会福祉協議会を知っているかでは、「名前は知っているが活動は知らない」が46.1%と最も多く、次いで「名前も活動も知っている」(40.4%)、「名前も活動も知らない」(10.2%)と続いています。



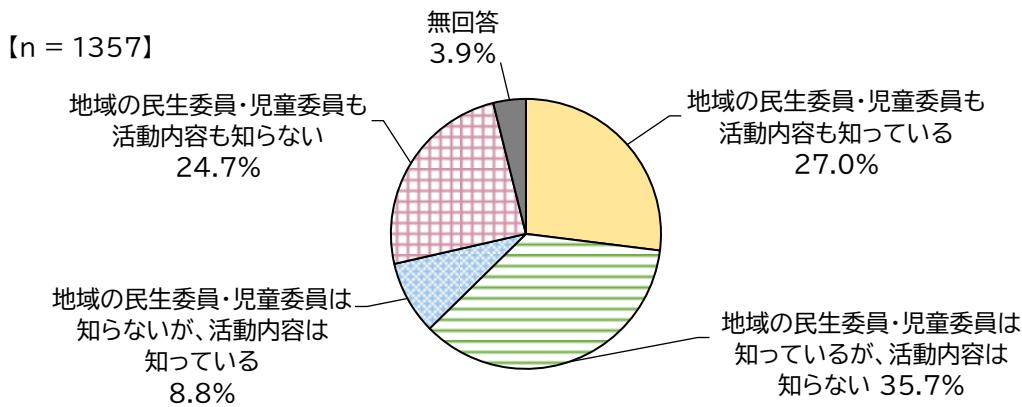
②南相馬市社会福祉協議会に期待すること

南相馬市社会福祉協議会に期待することは、「福祉に関する情報提供」が46.4%と最も多く、次いで「福祉サービスの充実」(39.7%)、「地域のつながりづくり」(33.2%)、「相談体制の充実」(31.5%)、「認知症や知的障がいを抱える人などへの日常支援や成年後見制度の充実」(29.5%)と続いています。



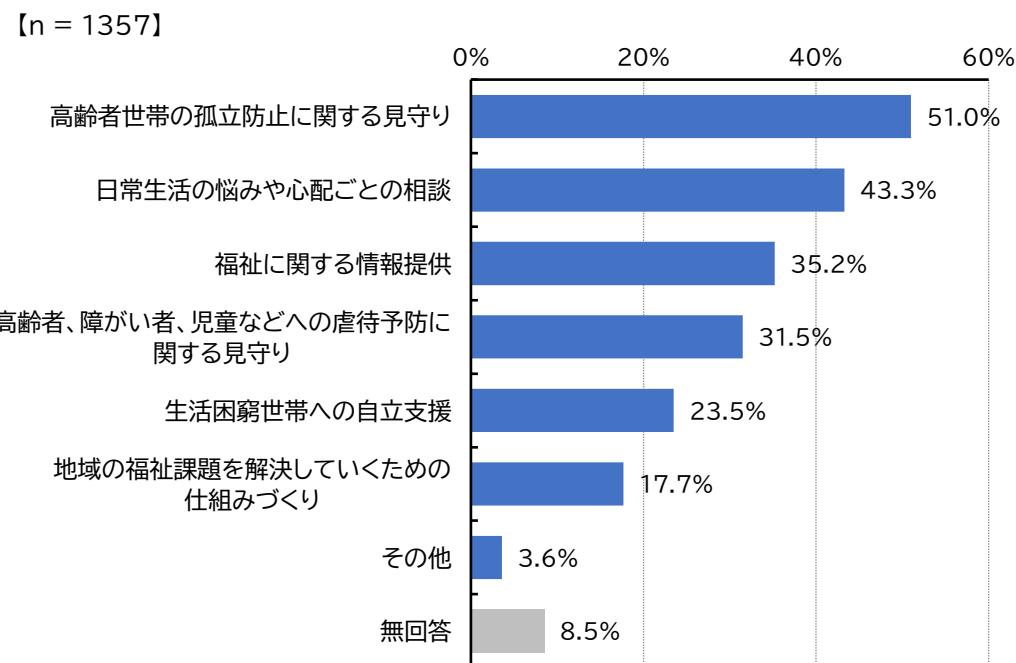
②民生委員・児童委員の認知度

地域の民生委員・児童委員を知っているかでは、「地域の民生委員・児童委員は知っているが、活動内容は知らない」が35.7%と最も多く、次いで「地域の民生委員・児童委員も活動内容も知っている」(27.0%)、「地域の民生委員・児童委員も活動内容も知らない」(24.7%)、「地域の民生委員・児童委員は知らないが、活動内容は知っている」(8.8%)と続いています。



③民生委員・児童委員に期待すること

民生委員・児童委員に期待することは、「高齢者世帯の孤立防止に関する見守り」が51.0%と最も多く、次いで「日常生活の悩みや心配ごとの相談」(43.3%)、「福祉に関する情報提供」(35.2%)、「高齢者、障がい者、児童などへの虐待予防に関する見守り」(31.5%)、「生活困窮世帯への自立支援」(23.5%)と続いています。



④誰もが安心して暮らせる地域づくりのための課題や困りごとについて(自由回答)

※いただいた回答の一部抜粋

◆高齢者に関すること

- ・高齢者だけで子ども・若者がいない地域が多くなってしまい、老老介護になってしまふことや地域のリーダーになる人が減ってしまっていることが課題。
- ・高齢者、特に一人暮らしの場合は毎日の見守りが必要だと思う。孤独を感じさせないような地域、孤立させないような地域にしていくことが大切だと思う。けれど、具体的にどのようにしたら良いのか分からぬ。「寂しいから行ってもいいか?」と言われたら「いいよ! どーぞ来てください!」と言える地域にしたいです。

◆子どもに関すること

- ・将来を担う子供とその保護者方にソフト面で学ぶ場所をもっと多くすべき。また、そのような活動をしている団体と協力し合うこと(行政)も必要だと思います。安心して話せる場があれば生きやすく育てやすい生活が送れると考えます。
- ・子育て世帯の支援がもっと充実したら、子どもをもっと欲しい人や移住の方が増えると思うのでお願ひします。

◆障がいに関すること

- ・障がいがある人たちに対しての対応や協力を今以上にしてほしいです。よろしくお願ひいたします。
- ・障がい者が住みやすい町づくりのために、障がい者の施設を増やすべきであると思う。子どもや高齢者のための支援は進んでいるが、障がい者の通所施設は無いように感じる。

◆福祉サービスなどについて

- ・これからますます少子高齢者社会になります。これに対応して何が必要か重要な、しっかり洗い出し、社会福祉活動計画が必要になると思います。
- ・相談窓口が大切だと思います。困った時はここですよ! と分かりやすく、相談できる場所づくりだと思います。

◆社会福祉協議会や民生委員などに関するこ

- ・今は夫婦二人で生活していますので何とか買い物や日常生活に困っていませんが、一人世帯になった時にはいろいろと困難なことが出てくると思うので、今から行政区でどのようなことが可能か知る必要があると思います。
- ・民生委員のなり手不足が課題。自分の住んでいる行政区には民生委員がいません。なり手がないのなら、民生委員のシステムを根本から見直す必要がある。

◆地域生活・地域活動に関するここと

- ・一人一人のつながりが充実していく、行政が主体となり市民のボランティアなどにより積極的に活動ができるように願います。
- ・地域に対する思いが薄れているようにも感じています。自己中心的な…。
まず行政区の皆さん達とのふれ合いなどを通して、少しずつ活動に参加していただきたいですね。

◆防災・防犯に関するここと

- ・災害時に高齢者、障がい者(自立避難ができない人たち)を先に避難できる地域づくりをしてほしいです。
- ・震災以降、近所でも持ち家の人の入れ替わりが激しく、名前も住人も知らない所が多々あります。いろいろな事件も多いので、防犯カメラ等を住宅地にも設置していただきたいです。

◆医療に関するここと

- ・南相馬市立病院の医師の充実を期待したい。又、緊急時の医療機関の不足が心配。相双地区は医療過疎です。充実してほしい。救急車を呼んだ場合、車はすぐ来るが、行き先が決まらず 30 分以上待たせられるのが現状です。
- ・市立病院の医師を常任とすることを希望します。(通院するたびに代わっています)

◆交通(交通安全)・移動手段に関するここと

- ・買い物に徒歩や自転車で時々出かけるが、道路の危険箇所が市内に多すぎだ！と感じた。安全に移動できる街づくりをしてほしい。
- ・交通の便が悪いために高齢になっても車の運転をせざるを得ないため、誰もが気楽に利用できる交通の手段が必要なのではと思います。足腰が悪い人や体の不自由な人が気軽に利用できるよう、安い料金で行政のゴミ収集所までマイクロバスなどで回ってくれるようになれば助かると思います。

◆生活環境・空き家に関するここと

- ・何年も放置されている空き家があちこちにある。荒れ放題なので火災や害獣など様々懸念される。様々な被害が出る前に早急に対応してほしい。
- ・外灯が足りない。道路がへこんでいる所がある。草が大きくなり、草刈りをしてほしい。木の枝葉も大きくなり、処分してほしい。

◆南相馬市に関するここと

- ・予防を中心とした健康づくりに力を入れてもらいたい。ウォーキングを楽しくできるような道路づくり等(道路がきれいに整備されている、自転車ロードの整備等)。
- ・現時点で問題はないですが、先々を考えた時に不安に直面するとは思う。震災もあり、核家族化が拡大し、定年の延長もあり親元に戻る機会は減り、高齢者世帯が増加すると思う。現に我が隣組も子どものいる家庭はほぼない(16軒中1軒のみ)。お互いを支え合い元気でありたいとは思いますが…

(2)地域福祉懇談会

今後の地域福祉活動の促進と地域福祉計画の策定にあたり、南相馬市社会福祉協議会との共催により、地域福祉懇談会を開催し広くご意見を伺いました。

◎令和5年度地域福祉懇談会の開催状況

主催：社会福祉法人南相馬市社会福祉協議会

共催：南相馬市

開催日	開催場所	対象地域	参加者数
令和5年6月29日	石神生涯学習センター	原町区 石神地区	18名
6月29日	かしま交流センター	鹿島区	26名
6月30日	高平生涯学習センター	原町区 高平地区	15名
6月30日	太田生涯学習センター	原町区 太田地区	23名
7月3日	大甕生涯学習センター	原町区 大甕地区	19名
7月3日	浮舟文化会館	小高区	19名
7月4日	原町区福祉会館	原町区 原町地区	23名
7月4日	原町区福祉会館	全地区	9名
			延152名

◎懇談会の方法

これまでに開催した懇談会で出された“地域の課題”をふまえ、今後の福祉活動の推進や課題解決のための方法を探るため、大きく2つのテーマを掲げグループに分かれて話し合いました。

【懇談会のテーマ】

- ① 「地域での見守り・支え合い活動について」
- ② 「住み慣れた地域で安心して暮らすために」

◎各地区の懇談会の内容について

各地区で開催された、懇談会の内容は以下のとおりです。(内容については一部抜粋して記載しています。)

【6月29日開催 石神地区】

参加者 18名 3班に分けて実施

1班	選択テーマ	「地域での見守り・支え合い活動」のために必要な取り組みは?
	地域で困っていること	<ul style="list-style-type: none"> ・隣組への新規加入が少ない ・地域の行事、隣組の活動に若い人が参加しない ・個人情報の壁(支援が必要な人が分からず、緊急時の連絡先が分からない)
	解決するには	<p>[共助/互助]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域での集いやイベントを多くやる ・参加したくなるような企画をする ・出かけられない人の家に集まる ・行事に参加できない人にも商品を配り、安否確認をする

2班	選択テーマ	「地域での見守り・支え合い活動」のために必要な取り組みは?
	地域で困っていること	<ul style="list-style-type: none"> ・隣組の中で人間関係が複雑化している ・空き家が増えている ・高齢単身世帯が増えている ・災害時、寝たきりの人をどう救助すれば良いのか ・災害時は助けてほしいが、普段は訪問拒否という世帯がある
	解決するには	<p>[自助]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・隣組に入らない人には、声かけをする ・自分の身は自分で守る ・高齢単身世帯には、隣組の仕事はしなくて良いので隣組に入っているように伝える <p>[共助/互助]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢単身世帯には、隣組の仕事はしなくて良いので隣組に入っているように伝える ・地区のサロンの内容を充実させる ・要支援者の見守りは、介護サービス等と連携をする <p>[公助]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・デジタルの活用を進める

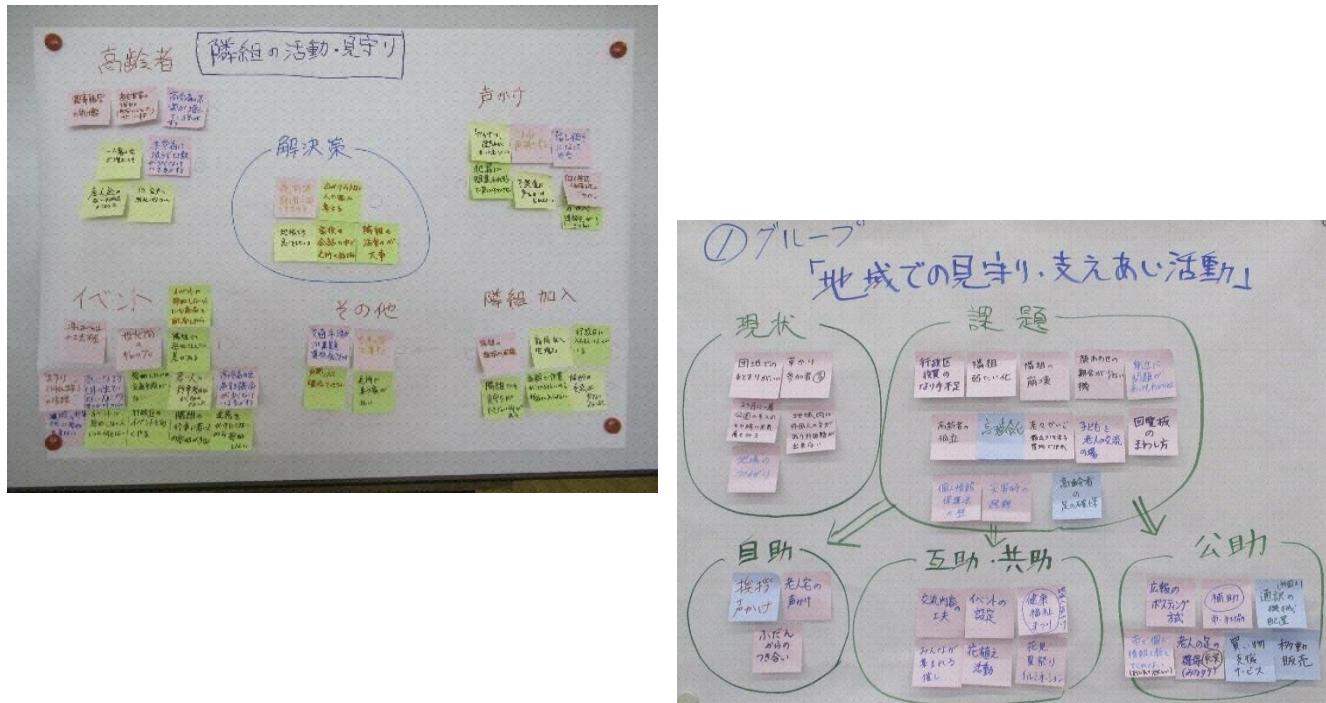
3班	選択テーマ	「地域での見守り・支え合い活動」のために必要な取り組みは?
	地域で困っていること	<ul style="list-style-type: none"> ・近所のつながりが低下している ・8050問題の世帯が増えている ・あいさつなどの声かけがなくなっている ・隣組に加入しない方が多い ・ごみ集積所は利用したいが隣組に加入しない
	解決するには	<p>[自助]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・おはようなどのあいさつ <p>[共助/互助]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域活動へ参加する ・地域活動に参加しない方にも手助けをする

【6月29日開催 鹿島区】

参加者26名 4班に分けて実施

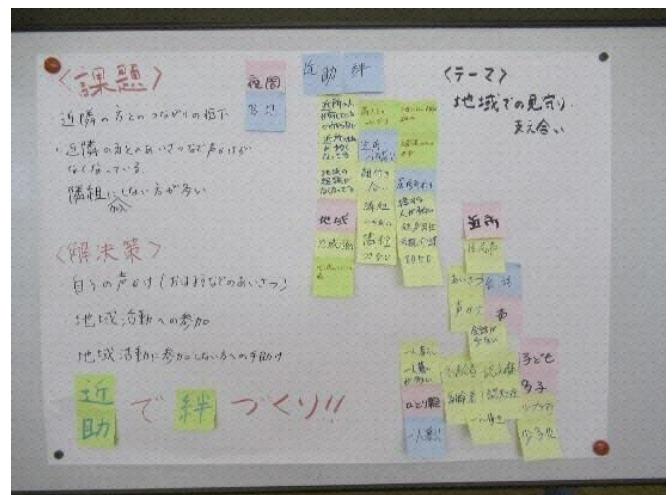
1班	選択テーマ	「地域での見守り・支え合い活動」のために必要な取り組みは？
	地域で困っていること	<ul style="list-style-type: none"> 行政区未加入者が増加している 同じ行政区でも顔がわからない 交流機会が減少 子どもたちを見守りたいがどこの子かわからない 高齢者の単身世帯が増えている
	解決するには	<p>[共助/互助]</p> <ul style="list-style-type: none"> イベントを増やす(子供や高齢者が家族で参加しやすいもの) 情報を発信する(口コミ) ·声をかけ、誘い合う 準備段階から参加できるイベントを企画する

2班	選択テーマ	「地域での見守り・支え合い活動」のために必要な取り組みは？
	地域で困っていること	<ul style="list-style-type: none"> 隣組未加入者が増加している。単身世帯が増加している 決まった人しか地域活動に参加しない 高齢化率50%以上の限界集落が増えている 運転免許を返納した後の交通手段がない
	解決するには	<p>[自助]</p> <ul style="list-style-type: none"> 隣同志に声かける ·サロン会に参加する ·相乗り、乗せていく <p>[共助/互助]</p> <ul style="list-style-type: none"> 向こう三軒両隣である ·区長と民生委員が一緒に活動する 区長、民生委員の手当てを上げる 皆で交代制で役割を担う <p>[公助]</p> <ul style="list-style-type: none"> 福祉施設を増設する ·地域活動に補助、団体補助金を支給する 移動スーパーを始める ·デマンド交通を推進する 病院送迎の補助金を値上げする



3班	選択テーマ	「地域での見守り・支え合い活動」のために必要な取り組みは？
	地域で困っていること	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者のみの世帯が増加している ・一人暮らしの世帯が増加している ・地域の人との交流がない ・若い世代が近所づき合いを避ける ・危険区域居住者に対する災害時の対応をどうするか
	解決するには	<p>[自助]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・声かけをしたり、一緒に行動する人をつくる ・地域包括支援センターに相談をする <p>[共助/互助]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域内の花づくりをして景観・環境整備をする ・3世代交流事業や地域の収穫祭、もちつき行事などの、高齢者がいきいきと活動し、子どもたちも楽しいイベントを行う <p>[公助]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生きづらさについて一緒に考えてくれる人、困りごとを聞いてもらえるところをつくる

4班	選択テーマ	「地域での見守り・支え合い活動」のために必要な取り組みは？
	地域で困っていること	<ul style="list-style-type: none"> ・どう見守り、声かけしていいかわからない ・サロン活動が休止している
	解決するには	<p>[自助]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・散歩して声かけする <p>[共助/互助]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サロンを再開させてお茶のみをとおして居場所づくりをする

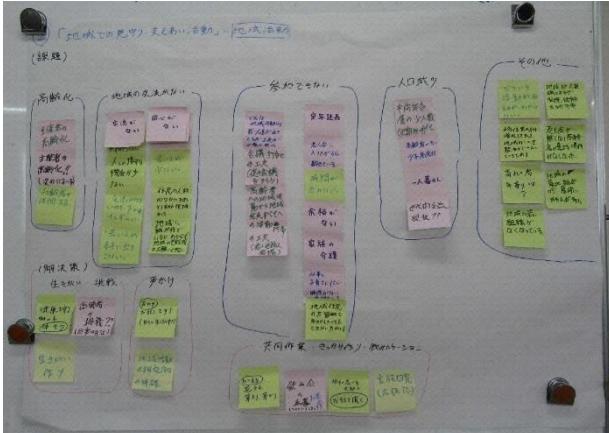


【6月30日開催 高平地区】

参加者15名 2班に分けて実施

1班	選択テーマ 地域で困っていること	「地域での見守り・支え合い活動」のために必要な取り組みは? <ul style="list-style-type: none"> コロナで集まりや会食が減り、地域のつながりが減っている コロナ後、今さら集まりに出たくない 隣組に入らない人・抜ける人が増えている 地域に子供も少なく、子どもとの関わりが無くなっている 地域の担い手が不足している(定年後も引き続き働いている) 若い人の意見を聞く機会や場所がない
	解決するには	[自助] <ul style="list-style-type: none"> 週一サロンで体を動かす できる人ができる事をやる [共助/互助] <ul style="list-style-type: none"> 繋がりを持つためにサロンや集まりに誘う アンテナを高く情報を収集したり情報を交換する 80才以上の人は隣組長や人足の免除をしている行政区がある [公助] <ul style="list-style-type: none"> 市道・県道などの草刈りはボランティアでやるのではなく、参加した人へお金を支給するような制度を作る

2班	選択テーマ 地域で困っていること	「地域での見守り・支え合い活動」のために必要な取り組みは? <ul style="list-style-type: none"> 特に若い方が、地域に関心がない 地域の交流が希薄化しており、誰が住んでいるのかわからない 集まる組織が少なくなってきた どのような活動をしているのか、わからない 定年延長や子育て、介護で地域活動に参加する余裕がない
	解決するには	[自助] <ul style="list-style-type: none"> 広報紙を家族の間で回す(家族回覧) 高齢者は「挑戦」と思って地域活動に取り組む [共助/互助] <ul style="list-style-type: none"> 近所同士で声かけする きっかけづくりとして、飲み会やお茶会、花植え、草むしり、草刈りといった共同作業をする 高齢者の役割や生きがいづくりをする [公助] <ul style="list-style-type: none"> 地域活動の相談窓口を明確にする



【6月30日開催 太田地区】

参加者 23名 3班に分けて実施

1班	選択テーマ	「地域での見守り・支え合い活動」のために必要な取り組みは？
	地域で困っていること	<ul style="list-style-type: none"> ・サロンに参加しない ・8050問題の世帯が増えている ・後継者がいない ・引きこもりの家庭があってもどこまで踏み込んでいいかわからない ・空き家の草や木が伸びていて危ない ・草刈りや缶拾いの人手が足りない ・声かけがしづらい ・高齢者の一人暮らしが増えている ・若い人が少ない
	解決するには	<p>[自助]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技能実習生に地域で声かけをする ・子どもたちとあいさつする <p>[共助/互助]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国人との交流を継続していく ・こども祭りを開催する(幼稚園生～中学生) ・組の季節の行事を開催する ・高齢者の実態を把握する <p>[公助]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空き家対策に取り組む(若い人に提供)

2班	選択テーマ	「地域での見守り・支え合い活動」のために必要な取り組みは？
	地域で困っていること	<ul style="list-style-type: none"> ・空き家がある ・入居者の顔がわからない ・家から出たくないと言われる ・隣組をやめたいとの声がある ・地域団体等がどんどん消滅している ・高齢者の一人暮らしが増えている ・草刈りなどに参加してくれない ・サロン等参加者不足が増えている
	解決するには	<p>[自助]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・隣近所で自ら積極的に挨拶をする ・傾聴する <p>[共助/互助]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・回覧板など配布する際には顔を見て渡す ・サロン等の集会を多く開催する <p>[公助]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遠方に住んでいる家族が帰って来て働く企業を誘致する ・福祉サービスの充実を図る ・移動手段を構築する

3班	選択テーマ	「地域での見守り・支え合い活動」のために必要な取り組みは？
	地域で困っていること	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢化、地域を担う次世代の住民がいない ・若い人の参加が少ない ・昔はあった、地域での付き合いが希薄になっている ・新型コロナ感染症により、地域でのつき合いが希薄になっている
	解決するには	<p>[自助]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若い世代を地域活動に誘う ・サロンに誘う <p>[共助/互助]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ内の交流を実施する(BBQ、飲み会、運動会など) <p>[公助]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・魅力あるボランティア活動を構築する ・地域と市が話し合えるような懇談会を行う ・運動会を開催している(下太田)

【7月3日開催 大甕地区】

参加者 19名 3班に分けて実施

	選択テーマ	「住み慣れた地域で安心して暮らす」ために必要な取り組みは？
	地域で困っていること	<ul style="list-style-type: none"> ・老老介護をする人が増えていく ・介護について相談できる場所がわからない ・介護認定が出るのに時間がかかり、待っている間に状態が悪化する ・単身世帯の人が多く、孤独死も増えていく ・サロン活動などへの参加、きっかけづくり ・買い物などへの移動手段がない
1班	解決するには	<p>[自助]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・かかりつけ医を持つ <p>[共助/互助]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世代間、地域間交流を行う ・サロン活動の活性化、住民の参加を促進する ・介護が必要になってから介護認定が出るまでの間の見守りや支援体制を確保する <p>[公助]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・みなタクの利用方法を周知する ・介護相談をしやすい場所をつくる

	選択テーマ	「地域での見守り・支え合い活動」のために必要な取り組みは？
	地域で困っていること	<ul style="list-style-type: none"> ・どこの嫁、息子かわからないことが多い ・隣組の行事がなくなり、顔を合わせることがない ・草刈りや神社のお祭、クリーン作戦が煩わしい
2班	解決するには	<p>[自助]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・声かけ協力者を増やす ・コロナ前の交流を持てる集まりを再開する <p>[共助/互助]</p> <ul style="list-style-type: none"> 老人クラブで行事を行う ・病院・クリニック毎の送迎支援をする <p>[公助]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政区の役割について市民に分かってもらうような広報をする ・隣組に加入するメリットを周知する

	選択テーマ	「地域での見守り・支え合い活動」のために必要な取り組みは？
	地域で困っていること	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時に避難をどうするか ・孤独死が心配である ・コミュニケーションが少ない ・隣組から抜ける/入らない ・地域の活動がない
3班	解決するには	<p>[自助]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・声かけ/あいさつをする ・隣近所の関わりを持つ <p>[共助/互助]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・元気な高齢者が活動の中心となって頑張る ・地域のお祭りを実施する ・隣組単位で声かけや見守りを行う <p>[公助]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・隣組に入るように働きかける

【7月3日開催 小高区】

参加者 19名 3班に分けて実施

1班	選択テーマ	「地域での見守り・支え合い活動」のために必要な取り組みは？
	地域で困っていること	<ul style="list-style-type: none"> ・交通手段が少ない (ジャンボタクシーがいつまで続くか不安、みなタクの時間が不便、免許返納後の交通手段が少ない)
	解決するには	<p>[自助]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康を意識し元気に過ごす ・広報紙等を見て情報を集める <p>[共助/互助]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の方と乗り合いで行く ・隣の家を気にかける <p>[公助]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乗り合いを制度化する ・継続的なタクシーレートの助成を行う ・公共交通機関のパスポートを発行する ・交通機関(バス)を増やす ・買い物代行サービスを普及させる

2班	選択テーマ	「地域での見守り・支え合い活動」のために必要な取り組みは？
	地域で困っていること	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティを再構築する ・住民の高齢化やパイプ役となるべく関係機関同士の連携が不足している ・サロン活動実施も地区ごとに参加人数等の状況が異なる
	解決するには	<p>[自助]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・散歩を通して、日ごろから近所の方との交流や関係を築く <p>[共助/互助]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・転入者や世代間交流の機会も得られるように、地域での催し物の企画運営をする(小高区は震災前より輪投げへの意欲が強い) <p>[公助]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・よりよい街づくり運営に向けた計画策定をし、住民参加のパイプ役としての役割、強味の再確認と関係機関同士の連携体制の強化、協働の仕組みづくりを進める

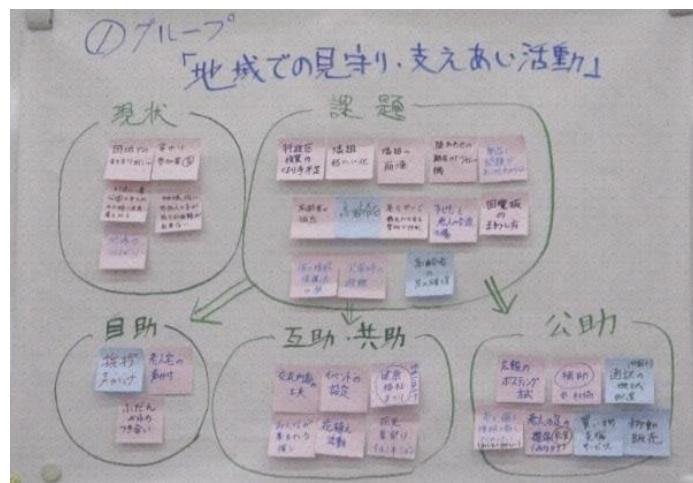
3班	選択テーマ	「住み慣れた地域で安心して暮らす」ために必要な取り組みは？
	地域で困っていること	<ul style="list-style-type: none"> ・どこに誰が住んでいるのかわからず、隣組のつき合いがない ・サロン参加者が少ない ・年齢的に災害時の対応が不安である ・行政区への協力心が希薄である ・地域の医療体制に不安がある ・地域全体に子どもの数が少ない
	解決するには	<p>[自助]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域活動にできるだけ参加する ・お花見、忘年会などの飲みにケーションが必要である <p>[共助/互助]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サロン活動の活性化、楽しくおしゃべりができる場と時間をつくる ・個々のつながりをもつ ・プライバシーに関することは市役所や社協と協力する <p>[公助]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病児保育の預かり所を小高区役所に設置する ・「子ども 110 番の家」を設置する ・ファミリーサポートを利用する

【7月4日開催 原町地区】

参加者23名 3班に分けて実施

1班	選択テーマ	「地域での見守り・支え合い活動」のために必要な取り組みは?
	地域で困っていること	<ul style="list-style-type: none"> ・隣組が弱体化している ・買い物等の足の確保が必要である ・回覧板を回せない ・外国人住民が困っている ・災害時等の支援等での個人情報の壁がある
	解決するには	<p>[自助]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・普段からの付き合いを心がける ・高齢者宅への挨拶、声かけをする <p>[共助/互助]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・みんなが参加したくなる(集まれる)イベントの企画をする <p>[公助]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報ポスティングをする ・翻訳機を設置する(行政区毎) ・買い物支援サービスを実施する

2班	選択テーマ	「地域での見守り・支え合い活動」のために必要な取り組みは?
	地域で困っていること	<ul style="list-style-type: none"> ・1日中寝ている方がいる(昼夜逆転) ・共稼ぎ夫婦が増加している ・買い物や病院への足がない(免許返納) ・子育てに悩んでいる親が増えている ・一人暮らしが増えている ・隣組への参加が減っている(特に若い世代) ・高齢の親と稼働年齢層の子どもとの世帯(8050問題)が増えている
	解決するには	<p>[自助]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・朝のあいさつや犬の散歩をしているときに安否確認する ・回覧板を回すときなど、インターホンを押して、声かけを行う <p>[共助/互助]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老人クラブやサロンへの参加を促す ・隣組の必要性を理解するための勉強会を実施する ・子育てに悩む親を対象とした“親を育てる勉強会”を実施する ・昔は人力車(リヤカー)で人を運んだりした <p>[公助]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・元々南相馬市民の方と移住者が集まれるイベントを実施する ・20代~50代の若者が気軽に集まれる場をつくる



	選択テーマ	「地域での見守り・支え合い活動」のために必要な取り組みは？
	地域で困っていること	<ul style="list-style-type: none"> ・ひきこもりをしているので、顔がわからない ・移住してきた世帯が増加し、隣組の人の顔がわからない ・高齢者、高齢世帯が増加し認知症の心配がある ・集まる場所がない
3班	解決するには	<p>[自助]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・心配な人がいる時には、関係機関へ情報提供をする ・声かけをする　・健康な高齢者は社会貢献をする <p>[共助/互助]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・困ったことがあった時に「まずは地域でやってみよう」と取り組む ・隣組で話し合う ・情報交換の場になるので井戸端会議も大切である ・月1回の廃品回収や夏祭りで、安否確認やつながりをつくる <p>[公助]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空き家対策の一環として、空き家を集会所として利用する ・専門機関のスキルで良い解決策が見つかるよう、専門機関に入ってもらう

【7月4日開催 全地区】

参加者9名 1班で実施

	選択テーマ	住み慣れた地域で安心して暮らす」ために必要な取り組みは？
	地域で困っていること	<ul style="list-style-type: none"> ・防災への意識づくり・災害への備え ・災害時に地元のボランティアが少ない ・一人暮らし高齢者の安否確認 ・隣組との関わりが少ない　・若者の意見を聞く機会が少ない
1班	解決するには	<p>[自助]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時に備える <p>[共助/互助]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民生委員・行政区長など地域の人を知ってもらうきっかけ、手段を増やす ・地域に居住する方の世帯構成を把握する ・発災時に声をかける　・災害時に支援が必要な方を把握する ・生活での困りごとを相談できる場所を地域ごとに提供する <p>[公助]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハザードマップをより踏み込んだ情報(どこの地区は、どのくらいの雨量で、どのような状態になる等)をみなみそうまチャンネルで広く周知する ・住民への防災教育、地域ごとの防災訓練を行う ・行政区(隣組)に加入するメリットを周知する

【多く出された意見のまとめ】

●「自助」に関すること

～地域で困っていること～

- ・コロナで集まりや会食が減り、地域のつながりが弱くなっている
- ・稼働年齢でも社会に出ることが難しく、生きづらさを抱えて孤立している方がいる
- ・地域活動の参加が難しい
- ・介護サービスを利用すると時間の都合が付きにくくなり、地域のサロンに参加できなくなる
- ・同じ行政区でも顔が分からない
- ・子どもに声をかけづらい(通報される可能性)
- ・単身世帯が増えて、老後、孤独死に対して不安を抱える人が増えている
- ・個人情報保護法の壁でどこまで交流すればいいかわからない
- ・近隣の方との挨拶などの声掛けがなくなっている

～解決するには～

- ※ 頻度を決めてサロンに参加する
- ※ 高齢者は新しいことに挑戦する
- ※ 地域活動にできるだけ参加する
- ※ 常日頃のあいさつ、声掛けを行う
- ※ 若い世代(20代～50代)向けの集まる場に参加する
- ※ 散歩をしながらゆるーく単身高齢者の安否確認を行う
- ※ 隣組に参加(加入)する
- ※ 健康を意識し元気に過ごす
- ※ 普段から子どもたちとのあいさつをする
- ※ 災害に備える

前回の地域懇談会(令和元年)以降、新型コロナウイルスの流行により、対面での活動が減ったことで地域のつながりが薄れしており、それが今回の課題と大きく関わっています。

コロナ禍による活動自粛により、サロン等の集会の減少、それに伴いあいさつの減少やひきこもり傾向の増加などの意見がありました。

また、自粛期間を経て日本の他人に対するセキュリティ意識が上がり、子どもたちへのあいさつが不審者と間違えられ、通報されるリスクがあるという考え方もあるようです。

積極的に自分から外出し、あいさつや地域活動への参加を増やしていき、近所や地域との関わりを再度構築することが必要であると考えられます。

●「互助・共助」に関するここと

～地域で困っていること～

- ・コロナを機に楽しみが個別的で、多様化し、地域住民で共有する機会が少なくなった
- ・地域の次世代の担い手がない
- ・老人会がなくなり、高齢者の集合場所がない
- ・行政区への協力心が希薄になっている
- ・若い人が地域活動に参加しない
- ・地域の活動の中心が70代～80代のため若年層が参加しづらい
- ・交流の場が少なく、行事を開催しても参加者が少ない
- ・地域でどこまで活動を実施すればいいかわからない
- ・サロンの参加者が高齢化している
- ・人生のあらゆる場面で、困ったことを相談したり、話を聞いてもらいたい

～解決策するには～

- ※ 花植え、草取り、草刈り等を行う
- ※ コロナで休止していた飲み会やお茶会をする
- ※ 地域に住む外国人との交流の機会をつくる
- ※ 隣組の季節行事や老人会を行う
- ※ 子供会を開催する
- ※ 世代間や地域間で催しものの企画運営をする
- ※ ちょっとした時間でもできるボランティアを増やす
- ※若い人も参加しやすいサロンを開催する

どの地域の懇談会でも隣組のあり方や加入者が減少傾向であることを主な課題として挙げられています。

隣組の課題の要因としては、若い世代の地域活動等の参加が少ないと、決まった人しか地域活動に参加せず、新たな参加者が敬遠してしまうことや参加を見送ってしまうこと、隣組への理解や加入するメリットが伝わっていないことが考えられます。

子どもたちや若者を対象にしたイベントを開催することで若い世代との交流の場を設けて、若い世代とふれあって隣組の良さや必要性等を示すことが必要であると考えられます。

隣組の減少傾向は、年代問わず地域とのかかわりを不必要だと感じている人が多いと思われます。

隣組に加入するメリットや必要性を改めて伝えることや若者の意見を聞く場を作ることが重要になります。時代とともに変化する地域社会に合った制度や柔軟な考え方が必要だと考えられます。

●「公助に關すること」

- ～地域で困っていること～
- ・地域の草刈り作業などの人不足
- ・空き家に木や草が生い茂っている
- ・介護が必要になってから介護認定が出るまでの間の、見守りや支援体制確保が難しい
- ・運転免許の返納した後の交通手段がない
- ・災害時の安否確認方法
- ・災害発生時に支援が必要な人が把握できていない

～解決するには～

- ※ 草刈り等の作業に手当をつける
- ※ 県道や市道などの道路整備
- ※ 若い人へ空き家を紹介する
- ※ 空き家を利用して集会所にする
- ※ 移動販売の実施(近くで買い物できる仕組み)
- ※ 地域ごとの防災訓練の実施
- ※ 「みなタク」の利用促進(高齢者の移動手段の確保)
- ※ 介護関連の補助の増加(福祉サービスの充実)

高齢化に伴い、足腰の悪化や運転免許返納による移動手段の確保が難しいようです。そのため、それらの方々に「みなタク」の利用促進や移動販売等を実施してほしいとの意見がありました。

また、年々空き家が目立つようになってきており、空き家の有効活用の手段として空き家を青年層に紹介したり、空き家バンクへの登録を図ったりするなど空き家対策についても様々な意見が挙がりました。

防災訓練の実施についても、住民一人ひとりが緊張感を持って真面目に防災訓練が実施できるような環境づくりが必要であると考えられます。

老老介護や介護認定が出るまでの時間で状態が悪化すること、介護について相談できる場がわからないなど多くの意見が挙がりました。介護の福祉サービスや医療機関の整備など老後の不自由な状態でも安心して暮らせるような公助が求められています。

(3)アンケートや懇談会などから見える課題

アンケート調査等から見える地域福祉の現状と課題をまとめました。

課題1 身近な支え合いのつながりづくり

地域福祉の充実、推進のためには、住民同士の支え合いやつながりが重要です。

高齢化や単身世帯の増加など社会構造の変化やコロナ禍での暮らしの変化等を踏まえ、身近なつながりを再構築し、新たな日常の中でのコミュニティ活動を推進していくことが重要です。

アンケート調査では、「福祉に関心があるか」について、7割以上が「関心がある」と回答しています。今後も福祉教育の充実や啓発活動などにより、住民の福祉意識の向上に努め、地域での日常的な交流の促進や参加意識の高揚、地域活動の充実を図っていくことが求められます。

地域福祉の推進には、ボランティア活動や地域活動の充実、活動の担い手となる人材の確保、育成も欠かせません。ボランティア活動や地域活動への参加経験について、63.3%が「ない」と回答しています。懇談会では、「若い人が地域活動に参加しない」などの意見がありました。

ボランティア活動や地域活動の活性化には活動日時の工夫や活動内容についての情報提供を促進し、これまで以上に参加者のすそ野を広げ、活動の活性化、地域福祉を担う人材を育成することが必要です。地域活動に関する情報提供や活動のための理解促進を積極的に支援することで、参加しやすい体制づくりを構築していくことが求められます。

課題2 安全・安心に暮らせる地域づくり

アンケート調査では、住んでいる地域の中で問題・課題と思うものとして、「隣近所とのコミュニケーション」、「防災・防犯活動」、「高齢者や障がい者の支援」、「交通弱者への支援」など暮らしの安全や安心につながる事に問題・課題を感じている人が多くなっています。

保健・医療・福祉の充実や、交通の利便性の確保とともに、災害への備えや犯罪の防止をコミュニケーションや地域活動で行い、地域の支え合いによる安全・安心のまちづくりが求められています。

日常生活で不安に思っていることでは、「自分や家族の健康のこと」、「自分や家族の老後のこと」が多くを占めていることから、心身の健康増進や介護予防に関する情報や事業内容の周知を図っていくことも重要です。

災害時の避難については、71.9%の人が「避難場所を知っている」や 69.3%の人が「最寄りの避難所に自力で避難できる」と回答している一方、63.3%の人が「避難の必要な災害が起きた場合の行動を決めていない」と回答しており、住民が迅速に避難するためには、平時から自分の避難行動を考えておくことが重要です。

さらに、誰もが安心して暮らせる地域づくりのための課題や困りごとについて、「災害時に高齢者、障がい者を先に避難できる地域づくりをしてほしい」という意見や地域懇談会でも、「一人暮らし高齢者の安否確認」との意見があり、引き続き、災害時に支援が必要な方を把握し、地域全体で支援していくための体制づくりが求められています。

課題3 必要な支援を必要なときに受けられる基盤づくり

現在、高齢者世帯や単身世帯の増加、社会的孤立などの影響により、市民の生活上の課題は、様々な分野の課題が絡み合って「複雑化」し、また、個人や世帯において複数の分野にまたがる課題を抱えるなど「複合化」しています。

アンケート調査では、「福祉について知りたい情報」として、43.1%の方が「福祉サービスに関する情報」をあげています。また、地域懇談会では「介護認定の判定が遅い」や「介護について相談できる場がわからない」との意見もありました。

課題の複合化により、既存の制度に明確に位置づけられていないことから解決に結びつかないケースや、当事者の問題意識が希薄なため、必要な支援が行き届かないようなケースの増加も考えられます。本市ではこれらに対応するため、多様な相談業務を展開していますが、複雑なニーズを持つ住民には、相談窓口の情報が伝わりにくい状態であることも考えられます。さらに、それぞれの問題・課題を解決するためには、個人の努力や行政の施策による環境整備だけでは限界があります。そのため、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながる「地域共生社会」の実現に向けた包括的な相談支援体制の構築が求められています。

■健康福祉まつり



■災害ボランティアセンター設置立上訓練



第3章

計画の基本的な考え方

1 基本理念

社会情勢や地域社会の変化により、今まで以上に課題が複雑化・多様化しており、住民が住みなれた地域で安全・安心に生活し、年齢や性別そして障がいの有無に関わらず、個人として尊重され、住民同士の支え合いや適切なサービスが受けられるようなまちづくりが求められます。

また、介護、障がい、児童福祉、生活困窮支援などの制度の枠にとらわれない、地域共生社会の実現に向けた取組を進めていく必要があります。

そのために、本計画においては、個人として尊重しつつ、人と人とのふれあいを大切にし、地域の支え合い、助け合いを推進するとともに、地域住民のつながりを強化し、思いやりのあるまちづくりを目指します。

本計画においては、これまでの地域福祉分野における取組や地域共生社会の考え方を踏まえ、住民一人ひとりが住み慣れた地域で安全・安心に暮らせるよう、「第三次総合計画」の「政策の柱3 健康・医療・福祉」分野の目指す姿である、「誰もが安心して健康で暮らせるまち」を基本理念として掲げます。

誰もが安心して健康で暮らせるまち

引き続き、保健・医療・福祉の連携を図るとともに、行政だけでなく地域住民、民間事業者、ボランティア、NPO等が役割分担を行いながら、地域における相互扶助の充実を図ります。

また、乳幼児から高齢者まで、全ての人が共に生きる社会形成を行うことで、住民一人ひとりがお互いに助け合う活動を通じて、心身ともに安心して、生きがいを持って暮らせる、やさしいまちを目指します。



2 基本施策

「第三次総合計画」に掲げられている「100 年のまちづくり～家族と友人とともに暮らすまち～」と本計画の基本理念の実現を目指します。

また、「第三次総合計画」に掲げる「今後8年間のまちづくりの基本姿勢(つなぐ・よりそう・いどむ)」を踏まえ、次の3つの基本施策を掲げ、計画の推進を図ります。

つなぐ

基本施策 1 地域のつながりづくり

地域福祉の推進には、地域の中で支え合い、助け合う意識づくりや、支え合いの活動の活性化が重要です。地域の様々な課題に対して、市民一人ひとりが「我が事」として課題解決に向けて行動できるよう、福祉への関心や理解の促進に取り組みます。

地域活動やボランティア活動など、若い世代が参加できる活動の推進に取り組みます。

よりそう

基本施策 2 安全・安心に暮らせる地域づくり

地域でいつまでも安心して暮らせるよう「地域の安全は自分たちで守る」という考え方のもと、地域の支え合う力を一層高め、生活に対する支援や防災・防犯対策など地域で安心して暮らせる環境づくりを推進します。また、住民一人ひとりが心身ともに健康であるため、保健・医療・福祉の充実と健康意識の向上を図ります。

いどむ

基本施策 3 地域で福祉を支える基盤づくり

多様化・複合化している地域の生活課題に対応するために、保健・医療・福祉の多分野・他機関が連携し、福祉サービスに関する情報提供や相談支援を行い、必要な時に適切なサービスを利用できるような体制をつくります。

再犯防止推進計画(再犯防止の取り組みの推進)

罪を犯した方が、多様化が進む社会において孤立することなく、円滑に社会の一員として復帰することができ、再び罪を犯すことなくすることで、住民が犯罪による被害にあうことを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を目指し、再犯防止の取り組みについて周知啓発を図り、罪を犯した人や非行をした人を孤立させない地域づくりを推進します。

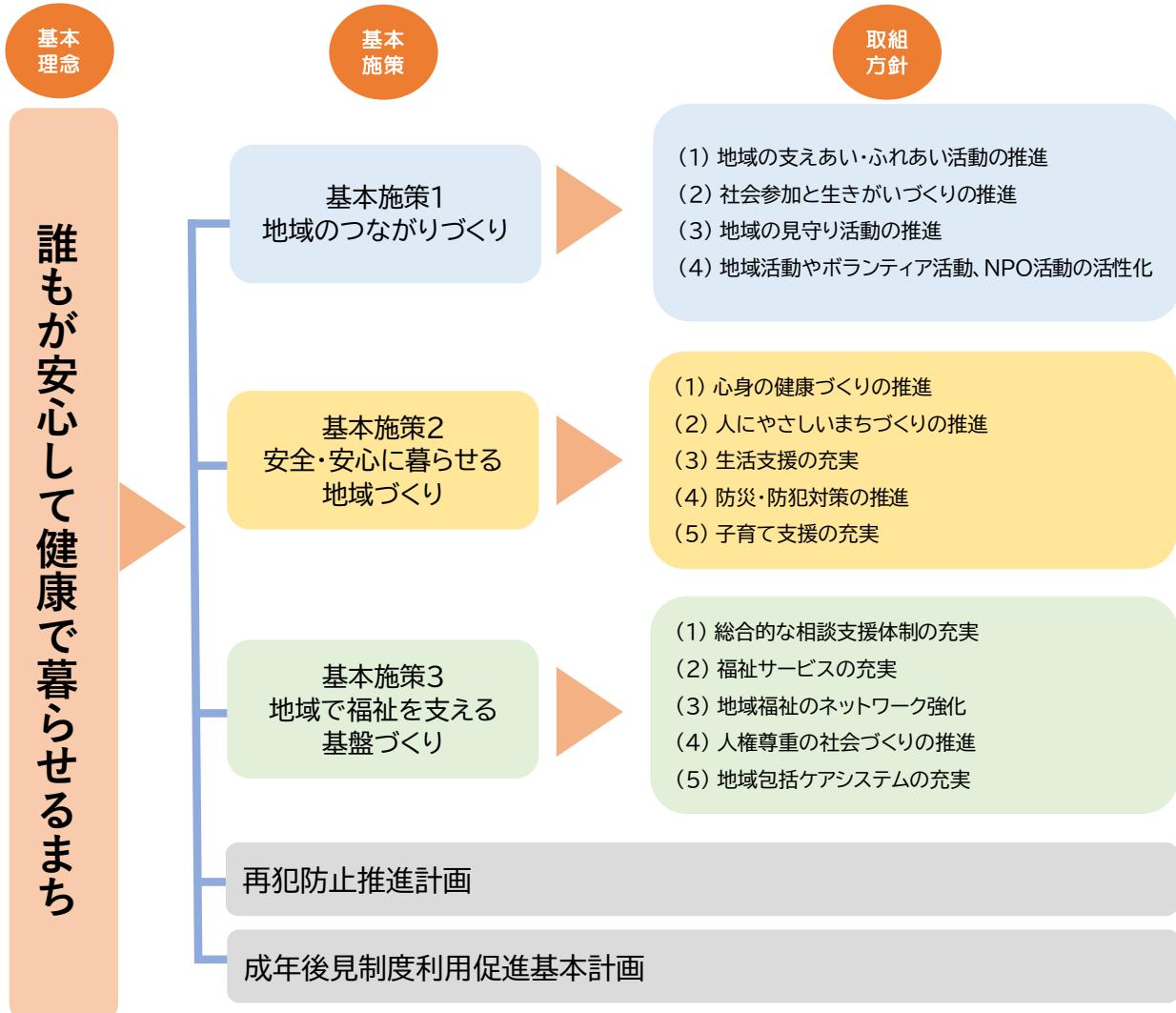
成年後見制度利用促進基本計画(成年後見制度の周知と利用促進)

本市の人口の4割近くが高齢者であり、今後も高齢化率の上昇が見込まれる中、認知症等により、判断が必要な場面において支援が必要な人が増えることも想定されます。こうした人の権利を守るために、保健・医療・福祉・司法といった関係機関が密に連携し、支援を必要とする人の意思や希望を尊重した相談体制の整備を図るとともに、障がいや認知症等によって支援を必要とする人が安心して制度を利用できるよう周知に努めます。

■権利擁護入門講座



3 計画の体系



4 「自助」・「互助」・「共助」・「公助」の考え方

市民、福祉団体、社会福祉協議会、行政等が、それぞれの役割の中で、お互いに力を合わせる関係をつくり、「自助」・「互助」・「共助」・「公助」を重層的に組み合わせた地域ぐるみの福祉の推進が重要です。

本計画では、市民一人ひとりや家族が取り組むべき「自助」(市民の役割)、近隣の住民や地域自治会、福祉関係団体等が協働して取り組むべき「互助」(地域の役割)・「共助」(社協の役割)、行政として取り組むべき「公助」(行政の役割)の4つに区分し、地域福祉の推進に向けた基本的役割について定めます。

行政による福祉サービスの充実とともに住民相互の助け合い、支え合い活動の推進を両輪として地域福祉の向上に取り組むことが大切です。

■「自助」、「互助」、「共助」、「公助」のイメージ

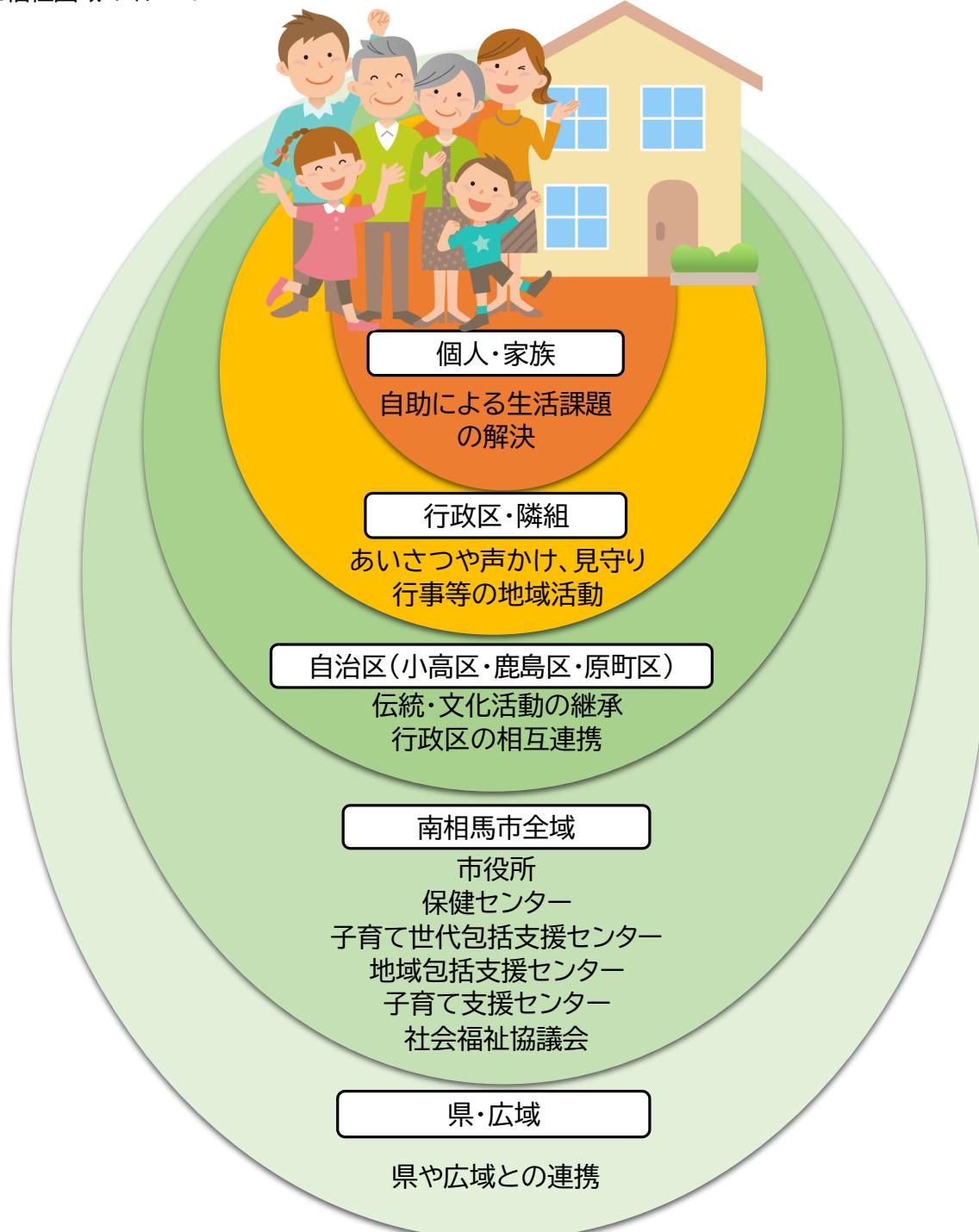


5 地域福祉圏域の考え方

地域にある生活課題に応じて、「個人・家族」、「行政区・隣組」、「自治区」、「南相馬市全域」、「県・広域」からなる圏域ごとの取組や各圏域の連携による取組によって解決を図っていきます。

また、これらの圏域は、一律に固定されるものではなく、課題や地域特性に応じて、柔軟に対応していきます。

■福祉圏域のイメージ



第4章

地域福祉の推進に向けた取組

基本施策1 地域のつながりづくり

取組方針(1)地域の支え合い・ふれあい活動の推進

現状と課題

地域での支え合いを推進するためには、住民相互の交流を促進し、ふれあいの中でお互いの関係性を育むことが大切です。

近年、地域への関心がない方や地域との関わりを持たない方が増加していることもあり、地域のつながりが希薄化し、身近な地域における交流の機会が少なくなっています。

アンケート調査によると、近所や地域とのかかわりについて、「近所付き合いが減っている」や「地域での交流機会が少ない」といった回答が多くなっています。

地域住民一人ひとりが、自ら行動を起こす意思や気持ちを行動へとつなげていくためにも、気軽に集い、日常的な交流を図ることができる場づくりや、世代を超えたふれあいの機会を充実させるなど、地域での交流活動に参加しやすい環境づくりが必要です。

また、地域活動の担い手の減少を踏まえ、地域間での連携を促進し、住民同士の交流を図ることで、地域活動を活性化させていくことも検討する必要があります。

施策の方向性

地域住民一人ひとりが周囲に関心を持ち、助けが必要な人に手を差しのべる地域社会づくりが求められていることから、多様な交流機会の創出や地域福祉を支える基盤である行政区長、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、ボランティア、NPO、事業者など、地域活動の主体間の連携を強め、地域住民が相互に協力できる仕組みづくりに努めていきます。

評価指標	現状値	目標値(R8)
行政区加入率	67.4% (R4.10.1)	70.0%
ボランティア登録数	[個人] 86人 [団体] 36団体 (R5.1.25)	[個人]130人 [団体] 50団体

取組方針(1)地域の支え合い・ふれあい活動の推進

市民の取組 (自助)	<ul style="list-style-type: none"> ○隣近所ではお互いにあいさつをしましょう。 ○隣組に加入・参加しましょう。 ○地域活動交流の場や地域の自主活動に積極的に参加しましょう。 ○地域の行事などに日頃から関心を持つよう心がけましょう。
地域の取組 (互助)	<ul style="list-style-type: none"> ○地域に居住する全世代へ地域活動や行事への参加を呼び掛けます。 ○地域での行事やイベントが行われるときには、隣近所で声をかけ合ったり送迎し合ったりする等、誰もが参加しやすい雰囲気づくりをします。 ○生涯学習センター等の集会施設などを地域の交流の場として活用します。
社協の取組 (共助)	<ul style="list-style-type: none"> ○地域住民が、地域で実施する交流会等について活動しやすい環境を整備します。 ○地域で実施する交流会等の事業へ活動費を助成します。 ○「ふれあいサロン」等の普及・支援に努めます。 ○各地区の福祉委員会と連携し、地域における福祉活動を実施する際の体制等について協議します。
行政の取組 (公助)	<ul style="list-style-type: none"> ○地域住民同士が交流し関わり合う機会をつくり、福祉意識の醸成を図ります。 ○行政区長や民生委員・児童委員などの地域の代表者やボランティア、NPOなどの団体や事業者など、地域で活動する人々の連携を図り、協力体制の構築に努めます。 ○もともとの地域の住民と、東日本大震災を機に新たにその地域で生活を始めた人がお互いに助け、支え合いながら生活できるよう、地域コミュニティの再構築に努めます。

■高齢者ふれあい交流会



主な事業等

取組内容	担当
地域コミュニティの再構築支援	コミュニティ推進課 地域振興課
広報紙やホームページ、みなみそうまチャンネルによる市民の交流の状況や情報の周知と地域交流の促進	社会福祉課
福祉意識の醸成	社会福祉課 社会福祉協議会
地域の交流事業への活動支援	コミュニティ推進課 地域振興課
行政区・隣組への加入促進及び未加入世帯への情報提供	コミュニティ推進課
住民主体による地域福祉活動を推進するために、小地域による福祉活動組織(地区福祉委員会)を各地域に設置し、その活動にかかる助言や費用の助成	社会福祉協議会
小地域でふれあいサロン活動をする、またはこれから実施しようとする団体へ、活動にかかる助言や費用の助成	社会福祉協議会
市内の地域組織等(当事者組織を含む)が行う自主活動による、高齢者・障がい者・児童等を対象に地域福祉の推進を目的とした交流事業への助成	社会福祉協議会
介護者間で情報交換できる機会の提供	社会福祉協議会 長寿福祉課
社協所有施設を交流の場として提供	社会福祉協議会
生活支援コーディネーター※の周知および活動の充実	社会福祉協議会 長寿福祉課

※生活支援コーディネーター:別名「地域支え合い推進員」と言い、高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす者

■地域ふれあいサロン



取組方針(2)社会参加と生きがいづくりの推進

現状と課題

世帯構造の変化や地域におけるつながりの希薄化が進む中、社会的な孤立やひきこもりなどの増加が、必要な支援の発見を遅らせる要因として、懸念されています。

住み慣れた地域でいきいきと暮らしていくためには、身体的な健康維持、介護予防などの取組と共に、生きがいづくりが大きな課題となります。生きがいづくりは、地域福祉の充実と地域コミュニティの活性化にもつながるので、地域に住む高齢者、障がい者などがその知識や経験、能力を活かしながら、地域社会の中で役割を担って生活することができるよう支援していくことが必要です。

アンケート調査によると、地域活動の参加頻度は、4割の方が「参加していない」と回答しています。

高齢者を対象とした健康づくり、スポーツ・文化事業やボランティア等の社会活動について、活動内容の広報や参加しやすい環境づくりに努めるなど、高齢者の主体的な参加を積極的に支援していく必要があります。

また、孤立しがちな方、ひきこもりがちな方も含め、身近な地域で誰もがいきいきと暮らせるよう、身近な地域での活動を通じて社会参加を促進していく必要があります。

施策の方向性

すべての市民が心身ともに健やかで心豊かに、住み慣れた地域で安心して笑顔で生活が送れるよう、各関係機関が連携し生きがいをもって暮らせる環境づくりに努めます。

評価指標	現状値	目標値(R8)
障がい児・者の福祉施設から一般就労への移行者数	4人／年 R3 1年間の人数 (R4.3.31)	24人 R8までの計画期間内の累計人数
スポーツ施設の利用者数	239,164人 (R4.3.31)	280,000人
生涯学習関連事業の延べ参加者数	8,093人 (R4.3.31)	12,300人

取組方針(2)社会参加と生きがいづくりの推進

市民の取組 (自助)	<ul style="list-style-type: none"> ○生涯学習や健康づくり等を通して生きがいづくりに努めましょう。 ○積極的に行動して、自らの知識や技術、経験を広く地域に伝えましょう。 ○近所の方にも声をかけ合って地区の行事やサロン等に積極的に参加しましょう。
地域の取組 (互助)	<ul style="list-style-type: none"> ○各種講座の開催や学習の機会をつくります。 ○社会福祉協議会や行政区・隣組が連携し、高齢者や障がい者等の生きがいづくりの場を提供します。 ○高齢者や障がい者が社会参加しやすいよう、手助けをします。 ○スポーツ活動の機会をつくり、健康増進と仲間づくりを促進します。 ○地域内のサロン同士の交流会を行います。 ○サロンや老人会での活動の発表の場をつくります。 ○日常生活の中で変化を見逃さないよう気を配ります。
社協の取組 (共助)	<ul style="list-style-type: none"> ○各種講座の開催等、多様な学習の場をつくります。 ○初めてでも参加しやすく、どの世代にもわかりやすい事業を企画します。 ○高齢者や障がい者の集まる場を作り、引きこもり等の防止に努めます。 ○障がいを持った人とボランティアが交流できる場をつくります。 ○老人クラブの活動を支援します。
行政の取組 (公助)	<ul style="list-style-type: none"> ○スポーツ活動や各種講座の開催による学習の機会を支援し、仲間づくりや健康づくりへつなげられるよう努めます。 ○自らの技術や経験を活かし、生きがいをもって生活できるような支援をします。

■おひさまといっしょに(障がい者運動会)



主な事業等

取組内容	担当
講演会やイベント等の開催情報や地域活動等の情報発信	関係各課
出前講座による生涯学習講座や地域の各種勉強会等の開催	生涯学習課 関係各課
文化・スポーツ活動への支援	生涯学習課 スポーツ推進課
高齢者や障がい者の仲間づくり、生きがいづくりへの支援	長寿福祉課 社会福祉課
小地域でふれあいサロン活動をする、またはこれから実施しようとする団体へ、活動にかかる助言や費用の助成	社会福祉協議会
ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯のひきこもり防止と交流を目的に高齢者ふれあい交流会の実施	社会福祉協議会
障がいのある人の、社会参加のための各種事業の実施	社会福祉協議会 社会福祉課
各種講座を開催し、学習機会の提供	社会福祉協議会
生活支援コーディネーターの周知および活動の充実	社会福祉協議会 長寿福祉課
老人クラブ連合会の運営が円滑に進むように支援の実施	社会福祉協議会 長寿福祉課

■健康福祉まつり



取組方針(3)地域の見守り活動の推進

現状と課題

高齢者・子ども・障がい者等、全ての人が地域で生きがいを共に創り、高め合うことができる地域共生社会を実現するために、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、住民一人ひとりが地域の主役として主体的に地域活動や隣近所同士の見守り活動を行っていくことも重要です。

アンケート調査によると、近所の人との交流や付き合いについて、「困ったときに助け合う親しい人がいる」は2割以下となっていますが、近所の人との関わりをどのようにしたいかでは、「隣近所と人との関わりは大切にしたい」が5割以上と隣近所との関わりの大切さは認識されています。

また、地域懇談会においても、多くのグループが「地域での見守り、支え合い活動」について、課題を感じており、特に「隣組」の加入者の減少などに課題を感じています。

地域住民が地域の状況に関心を持ち、隣組が地域内の状況に関心を持ち、民生委員・児童委員、ボランティア、老人クラブ等の関係機関等との相互連携により、地域の見守り活動を実施するなど、互いに安心して暮らすことができるまちづくりを推進していく必要があります。

今後、単身世帯や単身高齢世帯の増加が見込まれる中で、孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会、相互に支え合い、人ととの「つながり」が生まれる社会を目指し、令和6年4月から、「孤独・孤立対策推進法」が施行されます。孤独・孤立の状態は人生のあらゆる段階において誰にでも生じる可能性があることから、孤独・孤立の実態を把握し、多分野が連携した切れ目のない相談支援体制の整備と地域の見守りや居場所を確保し、人ととの「つながり」を実感できる地域づくりを行なっていくことも重要です。

施策の方向性

地域の人材や資源を活用するとともに、地域住民や隣組が地域内の状況に関心を持ち、民生委員・児童委員、ボランティア、老人クラブ等の関係機関等との相互連携により、地域の見守り活動を実施するなど、互いに安心して暮らすことができるまちづくりを推進していきます。

評価指標	現状値	目標値(R8)
民生委員・児童委員委嘱率	86.6% (R4.12.1)	100%
民生委員協力員配置数	5人 (R4.12.1)	27人
認知症サポーター養成講座受講者数	82件 (R4.12.31)	250人
緊急通報システムを利用する件数	402件 (R4.3.31)	480件

取組方針(3)地域の見守り活動の推進

市民の取組 (自助)	<ul style="list-style-type: none"> ○隣組に加入し、公共的な事柄への協力関係を保持しましょう。 ○自分の周囲に虐待を受けている人や支援が必要な人がいないか気配りましょう。 ○積極的に地区の行事に参加しましょう。 ○一人暮らしの方や登下校時の子どもにあいさつや声かけをしましょう。 ○高齢者等とは様々な場所でコミュニケーションを取り、状況を確認しましょう。
地域の取組 (互助)	<ul style="list-style-type: none"> ○地域で虐待を受けている人や支援が必要な人がいないか注意します。 ○地域での三世代交流事業を行い、住民同士の繋がりをつくります。 ○一人暮らし、高齢者、障がい者へ気を配り、見守りを強化します。 ○子どもたちの登下校時には通学路に立ち見守りをします。 ○日常生活の中で変化を見逃さないよう気を配ります。
社協の取組 (共助)	<ul style="list-style-type: none"> ○社協だより・ホームページの内容を充実し、きめ細やかな情報を提供します。 ○見守り活動、サロン活動等を推進するために、多様な主体による取組みの参画と、活動支援を行います。 ○関係者・関係団体と見守り活動に必要な情報を共有し、訪問活動を推進します。 ○福祉委員会の設立を支援するとともに、運営面で助言や活動費の助成を行います。 ○地域住民が参加しやすい場所での、ふれあいサロンや地域福祉ふれあい交流事業の開催を推進します。
行政の取組 (公助)	<ul style="list-style-type: none"> ○隣組への加入促進を図り、日常的な声かけや手助けにより地域における見守り活動を推進します。 ○民生委員・児童委員など地域の関係機関と行政が連携を図ることにより、地域において支援を要する人の早期発見に努めます。 ○住民などによる児童生徒の登下校時や高齢者の見守り活動などを支援するとともに、警察などの専門機関との連携を強化し、安心できる地域づくりを推進します。

■屋根シート張講習会



主な事業等

取組内容	担当
行政区・隣組への加入促進	コミュニティ推進課 地域振興課
隣組を活用した広報紙の配布	コミュニティ推進課 地域振興課
民生委員・児童委員の配置基準の見直し、適正な配置	社会福祉課
民生委員協力員制度の周知	社会福祉課
安心見守りネットワークを活用した民間事業者等による高齢者や障がい者などの見守り	長寿福祉課 社会福祉課 関係各課
警察をはじめ関係機関・団体と連携した高齢者や子どもの見守り	生活環境課 社会福祉課 長寿福祉課 こども家庭課 学校教育課
民生委員・児童委員の役割の周知	社会福祉課
民生委員・児童委員の活動をサポートする体制づくり	社会福祉課
住民主体による地域福祉活動を推進するために、小地域による福祉活動組織(地区福祉委員会)を各地域に設置し、その活動にかかる助言や費用の助成	社会福祉協議会
市内の地域組織等(当事者組織を含む)が行う自主活動による、高齢者・障がい者・児童等を対象に地域福祉の推進を目的とした交流事業への助成	社会福祉協議会
社会福祉協議会の活動状況を住民に周知するために、広報誌の発行及びホームページやSNSを活用	社会福祉協議会
ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯のひきこもり防止と交流を目的に高齢者ふれあい交流会の実施	社会福祉協議会
民生委員・児童委員との協働により、福祉対象者の実態を把握	社会福祉協議会
地域福祉推進の資源である共同募金の推進を図り、その配分金を有効に活用し、地域における自主活動等を支援(循環型募金の促進)	社会福祉協議会
児童館・児童センターの児童と地域住民との交流を通して、地域での見守りを日常的に行うなど、児童の健全な育成に寄与する環境づくりの推進	社会福祉協議会

取組方針(4)地域活動やボランティア活動、NPO活動の活性化

現状と課題

住民のニーズが多様化し、様々な支援を必要としている中で、これまでのように行政が全ての支援を担う時代から、住民、事業者、行政がそれぞれの役割を分担して地域を支えていくことが求められています。

行政区や隣組等の地域活動は、身近な住民同士がふれあえる重要な機会であり、地域の身近な生活課題に気づき、お互いを支え合える関係づくりを進めるきっかけになります。

ボランティアは、課題を抱える地域住民を手助けし、地域福祉を支える貴重な担い手であり、行政が担いきれない住民の多様なニーズにきめ細かく対応することができることから、これから地域福祉を支える大きな力になるものと期待されています。

アンケート調査によると、ボランティア活動に参加したことがあるかは、「参加したことがない」が6割以上となっています。

また、参加しない理由については、「仕事が忙しく参加する時間が取れない」が多くなっており、ボランティア活動の日時や場所などの条件整備とともに、活動内容や参加募集に関する情報提供などを積極的に行うことにより、参加者の拡大を図ることが重要となります。

今後は社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動に関する情報発信の強化や参加条件の工夫を図るなど、市民のボランティア活動への参加を促進するとともに、地域に住む高齢者などが豊富な経験や技能を生かしながら地域活動に参加できるよう、地域で活躍する場を設けることが必要です。

施策の方向性

地域住民が主体となった地域福祉活動を推進するため、地域活動に積極的に参加するよう促すとともに、関係団体が協力し、様々な地域活動の活動支援に努め、地域内の支え合いの体制づくりを推進します。高齢者の豊かな知識や経験の活用、将来の地域福祉の担い手である子どもたちがボランティア活動等へ参加できる環境づくりに努めます。

評価指標	現状値	目標値(R8)
ボランティア登録数	[個人] 86人 [団体] 36団体 (R5.1.25)	[個人]130人 [団体] 50団体
市民活動サポートセンター登録団体数	109団体 (R4.12.20)	125団体

取組方針(4)地域活動やボランティア活動、NPO活動の活性化

市民の取組 (自助)	<ul style="list-style-type: none"> ○ボランティアに対する理解を深めましょう。 ○趣味や特技、経験を生かして、できる範囲で積極的にボランティア活動に参加しましょう。 ○地域におけるボランティア活動への参加を心がけ、高齢者や障がいのある方とふれあうことにより、思いやりの気持ちを醸成しましょう。 ○多様なボランティア活動を受け入れるようにしましょう。
地域の取組 (互助)	<ul style="list-style-type: none"> ○地域行事等を通じてボランティア活動に参加するきっかけをつくり、仲間づくりします。 ○子どもたちがボランティア活動できる行事の受け入れを行います。 ○ボランティア団体は住民への積極的な情報発信を行い、地域住民や行政との連携を図ります。
社協の取組 (共助)	<ul style="list-style-type: none"> ○民間助成団体等と連携し、活動の財源を確保します。 ○ボランティア活動の担い手やボランティアリーダーを養成し、多くの市民が様々な分野で活動できるよう、現在の講座等の体系の見直しを行います。 ○ボランティアセンター機能を強化するために、専任のボランティアコーディネーターを配置します。 ○参加しやすいボランティア講座等を企画し、内容を充実させます。 ○“生活のしづらさ”を抱えた住民の「生活支援」の担い手を養成する講座を開催します。 ○ボランティアに関する情報提供を積極的に行い、活動に参加しやすくなります。 ○様々な機関やボランティアを希望する人の情報を、社会福祉協議会が集約し、需要と供給の情報を発信します。
行政の取組 (公助)	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の社会資源である各団体と行政とのネットワークを構築し支援体制の充実に努めます。 ○高齢者の社会貢献や福祉ボランティア活動への参加を促すため、活動できる情報を提供するなど参加しやすい体制づくりを推進します。 ○地域福祉活動の将来の担い手となる児童・生徒がボランティア活動を主体的に実施できる体制づくりを支援します。 ○市内外のボランティア・NPOと地域住民との連携を図ると共に、ボランティア・NPOが有する知識や経験を活用し、地域福祉を推進します。

主な事業等

取組内容	担当
ボランティア活動やボランティア団体を設立したい個人又は団体への社会福祉協議会と連携した情報提供	社会福祉課
社会福祉協議会や教育委員会、学校と連携した子どもたちのボランティア活動支援	社会福祉協議会 社会福祉課 学校教育課
ボランティアや NPO 活動の周知	社会福祉協議会 社会福祉課 コミュニティ推進課
社会福祉協議会と連携し地域住民とボランティア・NPO等が活動できる拠点の整備	社会福祉課
ボランティア団体やNPOが積極的に活動できるような活動支援の充実	長寿福祉課 社会福祉課
ボランティア活動の推進を図るため各種養成講座の開催	社会福祉協議会 社会福祉課
ボランティア活動の輪を広げ、ともに支え合う地域づくりのために、南相馬市ボランティアフェスティバルの開催	社会福祉協議会
市内の小・中・高等学校と連携し、児童・生徒ボランティア活動推進と、活動にかかる費用の助成	社会福祉協議会
ボランティア連絡協議会の運営の円滑化のための事務補助	社会福祉協議会
ボランティア・市民活動のネットワークづくりを進める組織の運営の推進	社会福祉協議会
地域福祉推進の資源である共同募金の推進を図り、その配分金を有効に活用し、地域におけるボランティア活動等の支援(循環型募金の促進)	社会福祉協議会
みなみそうま市民ふくし大学を運営することにより、総合的な福祉教育やボランティア育成の拠点として、様々な関係機関と連携しながら、市民参加による福祉のまちづくりを促進	社会福祉協議会

■サマーショートボランティアスクール



基本施策2 安全・安心に暮らせる地域づくり

取組方針(1)心身の健康づくりの推進

現状と課題

健康は全ての人にとっての願いであり、地域福祉を推進するにあたっては、住民一人ひとりが心身ともに健康であることが大切です。しかし、高齢化が進み、食生活が豊かになり、生活様式が多様化する現在では、生活習慣病が増加し、健康を維持していくことが課題となっています。また、急速な高齢化とともに、認知症や寝たきり等の要介護状態になる人の増加は深刻な社会問題となっています。

アンケート調査によると、日常生活で不安に思っていることでは、「自分や家族の健康のこと」、「自分や家族の老後のこと」が多くを占めています。地域住民の健康づくり、介護予防のためには、福祉や医療などの支援体制の構築とともに、「自分の健康は、自らつくり、守る」という意識の醸成が重要となります。

また、こころの健康は、人がいきいきと自分らしく生きるために重要な条件であり、「生活の質」に大きく影響するものです。ストレスの多い現代社会においてこころの健康を保つためには、適度な運動と休養、バランスのとれた食生活、ストレスとの上手な付き合い方が重要です。

平成28年に自殺対策基本法が改正され、本市においても、自殺対策計画に基づき、関係機関と連携して自殺対策を強化しています。自殺の背景には、健康問題や経済不安、人間関係など複数の要因によるうつ状態があると指摘されています。このため、年代や性別を問わず、こころの健康づくりに取り組むことも必要です。

施策の方向性

地域福祉を推進するにあたっては、市民が自分の健康に関心を持ち、身近なところから主体性をもって健康づくりに取り組めることが大切であることから、福祉・保健・医療の関係機関が連携し、心身の健康づくりや、疾病予防、介護予防事業の推進を図り、いつまでも元気で自立した生活を送ることができるように、健康づくりの支援を行います。

評価指標	現状値	目標値(R8)
特定健康診査受診率	36.2% (R4.3.31)	51.2%
ゲートキーパー登録者数	155人 (R4.3.31)	350人
認知症サポーター養成講座受講者数	82人 (R4.12.31)	250人

取組方針(1)心身の健康づくりの推進

市民の取組 (自助)	<ul style="list-style-type: none"> ○市民一人ひとりが、健康づくりの意識を高め、生活習慣の改善などの健康づくりを実践しましょう。 ○ウォーキングなど外に出る機会を増やし、自分の健康を維持しましょう。 ○定期的な健康診査を受け、自らの健康状態を把握しましょう。 ○自分や周りの人のこころの健康に関心を持ちましょう。 ○認知症予防教室や健康教室などに積極的に参加しましょう。
地域の取組 (互助)	<ul style="list-style-type: none"> ○グラウンドゴルフやラジオ体操などの活動を行うとともに、隣近所の人を誘い積極的に参加します。 ○地域において、介護予防教室や健康教室を積極的に開催します。 ○こころの健康に関心を持ちます。
社協の取組 (共助)	<ul style="list-style-type: none"> ○ふれあいサロンや各種交流会に、健康増進の要素を取り入れたプログラムの実施を推進します。 ○NPOや専門機関と連携し、健康増進につながる事業を企画します。 ○「みなみそうま健康づくりポイント」と連携した事業を企画し、市民の健康増進を図ります。 ○健康に不安のある人の相談を受けた場合、医療機関や保健センター、その他あらゆる専門機関と連携して、適切に対応します。 ○「南相馬市健康福祉まつり」を通じて、様々な市民及び機関・団体の参加を促進し、市民への医療・健康・福祉の啓発を図ります。
行政の取組 (公助)	<ul style="list-style-type: none"> ○「自分の健康は自らつくり・守る」ため、市民一人ひとりが健康を日頃から意識して生活することができるよう、身近で簡単に運動ができる場や情報の提供に努めます。 ○心身の健康に関する情報を、広報等の多様な方法を活用して提供し、理解と関心を深め意識の向上を図ります。 ○福祉・保健・医療・ボランティア・NPOなどの関係者が連携し、疾病予防、介護予防事業・メンタルヘルス事業などを推進し、心身の健康づくりや自殺予防の体制づくりを推進します。

■地域ふれあいサロン



主な事業等

取組内容	担当
『南相馬市保健計画』に基づく、市民の心身の健康づくりの推進	健康政策課 健康づくり課 こども家庭課
健康診査及び各種がん検診の受診率の向上	健康政策課 健康づくり課
自主的な運動習慣の定着を図る環境づくりの推進	スポーツ推進課
介護予防や認知症予防などの講演会や研修会等の開催による基本的な知識の普及と市民の意識の向上	長寿福祉課
うつ病などこころの病気に関する知識の普及啓発	健康づくり課
心身の健康相談、こころの健康に関する相談窓口の周知	健康づくり課
地域・職場・学校等における自殺予防の啓発活動	健康づくり課 学校教育課
周囲の人のこころの異変に気づくことができるゲートキーパー※を養成する研修の開催	健康づくり課
南相馬市健康福祉まつりへの各種出展を通じた様々な関係機関・団体相互の連携強化、市民参加による医療・健康・福祉の増進	社会福祉協議会 社会福祉課
「みなみそうま健康づくりポイント※」と連携した事業を企画し、市民の健康増進の推進	社会福祉協議会 健康政策課
「福島いのちの電話※」運営支援のため、会員増強の促進	社会福祉協議会

※ゲートキーパー:自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴いて、必要な支援につなげ、見守る)を図ることができる人

※みなみそうま健康づくりポイント:毎日の体重測定や健診受診、ボランティア活動等に取組み、健康ポイントを3,000 ポイント以上貯めて記入台紙を提出すると県内 1,700 店舗以上ある協力店で特典を受けられる「ふくしま健民カード」とプレゼント応募はがきがもらえる

※福島いのちの電話:特定の宗教や思想、信条などに左右されず、ひとり一人の「いのち」を大切に思い、悩んでいる孤独な人々のよき隣人として、共に生きる輪を広げていこうとする運動

取組方針(2)人にやさしいまちづくりの推進

現状と課題

暮らしやすい、人にやさしい生活環境の充実には、高齢者や障がい者をはじめ、誰もが安心して暮らし、生活できる「まち」をつくっていくことが必要です。

高齢者や障がい者が安心して、快適に暮らせる「まち」とは、あらゆる方にとって、安全性、利便性、快適性が確保されていることであり、高齢者や障がい者の意見を参考にした、歩道などの安全な歩行空間の確保や多くの住民が利用する公共公益施設や住宅のバリアフリー化など、誰もが利用しやすいうように配慮した施設・設備の整備を推進するため、「ユニバーサルデザイン」の考えに基づいた福祉のまちづくりを推進する必要があります。

もちろん、このような福祉のまちづくりへの取り組みは、行政のみで実現できるものではなく、住民全体の理解と協力が不可欠です。そのためには、福祉のまちづくりが全ての人々にとって暮らしやすいまちづくりであることを住民が認識する必要があります。

アンケート調査によると、安心して生活するための課題について、「交通弱者への支援」との回答も多くありました。

高齢者や障がい者が、安心して暮らすためには、利用しやすい施設や段差の少ない歩道などの整備とともに、買い物や通院が容易にできるアクセス環境の整備も重要です。高齢者や障がい者など、いわゆる交通弱者にとって、公共交通機関の利便性の向上は急務となっています。

道路や公共施設の整備改修は、すぐに取りかかれるものではありませんが、改修や改築の機会を捉え、整備を図るとともに、高齢者や障がい者に対する地域住民での助け合い、支え合いによる、福祉のまちづくりの取り組みの推進が求められます。

施策の方向性

誰もが住みやすいまちづくりを推進していくために、公的施設のバリアフリー化や、より多くの人が安全で快適に利用できるユニバーサルデザインをまちづくりに取り入れることで、全ての人が活動しやすい生活環境の整備を進めます。また、移動困難な人が外出や通院の際に困らないよう気軽に利用できる移動手段を確保し、安心して移動ができるように地域の中の施設や道路について、利便性・安全性の向上を推進します。

評価指標	現状値	目標値(R8)
道路改良率	56.5% (R4.3.31)	56.8%
定額タクシー利用回数	33,523回 (R4.3.31)	52,000回

取組方針(2)人にやさしいまちづくりの推進

市民の取組 (自助)	<ul style="list-style-type: none"> ○ユニバーサルデザイン※やバリアフリー※についての理解を深めましょう。 ○自分が住む住宅・地域について、自分や家族が高齢者・障がい者になった時を意識しましょう。 ○優先駐車スペースや多機能型トイレなどの優先施設を尊重しましょう。 ○地域の歩道などを利用する上で、危険、障害となる物がないか注意しましょう。 ○高齢者や障がい者のバスなどの乗り降りなど手助けをしましょう。
地域の取組 (互助)	<ul style="list-style-type: none"> ○地域住民が協力し、地域内にある障害物の状況を確認します。 ○地域活動の一環として、歩道にあるごみ拾いや草刈りなどを行い、利用しやすい環境をつくります。 ○地域ぐるみで、高齢者や障がい者への買い物のサポートや車に乗り合わせて移動するなど支え合いを促進します。 ○地域の危険箇所・利用しづらい施設などを把握し、関係機関に改善を相談します。 ○民間施設でもバリアフリー化を推進します。
社協の取組 (共助)	<ul style="list-style-type: none"> ○必要な移動手段を持たない高齢者や障がい者の移動サービスの情報提供と利用支援を行います。 ○公共施設や、まちなか等のバリアフリー化されていない箇所を地域の方と共に把握し、行政等へ提言します。 ○社協が所有する施設のバリアフリー化に努め、施設利用の利便性の向上を図ります。 ○助け合いの気持ちを育めるよう、障がいの有無に関係なく、交流機会の確保や誰でも自立した生活が送れるような事業を検討、展開します。
行政の取組 (公助)	<ul style="list-style-type: none"> ○多くの市民がユニバーサルデザインの考え方を理解し、推進できるように啓発活動を行います。 ○歩きやすい歩道の整備や利用しやすい公共施設の設置など、ひとにやさしいバリアフリーのまちづくりを推進します。 ○公共交通機関などの移動手段の確保を図るとともに、ニーズに応じた移送サービス等の充実のため、事業者などとの連携を強化します。

※ユニバーサルデザイン:あらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず、多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方

※バリアフリー:高齢者や障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものを除去するという意味。バリアとは、建物や道路の構造だけでなく、社会的、制度的、心理的なすべての障壁をいう

主な事業等

取組内容	担当
ユニバーサルデザインやバリアフリーについての理解・啓発	社会福祉課
障がい者等当事者の意見を取り入れるとともに、福島県の「人にやさしいまちづくり条例」に基づいた、公共施設等のバリアフリー化やユニバーサルデザインの推進	関係各課
歩道の段差や点字ブロックなどの環境整備	社会福祉課 土木課
地域の交通ニーズに応じた事業者等と連携した移動サービスの充実	企画課 生活環境課 社会福祉課 長寿福祉課
交通弱者も生きがいを持って行動できるような移動手段の確保や利便性の向上	生活環境課
障がい者のコミュニケーション支援のための手話奉仕員等の派遣	社会福祉協議会 社会福祉課
手話・朗読・要約筆記奉仕員の養成活動の実施	社会福祉協議会 社会福祉課
市の広報と社協だより(オレンジハート)を音訳した「声の広報」を発行し、視覚障がい者に必要な行政情報等の提供	社会福祉協議会 社会福祉課
在宅心身障がい児者を対象とした、ニュースポーツ体験やイベント等で交流機会の創出	社会福祉協議会 社会福祉課
障がい者や介護保険適用外の方に対する、福祉機器(車イス・介護用ベット)の無料貸与	社会福祉協議会
住民主体による地域福祉活動を推進するために、小地域による福祉活動組織(地区福祉委員会)を各地域に設置し、その活動にかかる助言や費用の助成	社会福祉協議会
社会福祉協議会が持つ専門的なノウハウを生かして、様々な機会を設け、市民に対してその知識や技術の提供("出向く福祉"の強化) また、南相馬市「まちづくり出前講座」へ登録し、講師登録している市民や団体との連携・ネットワーク化	社会福祉協議会

■PC 要約筆記養成講座



取組方針(3)生活支援の充実

現状と課題

近年、社会経済環境の変化に伴い、非正規雇用労働者や低所得者が増加し、生活困窮に陥る人や生活保護を受給する人が、稼働年齢世代(16歳～64歳)にある方を含めて増えています。これまで、安定した雇用を土台として、社会保障制度や労働保険制度が機能し、最終的には生活保護制度が包括的な安心を提供してきましたが、近年の雇用状況の変化などにより、これらの仕組みだけでは安心した生活を支えることが難しくなっており、生活保護に至る前の段階から早期に支援を行い、重層的に支えていくことが求められています。

生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)において、生活困窮者とは「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」とされており、生活保護受給者以外の生活困窮者で、失業者、多重債務者、ホームレス、ニート、ひきこもり、障がいが疑われる者など、複合的な課題を抱え、これまで「制度の狭間」に置かれ、必要な支援を受けられない状態にある方たちを対象としています。

生活困窮者を早期に把握・支援するために、市民の各種支援制度に対する理解促進、関係機関との連携を図りながら、支援を実施していく必要があります。

貧困世帯であるために教育を受けられないなど、貧困の連鎖によって子どもの将来が閉ざされることがないよう、子どもの貧困対策も総合的に推進していく必要があります。

生活困窮者の抱える問題がより深刻化・複雑化する前に、迅速な把握を図り、適切な対応につなげていくことが必要です。

施策の方向性

生活困窮者自立支援法を踏まえ、制度の狭間にあり、生活困窮者が自立して安定した生活を送れるように、相談・支援の充実を図るとともに関係機関との連携を強化し各種支援に努めます。

また、生活困窮者の早期発見や、見守りのための地域づくり体制を構築します。

評価指標	現状値	目標値(R8)
生活困窮者就労支援件数	42件 (R2.3.31)	74件
育てにくさを感じた時に対処できる親の割合	84.3% (R4.3.31)	95.0%

取組方針(3)生活支援の充実

市民の取組 (自助)	<ul style="list-style-type: none"> ○一人で悩まず、周囲の身近な人に相談しましょう。 ○生活に困っている人を発見したら速やかに民生委員・児童委員に相談したり、地域包括支援センターや相談支援事業所を通じて行政へつなげましょう。
地域の取組 (互助)	<ul style="list-style-type: none"> ○地域内に援助を必要とする人がいる際は、地域での支え合いを基本としながらも、公的支援が必要と判断される場合は速やかに行政につないでいきます。 ○一時的に生活に困っている人に対して、社会福祉協議会の生活福祉資金貸付制度や食料支援など各種制度を紹介します。 ○行政や隣組等と連携し、生活困窮者の支援に取り組みます。
社協の取組 (共助)	<ul style="list-style-type: none"> ○生活の困りごとや不安を抱えている人の相談窓口となり、どのような支援が必要か一緒に考え、その人に合った自立に向けた支援を実施します。 ○日常生活に様々な問題を抱えている世帯へ支援を行い、関係機関へ申請等を助言します。 ○生活の立て直しを必要とする方や公的制度の狭間にある低所得者や離職者などに対し、生活設計などへの助言を行い、必要に応じて資金の貸し付けを行います。 ○相談者の自立に向け、生活習慣等の見直しを行います。 ○判断能力が十分でない方などに対し、様々な地域の社会資源を活用しながらサポートします。 ○関係機関との連携を図り、地域のニーズを把握し適切な支援を行います。また、地域の実情に合った方策について検討し、制度の狭間を埋められるような事業展開を行います。 ○生活に不安のある、ひとり親家庭や多子世帯、ヤングケアラー※等を対象に継続した食料支援を行い、応援していきます。
行政の取組 (公助)	<ul style="list-style-type: none"> ○生活困窮者が早期に自立した生活を送れるよう、相談支援の充実、相談機関との連携を強化し各種支援に努めます。 ○生活保護受給者が日常生活の課題を解消し、地域社会の一員として生活が送れるよう自立に結びつくための支援を行います。 ○自立した生活を送るために、事業所等との連携を強化し、雇用の促進と就労相談体制の充実を図るなど、就労環境の整備に努めます。

※ヤングケアラー：家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている、18歳未満の子どものこと

主な事業等

取組内容	担当
生活困窮者自立支援事業(自立相談支援・就労支援・家計改善支援)による自立促進に向けた的確な支援	社会福祉課 社会福祉協議会
生活困窮者の相談窓口の周知	社会福祉課 社会福祉協議会
生活困窮者の住居確保支援	社会福祉課 社会福祉協議会
生活困窮状態にある人の早期把握のための地域との連携体制強化	社会福祉課 社会福祉協議会
子どもの学習支援・生活支援による貧困の連鎖の防止	こども家庭課 社会福祉課 学校教育課 社会福祉協議会
生活のしづらさを抱えている人々への支援	社会福祉課
生活の困りごとや不安を抱えている人の相談窓口となり、どのような支援が必要か一緒に考え、その人に合った自立に向けた支援の実施	社会福祉協議会 社会福祉課
認知症高齢者や障がい者が地域で安心して生活するための福祉サービスの利用援助・金銭管理の支援	社会福祉協議会
日常生活自立支援事業の契約に至らない高齢者や障がい者に対して、地域で安心して生活するための福祉サービスの利用援助・金銭管理の支援	社会福祉協議会
低所得のため生活が困難な世帯に対して、一時的な生活費の貸し付けやフードバンクによる食料支援	社会福祉協議会
福島県社会福祉協議会で実施している生活福祉資金貸付事業の窓口業務	社会福祉協議会
生活習慣の確立や社会とのつながり、就労体験など本人の意思や状況に応じたきめ細やかな支援策の実施	社会福祉協議会 社会福祉課
市民や企業の協力を得て、食料を確保・保管、一時的な食料支援	社会福祉協議会
家事・育児等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭・妊産婦・ヤングケアラー等がいる家庭にヘルパーを派遣	社会福祉協議会 こども家庭課
生活に不安のある、ひとり親家庭や多子世帯、ヤングケアラー等を対象に継続した食料支援	社会福祉協議会

■フードバンクへの寄付



取組方針(4)防災・防犯対策の推進

現状と課題

アンケート調査によると、安心して生活するための課題として、隣近所とのコミュニケーション（あいさつなど）が43.7%と最も多く、次いで「防災・防犯活動（地域の見守り・パトロールなど）」が39.0%と多く回答されています。

災害時の避難については、71.9%の人が「避難場所を知っている」や69.3%の人が「最寄りの避難所に自力で避難できる」と回答している一方、63.3%の人が「避難の必要な災害が起きた場合の行動を決めていない」と回答しており、住民が迅速に避難するためには、災害への備えとして「家族間で災害時の対応を話し合うこと」が46.5%と最も多いように、平時から自分の避難行動を考えておくことが重要です。

さらに、「災害時に高齢者、障がい者を先に避難できる地域づくりをしてほしい」という意見や地域懇談会でも、「一人暮らし高齢者の安否確認」との意見があり、引き続き、災害時に支援が必要な方を把握し、地域全体で支援していくための体制づくりが必要とされています。

特に、想定を超える大規模災害が発生した際には、市、消防、警察等の防災行政関係機関のみで対応を行うことは困難なことから、被害を最小化する「減災」の考え方や自助・互助・共助・公助一体による防災体制の強化が重要となります。

また、地域社会や隣近所とのつながりや絆の希薄化が進み、子どもを狙った声かけや、高齢者を狙った特殊詐欺被害が増加し、社会的な問題となっています。凶悪化・多様化する犯罪を防ぐため、日頃からの付き合いなどを通じた地域住民のネットワークにより情報を共有し、支え合い・助け合いを強化するための検討が求められています。

施策の方向性

平時から防災の意識啓発や避難に手助けが必要な方を把握し、福祉避難所への避難をはじめ、地域住民や避難支援者とともに、地域一体となった支援体制の構築を進め、地域で安心して生活できる環境づくりを目指します。

また、地域住民の安全確保のため、犯罪の防止や交通事故防止等について、関係機関・団体等と連携、地域の見守り体制の強化を図り、防災・防犯の啓発に努めます。

評価指標	現状値	目標値(R8)
防災土育成・登録人数	—	180人以上
犯罪発生件数(刑法犯認知件数)	288件 (R3.12.31)	236件

取組方針(4)防災・防犯対策の推進

市民の取組 (自助)	<ul style="list-style-type: none"> ○周囲に災害時に支援を必要とする人がいないか気を配りましょう。 ○災害時は誰もが被災者になり得ることを想定し、災害時の避難経路等を日頃から把握しておきましょう。 ○災害発生時には、隣近所の助け合いが重要になるため、日頃から声をかけあえる関係づくりに努めましょう。 ○防災訓練や自主防災組織の活動に積極的に参加しましょう。 ○防犯知識を身につけ、自らの安全確保をはじめ身近な子どもや高齢者が犯罪、交通事故に巻き込まれないように気を配りましょう。
地域の取組 (互助)	<ul style="list-style-type: none"> ○地域に災害時に支援を必要とする人がいないか日頃から気を配ります。 ○自主的な防災組織をつくり要配慮者の把握に努めます。 ○災害発生時でも安全で安心に避難できるよう住民同士が事前の準備を協力して行います。(防災マップの活用) ○災害時の避難経路等(集合場所、避難方法)の情報を共有します。 ○災害時に備え、要配慮者を含めた避難訓練等を地域全体で行います。 ○警察や各家庭、保育所・こども園、学校、行政区、防犯協会などと連携し、防犯パトロールなど地域の防犯活動に参加します。
社協の取組 (共助)	<ul style="list-style-type: none"> ○災害に関する各種講習会や事業を実施します。 ○行政と住民組織との情報を共有し、災害時要配慮者マップの作成や避難訓練の実施等を支援します。 ○福祉避難所を周知するとともに、相互のネットワーク構築を推進します。 ○子どもや障がい者、高齢者など見守りが必要な方が安心して地域で生活を営めるよう、事業所や地域の協力を得ながら見守りネットワークの強化を図ります。 ○平時から関係機関と連携し、災害時には災害ボランティアセンターを適切に開設します。
行政の取組 (公助)	<ul style="list-style-type: none"> ○防災の出前講座や総合防災訓練の実施など、地域での防災に関する意識啓発等に取り組みます。 ○災害時に避難の手助けが必要な人の個別避難計画作成など、地域の安全は自分たちで守れる環境構築に取り組みます。 ○福祉施設等と連携した福祉避難所の開設など、災害発生の恐れがある場合、要配慮者が安心して避難できる環境の改善に取り組みます。 ○高齢者や子どもなどが犯罪に巻き込まれないよう、警察をはじめ関係機関や団体と連携し、防犯活動・見守り活動を推進します。

主な事業等

取組内容	担当
防災の出前講座や防災士の養成などによる防災の意識啓発	危機管理課
高齢者や障がい者に配慮した災害時の情報提供	危機管理課 社会福祉課 長寿福祉課
避難行動要支援者の避難に係る個別避難計画の作成	危機管理課 社会福祉課 長寿福祉課 こども家庭課
要配慮者避難訓練の実施(福祉避難所の開設訓練など)	危機管理課 社会福祉課 長寿福祉課 こども家庭課
広報紙やホームページ、啓発冊子などによる地域での防犯意識の啓発	生活環境課
高齢者などを狙った特殊詐欺の被害防止啓発	生活環境課 関係各課
災害時に様々なニーズに対応できるボランティアや地域防災のリーダー等の養成	社会福祉協議会
おもちゃの交換プログラム(かえっこバザール)の仕組みの中に、楽しみながら親子で学べる防災プログラムを組み合わせた防災イベントを実施	社会福祉協議会
災害時に支援を必要とする人がどこに居住しているか、避難経路はどこかなどが分かるマップ等の作成	社会福祉協議会
災害ボランティアセンター連携会議を定期的に開催、災害に備えた関係機関のネットワーク強化	社会福祉協議会 社会福祉課
多世代が学びやすい防災ワークショップを地域に出向き実施	社会福祉協議会
災害時に活動できるボランティアの登録促進	社会福祉協議会
行政や各種団体の防犯啓発への協力	社会福祉協議会
災害時に、日本赤十字社及び共同募金会と連携を図り、災害援護活動の実施	社会福祉協議会

■災害ボランティアセンター活動風景



取組方針(5)子育て支援の充実

現状と課題

近年の少子化の進行は、活力ある地域社会づくりに向けても課題となっています。

少子化の傾向は、非婚化や晩婚化、仕事と子育てが両立できる環境が十分に整備されていない等、様々な要因により今後も続くことが予想され、その対策の一環として、子どもを産み育てたいと思う親の希望がかなえられる生活環境を整えるため、各種手当制度等の周知や、保育所、幼稚園、放課後児童クラブ等の充実を図り、安心して産み育てられる環境をつくることが重要です。

また、核家族化や地域とのつながりの希薄化等により、地域において妊産婦やその家族を支える力が弱くなっています。妊娠、出産及び子育てに係る不安や負担感が高まっている中、妊娠・出産を経て子育て期に至るまでの切れ目のない支援の強化が求められています。

今日の子育ての状況をみると、核家族の増加により、家族の子育てへの協力が減り、一方では子育てと仕事との両立が難しい等、様々な悩みや不安を抱え、相談相手も見つけられず、子育てに対する不安や孤立感を覚える家庭も少なくありません。

地域全体で、子育てを支えられるよう、子どもをもつ親同士の交流や、地域の子育て支援者や団体との交流を促進し、子育ての悩みの共有や相談が気軽にできる環境づくりと、子どもが集い安心して遊べる場所の確保が求められています。

そのため、地域子育て支援センターや保育所等が中心となって、子育て家庭に積極的に関わりをもち、それぞれのニーズに合った支援を行うとともに、地域自治会で行う地域の伝統行事や祭り等、地域行事への積極的な参加の呼びかけを行いながら、親子での地域住民との交流の場をつくる等、地域全体で子育てを支援する環境づくりが必要です。

施策の方向性

安心して子どもを産み育てられるよう、妊娠・出産、乳幼児期を通じた切れ目のない支援を行うため、母子の健康保持や、育児の不安軽減を図るために相談支援体制を充実させ、子育て支援サービスや保育サービスの向上を図ります。

評価指標	現状値	目標値(R8)
産後1か月程度、助産師や保健師等からの指導・ケアを十分に受けることができた割合	88.1% (R4.3.31)	90.0%
待機児童数	0人 (R4.4.1)	0人
子育て支援センターの利用者数	7,034人 (R4.3.31)	10,400人
乳幼児健診受診率(3歳児健診)	99.0% (R4.3.31)	現状維持

取組方針(5)子育て支援の充実

取組主体	主な取組内容
市民の取組 (自助)	<ul style="list-style-type: none"> ○大人から子どもに対して積極的にあいさつをしましょう。 ○親子での地域行事やイベントに積極的に参加しましょう。 ○子どもの登下校の見守りやPTA行事に協力しましょう。 ○身近に子育てをしている人がいれば、気軽に話し相手になり、悩みや情報を交換するなど、妊婦への手助けをしましょう。
地域の取組 (互助)	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもと地域住民が交流できる機会をつくります。 ○学校と連携し、学校行事へ積極的に参加します。 ○地域で協力し、子どもの見守り活動を実施します。 ○地域の子どもは地域で育てるという意識を持ちます。
社協の取組 (共助)	<ul style="list-style-type: none"> ○地域や学校と連携を図り、保護者の就労と子育てを支援します。 ○子育て中の保護者や子どもと、地域住民が気軽に安心して過ごせ、交流できる場を提供します。 ○中高生や地域住民が日ごろからボランティア活動ができる機会を作ります。 ○子育て支援に関して、保護者が必要とする情報を把握し、必要な人に提供します。
行政の取組 (公助)	<ul style="list-style-type: none"> ○妊娠・出産・育児に関する、助成制度や各種手続き方法など、分かりやすい情報の提供に努めます。 ○子育て中の親子には、親子交流会、育児相談や子育て情報の提供等を行います。 ○子どもたちが安心して遊ぶことができ、安全に過ごすことのできる場の整備を推進します。

■フードパントリー



主な事業等

取組内容	担当
乳幼児健診や健康相談の充実を図るなど安心して出産、子育てできる環境整備	こども家庭課
育児の悩みや不安を抱える保護者が孤立しないように、関係機関・団体と連携し相談支援体制の充実	こども家庭課
親の就労形態や生活スタイルの変化などのニーズに応じた保育サービスや放課後児童クラブ機能の充実	こども育成課 社会福祉協議会 こども家庭課
妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援体制(子育て世代包括支援センター)の強化	こども家庭課
多様化する子育て環境の支援強化(子育て支援センター及び一時預かり機能の充実、ファミリーサポートセンター事業の推進、在宅保育支援金の支給、ファミリーサポートセンター利用者支援、一時預かり事業充実等)	こども家庭課
児童虐待防止対策の充実のための家庭児童相談体制の強化	こども家庭課
子どもの遊び場や児童公園など子どもが安心して遊ぶことができる環境の整備	こども家庭課 都市計画課
児童に対し、安心・安全な居場所を提供し、健全な遊びを通じ健康の増進と情操を育む。また、保護者が就労等で十分に児童を保護・育成出来ない場合に、放課後や長期休業日等における児童の育成支援	社会福祉協議会 こども家庭課
中学生・高校生を対象に、長期休暇など年間を通して各種福祉施設や事業等でのボランティア体験を実施	社会福祉協議会
児童館、児童センターの所在地及び活動内容等を記載した広報紙を発行、配布・周知	社会福祉協議会
社会福祉協議会が持つ専門的なノウハウを生かして、様々な機会を設け、市民に対してその知識や技術の提供(“出向く福祉”の強化) 南相馬市「まちづくり出前講座」へ登録し、講師登録している市民や団体との連携・ネットワーク化の強化	社会福祉協議会
地域における子育て支援のため、子どもと保護者を対象として、子どもに関係する社会福祉法人との連携事業の実施	社会福祉協議会
育児の悩みや不安を抱える保護者が孤立しないように、関係機関・団体と連携し相談支援体制の整備	社会福祉協議会

基本施策3 地域で福祉を支える基盤づくり

取組方針(1)総合的な相談支援体制の充実

現状と課題

現在、市では、行政が提供する公的なサービス、社会福祉協議会や社会福祉法人など、様々な主体による福祉サービスが行われており、地域で支援を必要としている方たちの生活や活動を支える重要な役割を果たしています。

生活課題を解決するために多様なサービスで対応することができますが、従来のような対象者種別ごと、縦割り型のサービス提供体制では、相談窓口や情報、対応もバラバラになりがちで、利用者にとってはわかりにくく、利用しにくいという側面があります。特に複数の生活課題を抱えている方にとっては、対象となる課題ごとに複数の窓口が存在することになり、混乱が生じることもあり得ます。アンケート調査によると、福祉に関する情報を入手できているかは、4割以上の方が「入手できていない」と回答しています。

福祉サービスは、利用者本位という考え方方に立ち、サービスを必要とする全ての方が、自分に適した、質の高いより良いサービスを、自らの意思で選択・利用できるようにしていくことが重要です。そのためには、まず、福祉サービスに関する情報提供体制の充実を図るとともに、悩みや問題を抱える方がいつでも気軽に相談することができるよう、専門的かつ横断的な相談体制の構築を進め、地域共生社会の実現に向けた取り組みを推進していく必要があります。

また、ひきこもり、介護と育児に同時に直面する世帯(ダブルケア)等、各制度の狭間にあって、何らかの福祉サービスを必要としながらも、様々な理由からサービス利用や支援に結びついていない人に対しては、早期発見と適切な支援に向けて、多様な主体が連携して取り組む必要があります。

施策の方向性

「必要な人」「必要な情報」が届くような体制づくりを行うとともに、公的制度などをわかりやすく周知していくための工夫と充実を図ります。

また、各種相談窓口の充実を図るとともに、相談内容によっては専門機関などにつないでいくように、総合的な相談支援体制の強化を図ります。

評価指標	現状値	目標値(R8)
民生委員・児童委員委嘱率	86.6% (R4.12.1)	100%
障がい福祉サービス利用者数	426人 (R4.3.31)	455人
市の広聴事業に対する市民の認知度	35.2% (R4.7.20)	38.7%

取組方針(1)総合的な相談支援体制の充実

市民の取組 (自助)	<ul style="list-style-type: none"> ○市の広報紙やホームページ、みなみそうまチャンネルなどから情報収集を行いましょう。 ○生活の悩みを抱え込まず、積極的に相談窓口を利用しましょう。 ○一人暮らしの高齢者や障がいのある方など地域で情報が届きにくい人に対し、必要な情報を伝達しましょう。
地域の取組 (互助)	<ul style="list-style-type: none"> ○市の出前講座などを活用し、地域で集って福祉サービスについて情報交換できる場を設けます。 ○身近な悩み事、困り事に対して、行政や福祉関係機関などの各種相談窓口を紹介します。 ○福祉事業所自ら、福祉サービスに関する情報発信を行うとともに、行政や社会福祉協議会と積極的に情報交換をします。
社協の取組 (共助)	<ul style="list-style-type: none"> ○社協だより「オレンジハート」や社協ホームページで、専門的な相談窓口を地域住民へ周知します。 ○相談者の実態を把握し、適切な助言、必要な援助を行います。 ○さまざまな相談に対応できるよう、関係機関とのネットワーク体制を強化し、ワンストップで専門機関へ橋渡しを行い、相談体制の充実を図ります。
行政の取組 (公助)	<ul style="list-style-type: none"> ○地域における身近な相談窓口となる社会福祉協議会や民生委員・児童委員をはじめとする各種相談員との連携を密にし、情報提供や活動の支援を推進します。 ○福祉に関する各種情報を市の広報紙やホームページ、みなみそうまチャンネルへ利用者の立場で、より分かりやすく、より役立つよう掲載するなど、情報提供の充実を図ります。 ○地域課題の解決に向けて、相談機関・団体間で情報の共有化を図りながらも、プライバシー保護や個人情報保護へ配慮し、適切な情報の運用が図られるように努めます。

■家族介護教室



主な事業

取組内容	担当
広報みなみそうまやホームページ、SNS、みなみそうまチャンネル及び各種福祉サービスのパンフレットなどによる制度のわかりやすい案内	社会福祉課 長寿福祉課 関係各課
地域の課題や相談が支援に結びつく府内の相談体制整備と情報共有	社会福祉課 関係各課 社会福祉協議会
障がい者からの相談支援体制の強化のための基幹相談支援センターや相談支援事業所の連携充実	社会福祉課
生活の困りごとや不安を抱えている人の相談窓口となり、どのような支援が必要か一緒に考え、その人に合った自立に向けた支援の実施	社会福祉協議会 社会福祉課
福島県社会福祉協議会が行う生活福祉資金貸付事業の窓口業務	社会福祉協議会
高齢者の心身の健康維持、生活の安定のために必要な援助・支援を公正・中立な立場で包括的に実施	社会福祉協議会 長寿福祉課
社協だより「オレンジハート」やホームページ、SNS からの情報発信と周知により、必要な情報を必要としている人へ多方面から情報を提供	社会福祉協議会

■民生委員児童委員総会



取組方針(2)福祉サービスの充実

現状と課題

今後も少子高齢化が進展し、人口減少が進むことが予測されており、ひとり暮らし高齢者、高齢者夫婦世帯など、増加する高齢者ニーズへの対応が必要となっています。

市では、介護保険法や障害者総合支援法に基づく各種支援サービス、子どもや子育て家庭に対する福祉サービス、市独自の福祉サービスなど、きめ細やかなサービスの充実に努めてきました。

しかし、福祉に関するニーズは複雑・多様化しており、今後さらに高齢者や認知症の方が増えしていくことや、障がい者の地域移行を進める観点から、よりきめ細やかなサービスの充実が求められています。

アンケート調査によると、支援が必要な人が、十分なサービスを受けられているかでは、「ある程度満足できる福祉サービスを受けていると思う」が最も多くなっていますが、「十分な福祉サービスを受けているとは思えない」との回答も多くありました。福祉サービスの提供体制の充実だけでなく、利用者の声を広く集め、サービスの質の向上や改善につなげていくことが必要です。

福祉サービスは、それぞれのニーズに合わせてサービス提供基盤の整備を進め、必要とされるサービスが必要としている人に行き届く体制を整えることが重要となります。

さらに、様々な生活課題には、公的な福祉サービスだけではカバーできない「制度の狭間」にある課題もあります。個人個人の支援にとどまらず、個別の事例を集約し、社会福祉協議会や関係機関等と情報共有することによって、今後の取り組みに生かしていく必要があります。

施策の方向性

「住まい」、「医療」、「介護」、「生活支援・介護予防」等の個別支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」に基づいた福祉サービスの提供のため、関係機関との連携と、相談支援体制の整備に努めます。

評価指標	現状値	目標値(R8)
介護事業所における介護従事者の数	929人 (R4.3.31)	1,059人
市民活動サポートセンター登録団体数	109団体 (R4.12.20)	125団体
在宅療養支援医療機関の登録機関数	3機関 (R4.12.1)	6機関

取組方針(2)福祉サービスの充実

市民の取組 (自助)	<ul style="list-style-type: none"> ○サービスに関する情報を積極的に入手し、適切な利用を心がけましょう。 ○身近に支援を必要とする人がいる場合は、相談にのり、サービスの利用を勧めましょう。 ○福祉・保健・医療の各分野の情報に関心を持ちましょう。 ○福祉サービスの利用等についてわからないことは、市や社会福祉協議会、民生委員・児童委員等に相談しましょう。
地域の取組 (互助)	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の利用者ニーズに沿ったサービス提供のあり方を検討し、NPOやボランティア、その他の地域資源と連携を図り、サービス提供体制の充実に努めます。 ○福祉事業者は、職員の資質向上のため研修会などを積極的に行います。 ○福祉事業者と地域との交流の場を設け、地域の状況など情報を入手します。 ○高齢者・障がい者・子どもなどが暮らしやすい地域環境をつくります。 ○問題を抱えている人やサービスの利用に結びついていない人に、行政や福祉関係機関を紹介します。
社協の取組 (共助)	<ul style="list-style-type: none"> ○地域住民向けの研修会を積極的に開催し、福祉に対しての関心を高め、資質の向上を図ります。 ○NPO、ボランティア、その他の地域資源との連携を図り、地域で安心して生活できるようサービスについて広報、周知を図ります。 ○介護の仕事について相談できる機会を設けたり、介護事業所を見学するなど、介護職への理解を促進します。 ○「社会福祉法人の地域における公益的な取組」を推進し、市内の社会福祉法人や各事業所と連携して、制度内外の福祉サービスの充実を図ります。 ○地域福祉懇談会などで把握した生活課題のうち、福祉サービスで解決できないものを行政へ提案します。
行政の取組 (公助)	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者福祉・障がい者福祉・子育て支援の各分野において、保健・医療・福祉分野の各事業所、専門機関の連携を促進し、支援を必要としている人に対する福祉サービスの提供を総合的に調整する体制を強化します。 ○福祉サービス事業者や関係機関と連携し、保育や介護人材などの育成・確保、資質の向上に向けた取り組みを推進します。 ○複雑・多様化した生活課題を解決するために、福祉サービス事業者やNPOなど、多様なサービス主体の参入促進を図ります。

主な事業等

取組内容	担当
市が策定した福祉に関する分野別計画の着実推進、各種福祉サービスの拡充及び利用者の適切なサービス選択の確保	社会福祉課 長寿福祉課
福祉事業者・関係機関と連携し、保育や介護人材などの育成・確保についての取り組みの推進	社会福祉課 長寿福祉課 こども育成課 関係各課
介護事業所等における人材不足解消策としての外国人の受入れ支援	商工労政課 長寿福祉課
住み慣れた地域での在宅生活を維持するため、福祉事業者以外の民間事業者やNPO法人等多様なサービス主体の参入促進	社会福祉課 長寿福祉課 関係各課
農福連携等による障がい者の工賃向上・就労先確保への支援	社会福祉課 農政課
介護保険法に基づき、住み慣れた地域で、安心して暮らせるよう、在宅で受けられる介護サービスの実施	社会福祉協議会
高齢者的心身の健康維持、生活の安定のために必要な援助・支援を公正・中立な立場で包括的に実施	社会福祉協議会 長寿福祉課
生活の困りごとや不安を抱えている人の相談窓口となり、どのような支援が必要か一緒に考え、その人に合った自立に向けた支援	社会福祉協議会 社会福祉課
社会福祉協議会が持つ専門的なノウハウを生かして、様々な機会を設け、市民に対してその知識や技術の提供（“出向く福祉”の強化） また、南相馬市「まちづくり出前講座」へ登録し、講師登録している市民や団体との連携・ネットワーク化の強化	社会福祉協議会
中学生・高校生を対象に、長期休暇など年間を通して各種福祉施設や事業等でのボランティア体験を実施	社会福祉協議会
社会福祉協議会の活動状況を住民に周知するために、広報誌の発行及びホームページやSNSを活用	社会福祉協議会
福祉の仕事を目指す人と、人材を求める福祉の職場の仲介	社会福祉協議会

■出前講座(高齢者疑似体験)



取組方針(3)地域福祉のネットワーク強化

現状と課題

地域福祉を推進するためには、地域ごとの組織づくりや人材の確保、それらを含む地域資源のネットワーク化が不可欠です。

市では、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、ボランティア団体等が様々な福祉活動を展開し、また、地域には様々な福祉活動を行う自治会や子ども会、老人クラブなどの団体や組織があり、それが独自の目的を持って活動を行っていますが、これらの団体や組織等が連携を深めることで、地域の福祉力はさらに強くなり、きめ細かな福祉活動が可能になります。

アンケート調査によると、社会福祉協議会と民生委員・児童委員の認知度について、「名前も活動も知っている」と回答した方は、社会福祉協議会が4割以上、民生委員・児童委員が3割以下となっています。

地域福祉活動を推進していくためには、地域に密着した活動に長年取り組んでいる民生委員・児童委員や社会福祉協議会の役割も重要です。民生委員・児童委員や社会福祉協議会の活動を広報紙やホームページ等で周知し、地域への理解促進を進めていくことも必要です。

これまで以上に地域福祉への幅広い市民の参画と協力を促すためには、社会福祉協議会を中心とし、関係する組織や団体、機関の交流や連携を強化することで、地域における福祉ネットワークの構築を図ることが重要となります。

施策の方向性

社会福祉協議会は、誰もが安心して暮らすことのできる福祉のまちづくりにおいて中心的な役割を担っています。多様化した福祉ニーズに伴い、地域福祉を全市的に推進していくためには、社会福祉協議会をはじめ、福祉関係団体等の連携が重要であり、これらの団体間の連携を強化し、地域福祉活動の推進を図ります。

評価指標	現状値	目標値(R8)
民生委員・児童委員委嘱率	86.6% (R4.12.1)	100%
民生委員協力員配置数	5人 (R4.12.1)	27人
ボランティア登録数	[個人] 86人 [団体] 36団体 (R5.1.25)	[個人]130人 [団体] 50団体

取組方針(3)地域福祉ネットワーク強化

市民の取組 (自助)	<ul style="list-style-type: none"> ○社会福祉協議会、福祉関係団体等の役割を理解し、活動やイベントに積極的に参加しましょう。 ○社会福祉協議会や民生委員・児童委員、行政区の区長などと連絡が取れるようにしておきましょう。
地域の取組 (互助)	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の行事等を通じて市民とのつながりを強めます。 ○隣近所同士、行政区長や社会福祉協議会及び福祉関係団体などとコミュニケーションを図り地域の情報をお互いに共有します。 ○社会福祉協議会の助成金などの支援を有効活用し地域の交流機会を企画します。 ○各地域における組織や団体・企業が社会福祉協議会と連携を図り、地域住民が参加する地域福祉活動の推進と地域福祉を支える人材の育成を行い地域の福祉力を高めます。 ○市内の社会福祉法人の役割等の理解を深めます。
社協の取組 (共助)	<ul style="list-style-type: none"> ○社会福祉協議会の充実した活動に向け、各事業の見直しと研修による職員の専門性を高めます。 ○行政や各種機関・団体の活動を把握し、連絡調整を行います。 ○地域福祉懇談会を開催し、市民や活動実践者との話し合いを実施し、地域の実情を把握します。 ○地域の意見・要望を事業に取り入れられるよう、地域福祉活動を推進するうえでのまとめ役の発掘や養成を行います。 ○地域における福祉活動を促進し、地域組織団体が自主的に活動できるよう、必要に応じた人的・物的・金銭的な支援を行います。 ○社協だより「オレンジハート」について、子どもから高齢者まで興味を持つもらえるように読みやすい紙面作りに努め、社協ホームページも内容を充実させます。 ○地域の意見や要望を事業に取り入れられるよう話し合いを実施します。 ○企業と連携し、地域貢献活動を促進します。
行政の取組 (公助)	<ul style="list-style-type: none"> ○地域住民の協力を得て円滑に活動することができるよう、社会福祉協議会の役割、活動目的等について、広報などを活用し、広く市民へ周知を図り、理解啓発を推進します。 ○地域で活動している各種団体の協働が促進されるよう、交流機会の提供や情報共有等を支援するとともに、活動内容等の周知を図ります。 ○市民の身近な相談役としての活動を今後も積極的に推進していくように、必要な情報の提供や研修の実施等、活動への支援を行います。

主な事業等

取組内容	担当
社会福祉協議会や福祉関係団体との連携による福祉活動の充実	社会福祉課
広報やホームページ等による社会福祉協議会や福祉関係団体の活動内容の周知と理解の促進	社会福祉課
行政区・社会福祉協議会との連携の支援	社会福祉課 コミュニティ推進課
民生委員・児童委員の活動の周知・啓発と活動をサポートする体制づくり	社会福祉課 社会福祉協議会
民生委員や社会福祉協議会の活動状況を住民に周知するための広報紙やホームページ・SNSの充実	社会福祉協議会
老人クラブ連合会の円滑な運営支援の実施	社会福祉協議会 長寿福祉課
小地域でふれあいサロン活動をする、または、これから実施しようとする団体へ、活動にかかる助言や費用の助成	社会福祉協議会
市内の地域組織等(当事者組織を含む)が行う自主活動による、高齢者・障がい者・児童等を対象に地域福祉の推進を目的とした交流事業への助成	社会福祉協議会
住民主体による地域福祉活動を推進するために、小地域による福祉活動組織(地区福祉委員会)を各地域に設置し、その活動にかかる助言や費用の助成	社会福祉協議会
社会福祉協議会が持つ専門的なノウハウを生かして、様々な機会を設け、市民に対してその知識や技術の提供(“出向く福祉”の強化) 南相馬市「まちづくり出前講座」へ登録し、講師登録している市民や団体との連携・ネットワークの強化	社会福祉協議会
市内の各地域に出向き、住民と情報を交換し地域福祉活動に活用する	社会福祉協議会
市内の社会福祉法人と連携し、いわゆる“制度の狭間”的問題への取組みを推進(地域における公益的な取組)	社会福祉協議会

■家族介護交流会



取組方針(4)人権尊重の社会づくりの実施

現状と課題

認知症の方や障がいのある方の中には、判断能力が十分でないために財産の管理や日常生活で生じる契約などの行為を行うときに、不利益を受ける場合があります。

今後、認知症の方の増加により、さらに財産管理や日常生活における援助に関する支援や相談の増加が予想されます。また、人間関係や介護疲れ、生活環境等の様々な要因により、DV(配偶者や恋人など親密な関係にある者から振るわれる暴力)や虐待につながってしまう事例もあります。

日常生活を支援するサービスとして、「日常生活自立支援事業」や「成年後見制度」などがありますが、アンケート調査では、「成年後見制度」について「名前も内容も知っている」との回答が2割程度となっており、制度内容についての認知度は低い状況となっています。

あらゆる方が住み慣れた地域でその方らしく日常生活を送る事ができるよう、それぞれの身上に寄り添った権利擁護の取組がより一層必要となっており、判断能力に不安がある方も基本的な権利が守られ、適切なサポートを受けながら自分らしい生活を地域で送れるよう取り組みを進めています。

DV、児童虐待や高齢者虐待などは、家庭内の問題として潜在化する傾向があります。被害者が子どもや高齢者、障がい者等の場合、自ら通報すること自体が困難な場合もあることから、発見者の通報義務の周知や、いち早く発見、通報できるように関係機関や地域との連携を強化するとともに、通報があった場合は、安全確保のため、迅速に対応することが必要です。また、虐待は、加害者である介護者・養育者やその世帯が抱えている課題が潜んでいることから、その課題の把握と解決に向けた支援も重要です。

施策の方向性

一人ひとりの人権が尊重され、福祉サービスを必要とする人が、自らの意思と判断に基づき適切なサービスが利用できるように、日常生活自立支援事業や成年後見制度などの各種制度や相談窓口等の普及に努めます。

また、地域や関係団体・機関、行政等が連携し、虐待やDVを未然に防止できるよう、早期発見と早期対応に努めます。

評価指標	現状値	目標値(R8)
育てにくさを感じた時に対処できる親の割合	84.3% (R4.3.31)	95.0%
認知症サポーター養成講座受講者数	82人 (R4.12.31)	250人

取組方針(4)人権尊重の社会づくりの推進

市民の取組 (自助)	<ul style="list-style-type: none"> ○成年後見制度や権利擁護について理解を深め、人権尊重の意識と思いやりを持って人と接するようにしましょう。 ○認知症や障がいへの理解を深めるとともに、高齢者や子どもなど立場の弱い人を気にかけ、大切にしましょう。 ○自身の生活の自立に必要な情報を得たり、困ったときなどは、一人で悩まずに周りの人に助けを求めましょう。 ○虐待やDVなどの疑いがあるケースに気づいたら、速やかに関係機関に連絡・通報しましょう。
地域の取組 (互助)	<ul style="list-style-type: none"> ○地域で日常生活の困りごとがある人を把握し、市や社会福祉協議会、民生委員・児童委員など、関係機関につなげます。 ○周囲に虐待や、DVなどの疑いは無いか気配りします。 ○高齢者・障がい者に対する正しい知識と理解を得られるよう、地域での交流の場をつくります。 ○地域で成年後見制度を必要としている人がいないか気配りします。
社協の取組 (共助)	<ul style="list-style-type: none"> ○認知症高齢者や障がい者が福祉サービスを利用する支援として、「日常生活自立支援事業」を充実させます。 ○高齢者・障がい者・児童虐待に対する相談援助、関係機関等への情報提供を行います。 ○地域住民や行政と連携をとりながら、虐待の早期発見・防止に努めます。 ○障がい者への差別や偏見の防止、合理的配慮などについて、あらゆる場面において広報・周知を行います。 ○市民後見人並びに日常生活自立支援事業の生活支援員を養成し、市民参加による権利擁護体制の推進を図ります。 ○誰もが地域で安心して生活できるように、一人ひとりの権利を擁護し、必要な福祉サービス等が活用できるよう支援を行います。 ○「成年後見センター」の受託や「法人後見事業」が実施・運営できる社協の体制を整えます。
行政の取組 (公助)	<ul style="list-style-type: none"> ○認知症や障がいにより判断能力が低下した高齢者や障がい者の権利を擁護し、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭等の管理を行う、日常生活自立支援事業や財産などを保護するための成年後見制度の周知や利用促進に努めます。 ○高齢者や障がい者、子どもなど、弱い立場にある人たちへの虐待に関する情報や配偶者やパートナーへの身体的・精神的暴力に関する情報の一元化を図り、虐待防止と保護に向けた関係機関相互のネットワークの強化に努めます。 ○障がい者が安心して地域で生活ができるよう、偏見や差別の防止を図り、合理的配慮の理解の促進、権利擁護の充実に向け啓発活動に努めます。

主な事業等

取組内容	担当
認知症や障がい者、子どもへの虐待についての相談や、DV に関する啓発、虐待防止推進等の相談支援体制の充実	長寿福祉課 社会福祉課 こども家庭課 市民課
認知症、障がい等により判断能力が不十分な方に対する成年後見制度の利用促進を図るための“中核機関”的設置	長寿福祉課 社会福祉課
成年後見制度の適正かつ円滑な運用を図るため、法律の専門家や関係機関とのネットワークの構築	長寿福祉課 社会福祉課
虐待等があった場合、被害者の保護・支援と共に、加害者の抱える課題の把握、支援の実施	長寿福祉課 市民課 社会福祉課 こども家庭課
「ともによりそい・はぐくむ南相馬市人権条例」に基づいた人権擁護の推進と関係機関との連携	市民課 関係各課
高齢者や障がい者の権利擁護に努める	長寿福祉課 社会福祉課
高齢者の心身の健康維持、生活の安定のために必要な援助・支援を公正・中立な立場で包括的に実施	社会福祉協議会 長寿福祉課
認知症高齢者や障がい者等が地域で安心して生活できるよう、福祉サービスの利用援助を行います。また利用者の状況により書類(通帳・印鑑等)の預かりや金銭管理の支援の実施。	社会福祉協議会
「成年後見制度」※や「日常生活自立支援事業」※を、広く市民に啓発するための講座の開催	社会福祉協議会 社会福祉課
今後さらに増加する成年後見制度へのニーズに対応するため、市民目線による支援を行える市民後見人を養成し、権利擁護の社会化を図る	社会福祉協議会 社会福祉課
「成年後見センター」の受託や「法人後見事業」が実施・運営できる社協の体制整備	社会福祉協議会

※成年後見制度：認知症や知的障がい、精神障がい等によっても物事を判断する能力が不十分な人の日常生活を法律的に支援する制度

※日常生活自立支援事業：愛称「あんしんサポート」。認知症高齢者・障がいのある方などを対象として、福祉サービスの利用や生活に必要なお金の出し入れ等を公的な制度でお手伝いする事業

取組方針(5)地域包括ケアシステムの充実

現状と課題

「地域包括ケアシステム」は、重度な要介護状態となつても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援の5つの要素を包括的に構築するシステムです。

介護や支援が必要になつても住み慣れた地域で安心して生活していくよう、各団体のネットワーク化により、住まい、介護予防、生活支援、介護、医療を一体的に提供し、地域社会全体で高齢者を支える「地域包括ケアシステム」の構築へ向けた取り組みを推進してきました。

本市に暮らす、全ての人々が地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現するため、「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組み、地域づくりの取り組み支援と公的な地域福祉サービスへのつなぎを含めた「丸ごと」の総合相談支援の体制整備を進め、これまで、対象者毎に整備された縦割りの公的福祉サービスも「丸ごと」へと転換し、地域や個人が抱える生活課題を解決していく、「我が事・丸ごと」の包括的な支援体制を整備し、地域福祉全体で取り組みを推進していくことが求められています。

地域に住む高齢者・子ども・障がい者など支援が必要な方や世帯の課題を把握し、地域住民等が主体的に解決を試みていくためにも、また、地域の様々な団体や関係機関が地域住民等と連携しながら支援活動ができるような体制をつくるためにも、様々な分野・職種の連携によるそれぞれの強みを活かした支援が必要になります。こうした連携が行えるよう、日頃から「顔の見える関係づくり」や「地域生活課題の情報共有」を行うネットワークづくりを進める必要があります。

施策の方向性

地域共生社会の実現に向け、高齢者と障がい者が同一の事業所でサービスを利用できる共生型サービスの整備など、これまでの高齢期におけるケアを念頭に置いた地域包括ケアシステムから、対象を障がい者や子ども等へも広げた支援体制の整備を進めます。

評価指標	現状値	目標値(R8)
65歳以上の要介護2から5の認定者の割合	10.0% (R4.3.31)	9.7%
障がい児・者の福祉施設入所者の地域生活への移行者数	1人／年 令和3年度1年間の人数 (R4.3.31)	6人 計画期間内の累計人数

取組方針(5)地域包括ケアシステムの充実

市民の取組 (自助)	<ul style="list-style-type: none"> ○民生委員・児童委員、社会福祉協議会の活動に協力しましょう。 ○地域包括ケアシステムについて理解し、見守りや助け合い活動など、できる事に積極的に取り組みましょう。 ○自らの健康管理と介護予防に努めましょう。 ○健康維持のために健診を受けましょう。 ○地域のサロン活動等に、積極的に参加しましょう。
地域の取組 (互助)	<ul style="list-style-type: none"> ○お茶のみ仲間や地域サロン等、地域住民同士の交流機会を増やします。 ○多様な生活支援サービスの提供体制を構築します。 ○多世代の交流の機会を増やします。 ○地域の実情に合わせて地域で助け合いの活動を進めます。 ○住民同士、行政区の役員、民生委員・児童委員などの間でコミュニケーションを図り、地域の情報を共有します。
社協の取組 (共助)	<ul style="list-style-type: none"> ○様々な相談に対応できるよう、関係機関とのネットワーク体制を強化します。 ○支え合い活動等が身近な地域で可能となるよう活動の組織化を促進します。 ○地域担当職員の配置を検討し、住民と協働による福祉のまちづくりを推進します。
行政の取組 (公助)	<ul style="list-style-type: none"> ○多職種協働により在宅医療・介護を一体的・継続的に提供できる体制を築くため、医療・介護事業者などと十分な連携を図り、連携体制の構築を図ります。 ○市民が、保健・福祉・医療に関わるサービスを総合的に、かつ安心して受けられるよう地域医療体制の充実を図ります。 ○地域包括支援センターなどを中心として、様々な問題に対応するための相談支援体制の充実を図ります。

■地域包括支援センター



主な事業等

取組内容	担当
在宅医療・介護を一体的・継続的に提供できる体制を構築するための介護と医療の連携の推進	健康政策課 長寿福祉課
健康づくりや介護予防を地域で行うサロン活動等の支援	長寿福祉課 健康づくり課
高齢者と障がい者の共生型サービスの推進に向けた福祉関係団体及びサービス事業所との連携体制の強化	社会福祉課 長寿福祉課
地域包括支援センターの機能強化及び相談支援体制の充実	長寿福祉課
市内の医療機関や不足する診療科の開設支援など地域医療体制の充実	健康政策課
保健・医療・福祉関係者がその専門性向上に努めるとともに、地域ケア会議や個別事例検討会等を通じたネットワークの強化	長寿福祉課 健康づくり課
高齢者の心身の健康維持、生活の安定のために必要な援助・支援を公正・中立な立場で包括的に実施	社会福祉協議会 長寿福祉課
民生委員・児童委員との連携により、福祉対象者の実態の把握	社会福祉協議会
生活支援コーディネーターの周知および活動の充実	社会福祉協議会 長寿福祉課
市内の各地域に出向き、住民と情報を交換し地域福祉活動に活用	社会福祉協議会

■被災者支援事業(サロン)



第5章

南相馬市再犯防止推進計画

南相馬市再犯防止推進計画

1 計画の策定にあたって

(1) 計画策定の背景・目的

犯罪や非行をした人の中には、貧困や疾病、厳しい生育環境、高齢者や障がい者などの福祉的な支援が必要な方や出所時に住居や就労先がなく生活が成り立たないことから、再び犯罪に手を染める人が少なくありません。

このようなことから、生きづらさを抱えて罪を犯した人の課題に対応し、再犯を防止するためには、社会復帰後、地域社会で孤立させないための支援を関係機関で連携・協力して実施することが必要となっています。

犯してしまった罪をつぐない、社会の一員として立ち直ろうとするには、本人の意思や周囲の人々の温かい理解と協力をはじめ、居住支援や就労支援が必要となります。

保護司会や更生保護女性会など、更生保護に関わる人や団体と行政機関、既存の福祉の支援や地域での活動が連携することで、再犯防止につながることが期待されます。

国では、地域の理解と協力を得て円滑に社会復帰するための施策を定めた「再犯防止推進法」が平成28年に施行され、地方計画を定めるよう努めるものとされました。

福島県では令和3年3月に「福島県再犯防止推進計画(令和3～12年度)」を策定し、県内の再犯防止を取り巻く状況を踏まえた上で、県民が安全で安心して暮らせる社会の実現を目的として、罪を犯した人等が社会復帰するための仕組みづくりの推進と罪を犯した人等を社会の構成員として受け入れることへの県民の理解の促進を図っています。

本市においても、法や国の再犯防止推進計画、福島県再犯防止推進計画などを勘案し「南相馬市再犯防止推進計画」を策定し、犯罪や非行をした人の地域での生活と社会復帰を支え、市民が犯罪の被害に遭うことを防ぎ、誰もが安全で安心して暮らすことのできる社会の実現を目指します。

2 計画の位置づけと計画期間

(1) 計画の根拠法令と位置づけ

本計画は、再犯防止推進法第8条第1項に定める市町村計画として策定します。

【再犯の防止等の推進に関する法律】抜粋

第8条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(次項において「地方再犯防止推進計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

本計画は、本市の最上位計画である「南相馬市第三次総合計画」や、本市の保健福祉関連計画やその他のまちづくりに関連する他分野の計画等との整合と連携を図り策定しています。

(2) 計画の期間

本計画の期間は、「第4期南相馬市地域福祉計画・第4次南相馬市地域福祉活動計画」に準じて令和6年度から令和11年度までの6年間とします。

なお、市及び社会福祉協議会を取り巻く状況や、経済、社会、地域の状況の変化など、必要に応じて計画の見直しを行います。



3 計画の基本事項

(1)再犯防止推進計画の5つの基本方針

国の再犯防止推進計画における5つの基本方針は以下のとおりです。

- ①「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、国・地方公共団体・民間の緊密な連携協力を確保して再犯防止施策を総合的に推進
- ②刑事司法手続のあらゆる段階で切れ目のない指導及び支援を実施
- ③犯罪被害者等の存在を十分に認識し、犯罪をした者等に犯罪の責任や犯罪被害者の心情等を理解させ、社会復帰のために自ら努力させることの重要性を踏まえて実施
- ④犯罪等の実態、効果検証・調査研究の成果等を踏まえ、社会情勢に応じた効果的な施策を実施
- ⑤再犯防止の取組を広報するなどにより、広く国民の関心と理解を醸成

(2)国の再犯防止推進計画の7つの重点課題

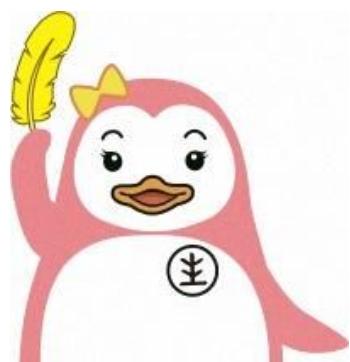
国の再犯防止推進計画における7つの重点課題は以下のとおりです。

- ①就労・住居の確保
- ②保健医療・福祉サービスの利用の促進
- ③学校等と連携した修学支援
- ④犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導
- ⑤民間協力者の活動の促進
- ⑥地域による包摂の推進
- ⑦再犯防止に向けた基盤の整備



■更生ペンギンのホゴちゃん

立ち直ろうとしている人をいつも温かく見守り、犯罪や非行のない幸せな社会を願う心優しいペンギンです。チャームポイントは胸の「生きるマーク」。



■更生ペンギンのサラちゃん

4 犯罪や再犯についての現状と課題

(1)再犯者の状況

再犯者の南相馬警察署管内の状況を見ると、再犯者の人員及び再犯者率については、令和3年では南相馬警察署管内の検挙者数は80人、うち再犯者が40人となっています。

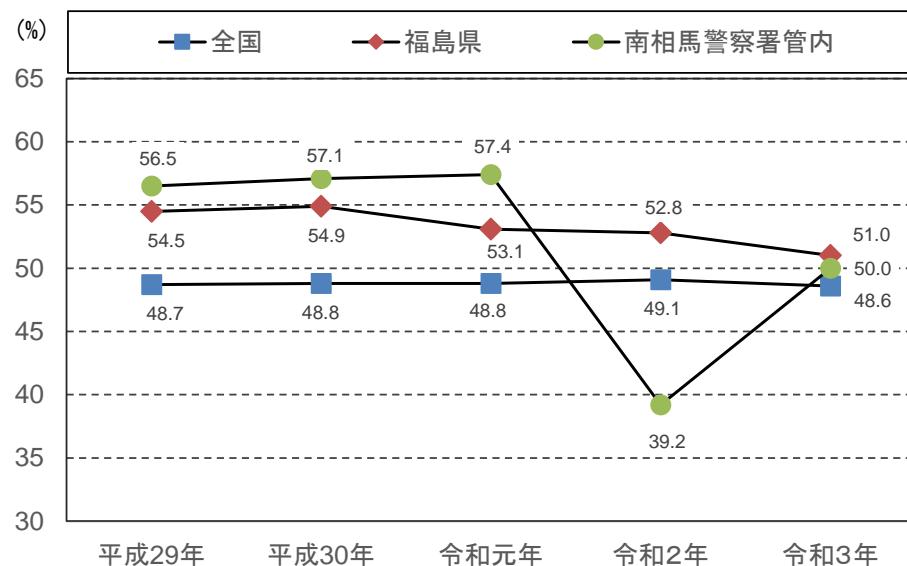
また犯行時の状況を見ると、65歳以上が多い傾向となっており、令和3年では、65歳以上が26.3%となっています。

■全国・福島県・南相馬警察署管内の検挙・再犯者数及び再犯者率 (人)

		平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
全国	検挙者数	215,003	206,094	192,607	182,582	175,041
	再犯者数	104,774	100,601	93,967	89,667	85,032
	再犯者率	48.7%	48.8%	48.8%	49.1%	48.6%
福島県	検挙者数	2,043	1,970	2,079	1,998	1,905
	再犯者数	1,114	1,081	1,104	1,049	971
	再犯者率	54.5%	54.9%	53.1%	52.8%	51.0%
南相馬 警察署管内	検挙者数	69	49	47	79	80
	再犯者数	39	28	27	31	40
	再犯者率	56.5%	57.1%	57.4%	39.2%	50.0%

資料：仙台矯正管区

■再犯者率の推移



■福島県・南相馬警察署管内の犯行時の年齢

(人)

		総数	20-29歳	30-39歳	40-49歳	50-59歳	60-64歳	65歳以上	65歳以上率
福島県	平成29年	2,043	292	308	354	297	163	629	30.8%
	平成30年	1,970	291	311	342	309	153	564	28.6%
	令和元年	2,079	350	320	383	316	161	549	26.4%
	令和2年	1,998	303	305	323	322	164	581	29.1%
	令和3年	1,905	296	250	346	316	140	557	29.2%
南相馬警察署管内	平成29年	69	11	6	11	15	5	21	30.4%
	平成30年	49	9	8	7	9	3	13	26.5%
	令和元年	47	7	5	8	9	3	15	31.9%
	令和2年	79	18	10	14	8	7	22	27.8%
	令和3年	80	16	6	13	14	10	21	26.3%

資料:仙台矯正管区

■福島県・南相馬警察署管内の犯行時の就業状況

(人)

	福島県				南相馬警察署管内			
	総数	有職者	学生等	無職者	総数	有職者	学生等	無職者
平成29年	2,043	934	21	1,088	69	43	0	26
平成30年	1,970	906	14	1,050	49	24	1	24
令和元年	2,079	1,032	14	1,033	47	19	0	28
令和2年	1,998	1,015	16	967	79	53	0	26
令和3年	1,905	982	20	903	80	33	3	44

資料:仙台矯正管区



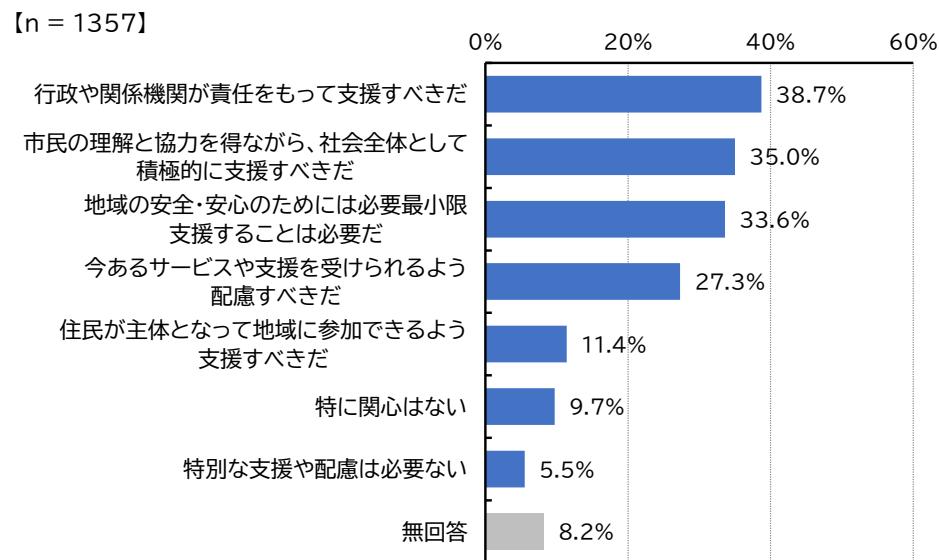
■協力雇用主のアシカ親方

犯罪・非行歴のために仕事に就くことが難しい人たちを、その事情を理解した上で雇用し、立ち直りを支援する事業主です。ホゴちゃんに「生きるマーク」のバッジをプレゼントしたのは、協力雇用主のアシカ親方です。

(2)再犯防止についての意識(アンケート結果)

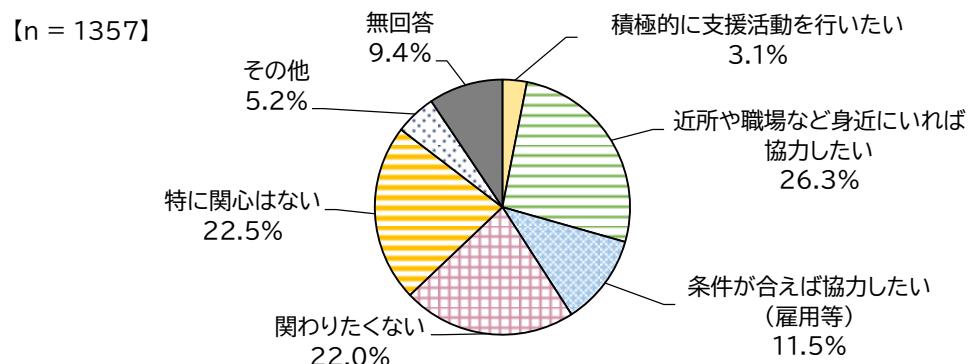
①刑務所や少年院を出た人の社会復帰について

刑務所や少年院を出た人の社会復帰についての考えでは、「行政や関係機関が責任をもって支援すべきだ」が38.7%と最も多い、次いで「市民の理解と協力を得ながら、社会全体として積極的に支援すべきだ」(35.0%)、「地域の安全・安心のためには必要最小限支援することは必要だ」(33.6%)、などと続いている。



②刑務所や少年院を出た人の支援について

刑務所や少年院を出た人の支援に関わることについてどう思うかでは、「近所や職場など身边にいれば協力したい」が26.3%と最も多い、次いで「特に関心はない」(22.5%)、「関わりたくない」(22.0%)、「条件が合えば協力したい(雇用等)」(11.5%)と続いている。



(3)再犯防止についての主な課題

①再犯防止の取り組みの認知度の向上と理解の促進

犯罪や非行をした人が立ち直り、地域の中で市民とともに支え合い暮らしていくことができるよう、市民に対する理解の促進の取り組みが必要です。

②罪を犯した人が自立して生活できる環境づくり

検挙人員に占める再犯者の割合である「再犯者率」は高い状況にあります。

犯罪や非行をした人が立ち直るために関係機関、団体と連携することが必要です。

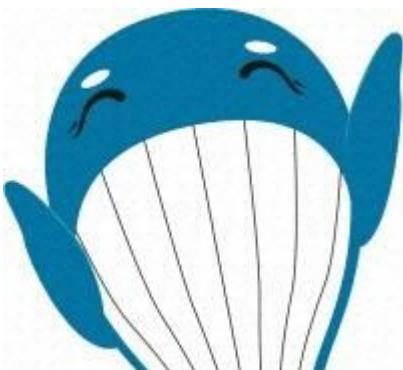
また、薬物事犯者や高齢者・障がい者など福祉による支援が必要な方などが、再び犯罪や非行をしてしまうことを防ぐため、適切な医療や支援につなげるとともに、就労や住居の確保など生活困窮に陥らないための支援も必要です。

5 計画の基本的な考え方

(1)計画の基本目標

地域福祉計画・地域福祉活動計画の基本理念である「誰もが安心して健康で暮らせるまち」の実現を目指し、再犯防止の推進に係る取り組みを推進していきます。

誰もが安心して健康で暮らせるまち



■保護司のクジラ先生

保護司は、犯罪や非行をして「保護観察」を受けることになった人の生活を見守り、様々な相談に乗ったり、指導をしたりしています。ホゴちゃんに「黄色いリボン」をプレゼントしたのは、保護司のクジラ先生です。

(2) 計画の基本方針

以下の5つの基本方針を掲げ再犯防止の取り組みを推進します。

基本方針 1 就労・住居の確保

罪を犯した人等が地域の中で孤立してしまうと、不安や疎外感等から再び罪を犯すリスクが高まることが考えられます。そのため、地域社会の一員としての自覚や自己有用感を高めるため、就労の場や住居の確保など地域での居場所をつくることが重要です。

基本方針 2 保健・医療・福祉サービスなどの利用の促進

生活困窮者や高齢者、障がい者など福祉による支援が必要な方の再犯を防止するためには、本人の病状や障がい特性、生活環境に応じて必要な福祉や医療サービスにつなげ、適切な支援を提供することが重要です。

基本方針 3 学校と連携した修学支援の実施等

更生に向けて必要な支援については、一人ひとりの属性や生活状況等によって異なるため、本人の状況を把握し、生活面・学習面等の必要な支援を充実させることが必要です。また、非行防止のための教育も重要です。

基本方針 4 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等

罪を犯した人等が社会に復帰するためには自ら努力するとともに、住民一人ひとりの理解と協力も必要です。更生支援に関する取り組みへの関心と理解を深めてもらうことが重要です。

基本方針 5 関係機関の人的・物的体制の整備等

罪を犯した人等の更生支援については、刑事司法機関をはじめ、保護司会、更生保護ボランティア、医療・保健・福祉関係機関・団体等、多機関による連携・情報共有により進めていくことが重要です。

6 施策の展開

1 就労・住居の確保

誰もが社会から孤立することなく、安定した日常生活を送れるよう、住居やそれぞれの状況・特性に応じた就労機会の確保に取り組みます。また、市と社会福祉協議会等の関係機関と連携を密にし、相談支援体制の充実を図ります。

取り組み	内 容	担当
就職に向けた相談・支援体制の充実	●就労支援に関する制度及び支援窓口の周知・広報に努めます。	社会福祉課
	●生活困窮者自立支援制度における就労準備支援事業、生活保護受給者等就労自立促進事業など、罪を犯した人等の特性に応じた就職、就労定着を図るため、福祉的支援を行います。	社会福祉課 社会福祉協議会
	●公共職業安定所等と連携し、企業等に対し、「協力雇用主」登録への働きかけ等を行います。	福島保護観察所 商工労政課
住居確保につなげる取り組み	●対象者の状況に応じて、公営住宅や福祉の既存制度の活用も検討しながら、適切な相談先や支援につなげます。	社会福祉課 建築住宅課 社会福祉協議会
住宅セーフティネット制度の活用促進	●福島県と連携しながら、居住支援法人の紹介など住居確保の情報提供に努めます。	福島県居住支援協議会 建築住宅課

■社会を明るくする運動(道の駅南相馬)



2 保健医療・福祉サービスなどの利用の促進

罪を犯した人などは、困窮や住居、障がい、高齢、社会的孤立など複合的な課題を抱えていることが多く、多分野の専門機関が連携して支援を行います。特に罪を犯した高齢者については、出所後2年以内に再び入所してしまう割合が高いことから、適切な支援の提供を行います。

取り組み	内 容	担当
自立した生活を支援するための連携体制の構築	●高齢者や障がいのある方等、自立した社会生活を送るために支援を必要とする人に対し、市、市社会福祉協議会、地域包括支援センター、相談支援事業所、ふくしま若者サポートステーション、県社会福祉協議会等による相談事業および権利擁護の制度等の情報提供を行い、適切な支援につなげます。	社会福祉課 長寿福祉課 社会福祉協議会

3 学校と連携した修学支援の実施等

再犯防止、非行の防止に向けた取り組みを効果的に行うためには、対象者の特性等を適切に把握したうえで必要なサポートを行うことが重要です。また、非行だけでなく、不登校等の児童・生徒が抱える生活上の問題にも対応するため、学校等における相談体制の充実に取り組みます。

子どもの成長に合わせ、家庭や学校、地域社会などが一体となって非行防止に取り組むことが大切です。

取り組み	内 容	担当
喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の推進	●児童・生徒の喫煙・飲酒・薬物乱用を防止するため、学校において、健康教育の一環として、家庭・地域等と連携を図りながら、喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育を一体的に推進します。	学校教育課 小・中学校
児童生徒の非行の未然防止	●小中学校に配置したスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携し、児童・生徒の状況に応じた修学支援や非行の未然防止に努めます。	学校教育課 小・中学校
少年センター活動の実施	●少年の非行防止活動を効果的に実践するため、関係機関・団体との連携、協力を保ちながら、青少年の非行防止と健全育成を図ります。	こども家庭課

4 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等

罪を犯した人等が犯罪を繰り返さないよう、各種団体等と連携しながら情報提供・更生支援を行うとともに、更生しようとしている人が地域社会において孤立することのないよう、再犯防止に対する住民への周知・啓発を行います。

取り組み	内 容	担当
再犯防止に関する広報・啓発活動の推進	●罪を犯した人や非行をした人等の更生について市民の関心や理解を得るため、「社会を明るくする運動」や毎年7月の「再犯防止啓発月間」等の取り組みを通じて広報・啓発を行います。	社会福祉課
保護司会等支援団体との連携	●保護司会、更生保護女性会、人権擁護委員等の民間協力者の活動に資する情報を積極的に提供します。	社会福祉課

5 関係機関の人的・物的体制の整備等

再犯を防止するためには、息の長い支援かつ就労・住居・保健・医療等の多岐にわたる支援が必要となるため、刑事司法機関や更生保護関係団体をはじめ、地域生活定着支援センター等の国・県における関係機関、地域団体との連携・情報共有を図りながら、更生支援の取り組みを推進していきます。

取り組み	内 容	担当
関係機関の協働による相談支援体制の構築と連携	●罪を犯した人や非行をした人等の再犯の防止と社会復帰を支えるため、市や社会福祉協議会等関係機関の協働により一人ひとりの状況に応じた相談支援体制を構築します。	社会福祉課
	●罪を犯した人や非行をした人等を迅速に適切な支援につなぐため、保護司会、更生保護女性会等の更生保護関係の支援者・団体や福祉関係機関等とのネットワークの構築を推進します。	社会福祉課
	●保護司会、更生保護女性会等と連携し、社会復帰に向けた取り組みと再犯防止に向けた取り組みの支援を行います。	社会福祉課
	●困難事例の検討や地域課題を抽出するために、定期的に多様な関係者が集まり、情報交換を行います。	福島保護観察所 相馬地区保護司会

第6章

南相馬市成年後見制度利用促進基本計画

南相馬市成年後見制度利用促進基本計画

1 計画の策定にあたって

(1) 計画策定の背景・目的

成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がい等によって物事を判断する能力が不十分な方(以下「本人」という。)の日常生活を法律的に支援する制度です。

お金の管理ができなくなったり、障がいのある家族の今後が不安なときなどに、成年後見人・保佐人・補助人・任意後見人(以下「成年後見人等」という。)が財産の管理を行うとともに、本人の意思をできるだけ丁寧に汲み取ることなどにより、本人の生活や権利を守ります。また、財産の管理や日常生活等に支障がある方を地域社会全体で支え合うことは、喫緊の課題であり、成年後見制度はそのための重要な手段です。

しかしながら、制度の必要性の高まりに対して、成年後見人等への支援体制が不十分で、意思決定支援や身上保護等の福祉的な視点に乏しい運用があるなど、利用者が制度を利用するメリットを実感できず、必要な方が制度を利用できていないという実態があります。

こうした状況を踏まえ、国は、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」(平成28年4月13日に施行(以下「成年後見制度利用促進法」という。))を制定するとともに、「成年後見制度利用促進基本計画」(以下「国の計画」という。)を平成29年3月24日に閣議決定しました。

成年後見制度利用促進法では、市町村は国の計画を勘案して、基本的な計画を定め、必要な措置を講ずるよう努めるものとされています。

これを受け、本市においても、地域共生社会の実現に向け、尊厳ある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにすることを目的に、「南相馬市成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、必要な体制整備や関係機関との連携などの取組を進めます。

(2) 成年後見制度とは

成年後見制度は、「任意後見制度」と「法定後見制度」に分類されます。

「任意後見制度」は、本人に十分な判断能力があるうちに、あらかじめ本人が選んだ方に、代わりにもらいたいことを契約で決めておく制度です。本人の判断能力が低下した場合に、家庭裁判所が任意後見監督人を選任し、契約の効力が生じます。

「法定後見制度」は、本人の判断能力が不十分となった後に、家庭裁判所に申し立てを行い、成年後見人等が選ばれる制度です。また、「法定後見人制度」は、判断能力の程度に応じて、さらに「後見」、「補佐」、「補助」の3つの種類に分けられます。

■成年後見制度の種類

	任意後見	法定後見
利用できる人	本人の判断能力が「ある人」	本人の判断能力が 不十分な人（補助） 著しく不十分な人（保佐） ほとんどない人（後見）
後見人を選出する人	本人 (自分で決めることができる)	家庭裁判所
監督する人	任意後見監督人 (家庭裁判所により選出)	家庭裁判所 (親族が後見人となる場合など、 監督人が選任される場合もある)
後見の内容	本人の希望をもとに内容を 決める(契約で決めた内容)	あらかじめ定められている (補助・保佐・後見により異なる)
法律行為の取消権	取消権がない	家庭裁判所が決める

■法定後見制度の類型

	後 見	保 佐	補 助
対象となる方	判断能力が 欠けている方	判断能力が 著しく不十分な方	判断能力が 不十分な方
申立てができる方	本人、配偶者、4親等以内の親族、検察官、市区町村など		
申立人	成年後見人	保佐人	補助人
申立時の本人同意	不 要	不 要	必 要
【同意権】 成年後見人等の同意が必要な行為	—	民法 13 条第 1 項所定の行為及び申立の範囲内で家庭裁判所が定める特定の法律行為(民法第 1 項所定の行為の一部)	申立ての範囲内で家庭裁判所が定める特定の法律行為(民法第 1 項所定の行為の一部)
【取消権】 取消が可能な行為	日常生活に関する 行為以外の行為	同上	同上
【代理権】 成年後見人等に与えられる代理権の範囲	財産に関する すべての法律行為	申し立ての範囲内で家庭裁判所が定める 特定の法律行為	

2 計画の位置づけと計画期間

(1) 計画の根拠法令と位置づけ

本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に定める市町村計画として策定します。

【成年後見制度の利用の促進に関する法律】抜粋
(市町村の講ずる措置)

第14条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域内における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

また、地域における高齢者、障がい者、児童等の福祉に関して、共通して取り組む項を盛り込んだ「第4期南相馬市地域福祉計画」に内包し、市民の権利擁護の充実に向けて、その手段の一つである成年後見制度をより有効に活用するための施策を取りまとめた計画です。

なお、策定にあたっては、「南相馬市高齢者総合計画(第10期高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画)」、「第7期障がい者計画」、その他関連する計画とも整合性を図っています。

(2) 計画の期間

本計画の期間は、「第4期南相馬市地域福祉計画・第4次南相馬市地域福祉活動計画」に準じて令和6年度から令和11年度までの6年間とします。

3 計画の基本事項

(1)成年後見制度利用促進基本計画の基本的な考え方

国の第二期成年後見制度利用促進基本計画の基本的な考え方は以下のとおりです。

- ①地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進
- ②尊厳のある本人らしい生活を継続できるようにするための成年後見制度の運用改善等
- ③司法による権利擁護支援などを身近なものにするしくみづくり

(2)成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講すべき施策

成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講すべき施策は以下のとおりです。

- ①成年後見制度等の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実
 - ・成年後見制度等の見直しに向けた検討
 - ・総合的な権利擁護支援策の充実
- ②尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等
 - ・本人の特性に応じた意思決定支援とその浸透
 - ・適切な後見人等の選任・交代の推進等
 - ・不正防止の徹底と利用しやすさの調和等
 - ・各種手続における後見事務の円滑化等
- ③権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

4 成年後見制度についての現状と課題

(1) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用にあたり、申立てに必要な経費(収入印紙代、登記印紙代、郵便切手、診断書料、鑑定費用など)及び家庭裁判所の審判に基づく成年後見人等の報酬の全部または一部を助成しています。

■成年後見制度利用支援事業利用件数

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
利用者数	0	5	4	3	6
費用助成	0	2	1	1	1
報酬助成	0	3	3	2	5

資料:社会福祉課・長寿福祉課

(2) 成年後見制度市長申立

成年後見制度を利用するには、管轄の家庭裁判所へ申立て手続きを行います。申立て人は、本人または本人の四親等内の親族(配偶者、子ども、両親等)が担いますが、身寄りがない等、様々な事情により市長が申立てをする場合があります。

■成年後見制度 市長申立件数

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
成年後見	4	5	5	2	5
保佐	0	0	0	2	0
補助	0	0	0	0	0

資料:社会福祉課・長寿福祉課

(3) 日常生活自立支援事業(あんしんサポート)

社会福祉協議会が実施している日常生活自立支援事業は、高齢や障がいにより日常生活の判断能力に不安があり、在宅で生活している人または在宅で生活する予定の人が、福祉サービスの利用手続きや金銭管理の援助等の支援が受けられる事業です。

■日常生活自立支援事業利用者数 (人)

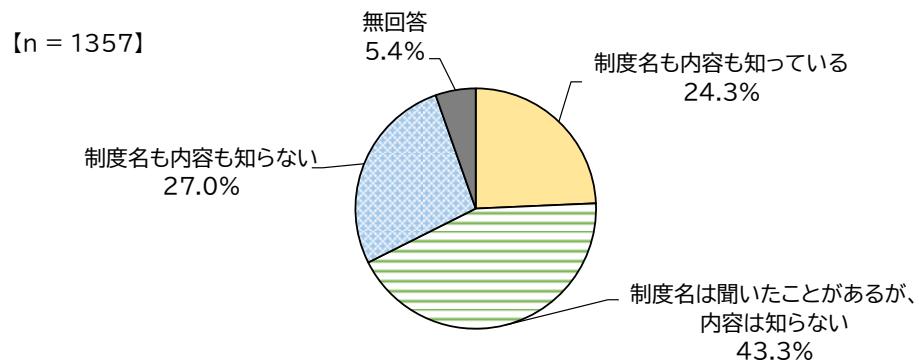
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
利用者数	30	31	40	43	42

資料:南相馬市社会福祉協議会

(4)成年後見制度についてのアンケート結果

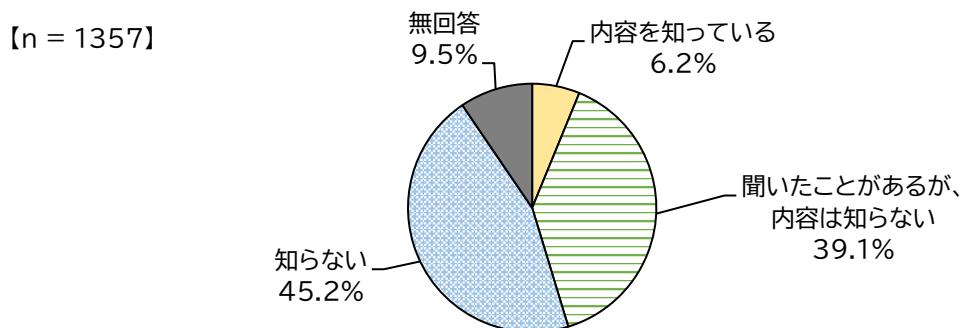
①成年後見制度の認知度について

成年後見制度の認知度は、「制度名は聞いたことがあるが、内容は知らない」が43.3%と最も多く、次いで「制度名も内容も知らない」(27.0%)、「制度名も内容も知っている」24.3%と続いています。



②日常生活自立支援事業(あんしんサポート)の認知度について

日常生活自立支援事業(あんしんサポート)の認知度は、「知らない」が45.2%と最も多く、次いで「聞いたことがあるが、内容は知らない」(39.1%)、「内容を知っている」(6.2%)と続いています。



【成年後見制度についての主な課題】

アンケート調査によると、成年後見制度を知っているかについては、「制度名も内容も知っている」と回答した人の割合は 24.3%と決して多いとは言えない状況にあります。

成年後見制度は、認知症や障がい等により判断能力が不十分な高齢者や障がい者に代わり、成年後見人等が財産管理等を行うことで、本人の権利を守り生活を支援するための制度であり、判断能力の不十分な高齢者等を支える重要な手段となっていますが、制度への関心や理解は十分とは言えない状況です。

成年後見制度の対象となる本人や親族だけでなく、本人と身近な福祉や医療、地域の関係者を含め、制度利用に関する正しい知識の普及啓発を図るとともに、制度を必要とする住民の支援や利用につなげるための体制づくりを進める必要があります。

このほか、日常生活を支援する制度として、福祉サービスの利用手続きの援助や日常的金銭管理などを行う日常生活自立支援事業(あんしんサポート)が社会福祉協議会によって実施されていますが、アンケート調査によると、日常生活自立支援事業について、「内容を知っている」と回答した人の割合は 6.2%と成年後見制度より低く、周知や理解は十分とは言えない状況です。今後も引き続き事業の普及啓発に努める必要があります。



5 計画の基本的な考え方

(1) 計画の基本目標

地域福祉計画・地域福祉活動計画の基本理念である「誰もが安心して健康で暮らせるまち」の実現を目指し、成年後見制度利用促進に係る取り組みを推進していきます。

誰もが安心して健康で暮らせるまち

(2) 計画の基本方針

以下の3の基本方針を掲げ成年後見制度利用促進の取り組みを推進します。

基本方針 1 権利擁護を地域で支えるネットワークづくり

成年後見制度の利用が必要な方を早期に発見し、医療・福祉・司法の専門職や地域の関係者が連携して、本人を地域で支えることのできる地域連携ネットワークの構築を図ります。

基本方針 2 利用者がメリットを実感できる制度運用

成年後見制度においては、後見人による財産管理の側面のみを重視するのではなく、認知症高齢者や障害者の意思をできるだけ丁寧にくみ取ってその生活を守り、権利を擁護していく意思決定支援、身上保護の側面を重視する体制を整備します。

基本方針 3 制度の周知と不正防止の仕組みの徹底

成年後見制度が利用者にとって安心かつ安全なものとなるよう、制度の正しい理解を図り、関係機関と連携して後見人等による横領等の不正を防止する仕組みを構築します。

6 施策の展開

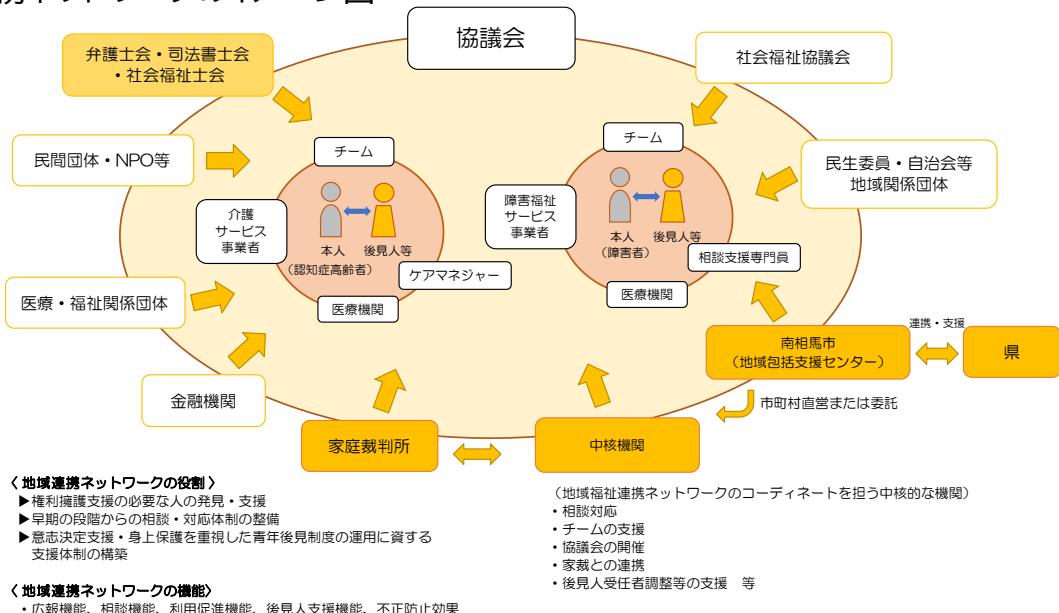
3つの基本方針の実現に向け、成年後見制度利用促進の具体的な取組みを推進します。

1 権利擁護を地域で支えるネットワークづくり

地域の住民・団体・関係機関がそれぞれの役割を果たしながら連携し、支援が必要な人を早期に発見し、速やかな支援につなげられるよう、地域連携ネットワークを構築します。また、成年後見に関する総合的な相談窓口の整備に取り組みます。

取り組み	内 容	担当
チームによる権利擁護支援体制の構築	●権利擁護支援が必要な人について、本人の状況に応じ、身近な親族や福祉・医療・地域の関係者が協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を把握し、必要な対応を行う仕組みづくりを行います。	社会福祉課 長寿福祉課
地域連携ネットワーク構築における「中核機関」の整備	●地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関や体制である「中核機関」を整備し、成年後見に関する総合的な相談窓口を設置します。	社会福祉課 長寿福祉課

※地域連携ネットワークのイメージ図



◇中核機関の具体的な機能

- | | | |
|-----------|----------|----------------|
| ① 広報機能 | ② 相談機能 | ③ 成年後見制度利用促進機能 |
| ④ 後見人支援機能 | ⑤ 不正防止効果 | |

地域連携ネットワークを整備し、適切に運営していくために、中核機関の専門職による専門的助言等支援の確保や協議会の事務局等、地域における連携・対応強化の推進役としての役割を担います。

2 利用者がメリットを実感できる制度運用

本人の意思決定支援や身上保護を重視した後見活動が行われるよう、その活動を支援する体制を整備します。

取り組み	内 容	担当
利用者本人の意思決定支援及び身上保護	●本人の意思を尊重し、心身の状態及び生活の状況を踏まえた成年後見制度の運用となるよう、意思決定支援・身上保護を重視した制度運用への支援体制を整備します。	社会福祉課 長寿福祉課
後見人の選任における配慮	●家庭裁判所が適切な後見人を選任できるよう、本人を取り巻く支援の状況等を的確に伝えられる体制を整備します。	社会福祉課 長寿福祉課
後見制度と他のサービスとの一体的提供	●社会福祉協議会が実施している「日常生活自立支援事業」と連携し、必要な方には成年後見制度へのスムーズな移行を進めます。	社会福祉課 長寿福祉課 社会福祉協議会
	●市長申し立てにおいて、低所得者等が制度を利用できるよう、申し立て費用及び後見人の報酬に関する費用の助成を行います。【成年後見制度利用支援事業】	社会福祉課 長寿福祉課

3 制度の周知と不正防止の仕組みの徹底

地域住民が成年後見制度の理解を深めて制度を利用しやすくするとともに、同じ地域の住民同士という視点を生かした見守りや支援の担い手となることができるよう、成年後見制度等の周知・啓発を行います。

取り組み	内 容	担当
成年後見制度の周知・啓発	●広報紙、ホームページ、パンフレット等の活用のほか、講演会等を開催し、制度について正しく周知します。 ●高齢者や障がい者の支援に携わる関係者等を対象とした研修会等を開催し、成年後見制度に関する理解を深めます。	社会福祉課 長寿福祉課
関係機関による不正防止の取組み	●地域連携ネットワークやチームでの見守り体制を整備し、後見人等による横領等の不正の未然防止を図ります。	社会福祉課 長寿福祉課
不正防止の理解普及・啓発	●広く市民へ制度の理解を促し、普及啓発を行うことで後見人等による不正を未然に防止する意識の醸成を図ります。	社会福祉課 長寿福祉課

第7章

計画の推進

1 計画の周知

地域住民一人ひとりが地域における支え合いやふれあいの重要性、地域福祉の重要性を理解し、本計画に掲げる取り組みを実践・継続していけるよう、市ホームページ等で計画内容を公表します。

2 関係機関などとの連携・協働

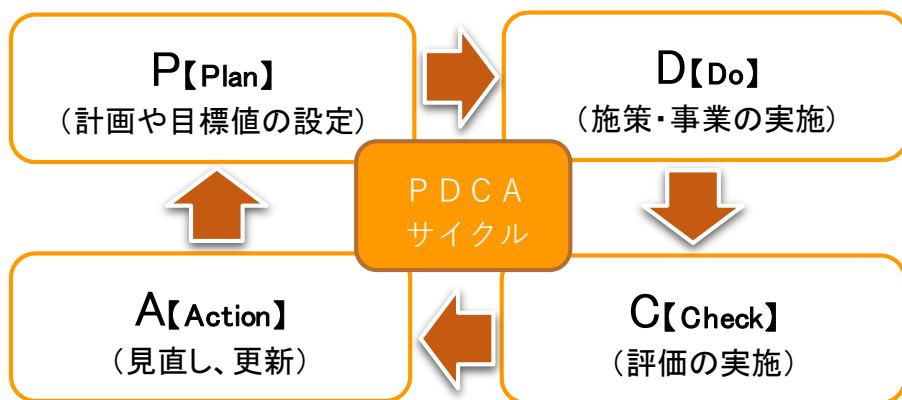
地域福祉に関わる施策分野は、福祉・保健・医療のみならず、教育、就労、住宅、交通、環境、まちづくりなど多岐にわたっているため、地域福祉担当課が中心となり、これら庁内関係各部門との連携を図りながら、計画を推進していきます。

また、地域福祉推進の中心的な担い手である南相馬市社会福祉協議会との連携をはじめ、行政区、隣組、民生委員・児童委員、福祉事業者、学校、幼稚園、保育所、認定こども園、老人クラブ、その他各種団体とも連携を図りながら、協働による地域福祉の推進に努めます。

3 計画の進捗管理

計画の実現に向けて進捗状況の把握、点検及び評価を行うとともに、必要に応じて各種施策の見直しを行います。

■進行管理のPDCAサイクルのイメージ



計画(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、改善(Action)のサイクル(PDCAサイクル)を確立させることも、本計画における目標の1つです。

資料編

1 策定体制

本計画の策定に当たっては、学識経験者、地域福祉関係者、地域住民の代表者等で構成される「南相馬市地域福祉計画策定推進委員会」において、計画について検討・策定作業を行いました。

◎南相馬市地域福祉計画策定推進委員会の開催状況

令和5年6月12日	第1回南相馬市地域福祉計画策定推進委員会 ・南相馬市地域福祉計画案について ・アンケート調査の実施について 等
令和5年8月24日	第2回南相馬市地域福祉計画策定推進委員会 ・アンケート調査及び地域福祉懇談会の結果について ・南相馬市地域福祉計画骨子案について 等
令和5年11月14日	第3回南相馬市地域福祉計画策定推進委員会 ・南相馬市地域福祉計画(素案)の検討について
令和6年1月16日	第4回南相馬市地域福祉計画策定推進委員会 ・パブリックコメントの結果及び素案の変更について

2 南相馬市地域福祉計画策定推進委員会委員名簿

区分	所属団体	氏名	備考
学識経験者	人権擁護委員	相馬人権擁護委員協議会 池田 雅子	
	保護司	相馬地区保護司会 千田七五三蔵	
保健福祉及び医療関係者	社会福祉法人	南相馬市社会福祉法人連絡会 寺田 進	
	社会福祉法人	南相馬市社会福祉法人連絡会 鹿山 奈美	副委員長
	精神保健福祉士	相馬地方基幹相談支援センター 伏見 香代	
地域福祉関係者	民生委員・児童委員	南相馬市民生委員児童委員連絡協議会 佐藤 正彦	委員長
	主任児童委員	南相馬市民生委員児童委員連絡協議会 鶴蒔ひろみ	
	ボランティア	鹿島ボランティア連絡協議会 前田 重光	
地域住民の代表者	行政区長	南相馬市区長連絡協議会 江井 芳夫	
その他市長が指名する者	社協職員	南相馬市社会福祉協議会 佐藤 清彦	

3 南相馬市地域福祉計画策定推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 市は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条に基づき、福祉分野の包括的な計画となる南相馬市地域福祉計画(以下「計画」という。)を策定し、地域福祉の推進を図るため、南相馬市地域福祉計画策定推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画の進捗管理に関すること。
- (3) 計画に係る調査等に関すること。
- (4) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、10人以内の委員で組織する。

2 委員は、次に掲げる者について市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健福祉及び医療関係者
- (3) 地域福祉関係者
- (4) 地域住民の代表者
- (5) その他市長が指名する者

3 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長等)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の中から互選により選任する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。ただし、最初に開かれる会議は、市長が招集し、委員長が選任されるまでの間、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければこれを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴き、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部社会福祉課において行う。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は委員長が委員会に諮って別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(南相馬市健康福祉総合計画推進連絡会議設置要綱の廃止)

2 南相馬市健康福祉総合計画推進連絡会議設置要綱(平成21年南相馬市告示第122号)は、廃止する。

(南相馬市地域福祉計画推進委員会設置要綱の廃止)

3 南相馬市地域福祉計画推進委員会設置要綱(平成21年南相馬市告示第124号)は、廃止する。

**第4期 南相馬市地域福祉計画
第4次 南相馬市地域福祉活動計画
(再犯防止推進計画・成年後見制度利用促進基本計画)**

発行・編集 令和6年3月

南相馬市 健康福祉部 社会福祉課
〒975-8686
福島県南相馬市原町区本町二丁目 27 番地
TEL: 0244-24-5321

社会福祉法人 南相馬市社会福祉協議会
〒975-0011
福島県南相馬市原町区小川町322番地の1
TEL: 0244-24-3415

